有価証券報告書

事業年度 自 平成 18 年 4 月 1 日 (第5期) 至 平成 19 年 3 月 31 日



有価証券報告書

- 1 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条 の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデ ータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

頁

第5期 有	有価証券報告書	
【表紙】		1
第一部	【企業情報】	
第1	【企業の概況】	2
	1 【主要な経営指標等の推移】	2
	2 【沿革】	7
	3 【事業の内容】	8
	4 【関係会社の状況】	9
	5 【従業員の状況】	
第 2	【事業の状況】	
	1 【業績等の概要】	12
	2 【生産、受注及び販売の状況】	
	3 【対処すべき課題】	45
	4 【事業等のリスク】	46
	5 【経営上の重要な契約等】	
	6 【研究開発活動】	····54
	7 【財政状態及び経営成績の分析】	
第3	【設備の状況】	
	1 【設備投資等の概要】	
	2 【主要な設備の状況】	
	3 【設備の新設、除却等の計画】	
第4	【提出会社の状況】	
	1 【株式等の状況】	
	2 【自己株式の取得等の状況】	
	3 【配当政策】	
	4 【株価の推移】	
	5 【役員の状況】	
	6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	
第5	【経理の状況】	· 104
	1 【連結財務諸表等】	
	2 【財務諸表等】	
第6	【提出会社の株式事務の概要】	
第7		
	1 【提出会社の親会社等の情報】	
	2 【その他の参考情報】	
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	• 198
監査報告	書	·巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年6月28日

【事業年度】 第5期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 経営管理室長 古川裕二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理室主計室長 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		1	1	1	1	
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	441, 737	881, 057	813, 820	755, 391	807, 694
うち連結信託報酬	百万円	7, 809	4, 619	7, 297	7, 575	8, 227
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△312, 367	△934, 231	312, 550	276, 599	302, 671
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△580, 624	△1, 379, 130	304, 453	314, 386	552, 661
連結純資産額	百万円	85, 262	830, 854	1, 096, 294	1, 255, 393	1, 648, 636
連結総資産額	百万円	34, 922, 723	31, 889, 904	31, 624, 436	28, 247, 691	27, 462, 271
1株当たり純資産額	円	△150. 34	△53. 43	△45. 13	△39. 74	△31. 89
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△253. 16	△56. 61	9. 25	9. 57	17. 16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円			3. 53	4. 52	10. 24
連結自己資本比率 (国内基準)	%	2.07	7. 14	8.83	9.08	9. 65
連結自己資本利益率	%				_	38.0
連結株価収益率	倍	_	_	_		_
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△780, 139	$\triangle 1, 477, 853$	△331, 430	△575, 824	△226, 951
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	433, 887	31, 224	513, 831	△365, 127	424, 071
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△75, 479	1, 916, 425	79, 821	△451, 104	△340, 301
現金および現金同等物の 期末残高	百万円	1, 611, 074	2, 080, 653	2, 342, 917	960, 248	817, 113
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16, 386 [6, 260]	11, 924 [7, 813]	10, 360 [8, 368]	8, 047 [6, 933]	8, 158 [6, 938]
信託財産額	百万円	1, 729, 365	1, 738, 749	1, 534, 845	1, 495, 298	1, 608, 218
()分 1	>±41. → A	と か 沙 車 4分 ファド	1. 1. 200 # 200 - A 31	Lineman Anna		

⁽注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

² 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用 指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に 定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以 前は、銀行法14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してお ります。
- 6 連結自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 7 平成13年12月12日に株式移転により完全親会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立したことに 伴い、当社株式は平成13年12月5日に上場廃止になったため、連結株価収益率を表示しておりません。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。
- 9 従業員数は、就業人員数を表示しております。

「1株当たり情報」に記載しております。

10 当社は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更いたしました。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	371, 264	743, 584	753, 207	712, 658	796, 431
うち信託報酬	百万円	7, 809	4, 619	7, 297	7, 575	8, 227
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△316, 405	△977, 962	236, 431	254, 570	284, 937
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△583, 069	△1, 415, 772	311, 455	317, 328	546, 871
資本金	百万円	443, 158	279, 928	279, 928	279, 928	279, 928
発行済株式総数	千株	普通株式 4,884,803 甲種朱式10,970 乙種先株 10,970 乙種先株 680,000 丁種先 680,000 丁優先 第株 二式 240,000 己優先 種第株 240,000 己優先 80,000	普 30,819,595 甲優 30,819,595 甲優 5,970 乙優 156 一式 100 丁優 240,000 己優 1年 240,000 己優 1年 240,000 己優 1年 240,000 日 100 日 100 日 100 日 100 日 12,500,000 第一式 12,808,217 第一式 12,808,217 第一级 12,808,217 第一级 12,808,217 第一级 12,500,000	普 30,819,722 甲優 30,819,722 甲優 5,970 乙優 種先 種先 種先 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 半年 第株 第株 第株 第年 240,000 己優 12,500,000 第1 年株 30,000 第1 年株 30,000 第1 年株 30,000 第2 年株 30,000 第2 年 12,808,217 第3 年 3 年 12,808,217	普 30,843,933 五優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 第表 12,500,000 120 第 5 5 6 6 7 7 8 8 8 9 7 8 8 9 7 8 8 9 7 8 8 9 7 8 8 9 7 8 9 8 9	普 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 第優 12,500,000 12,500,000 160 17,500,000 17
純資産額	百万円	118, 146	818, 782	1, 088, 443	1, 252, 323	1, 490, 032
総資産額	百万円	31, 750, 707	28, 612, 504	28, 311, 025	28, 336, 485	27, 427, 023
預金残高	百万円	22, 356, 118	20, 328, 898	19, 832, 385	19, 616, 086	19, 493, 511
貸出金残高	百万円	21, 412, 766	18, 590, 575	17, 551, 865	17, 993, 501	17, 818, 392
有価証券残高	百万円	5, 267, 210	5, 501, 412	5, 104, 791	5, 657, 135	5, 257, 370
1株当たり純資産額	円	△143. 60	△53. 83	△45. 39	△39. 84	△32. 20

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円(円)	普 甲優 乙優 丁優 戊優 己優 普 甲優 乙優 丁優 戊優 己優 通 種先 有大 一式	普甲優 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 普 甲優 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第週 種先 種先 種先 種先 種先 1先 2先 3先 通 種先 種先 種先 種先 1先 2先 3: 株 第株 第株 第株 第株 第株 第株 第株 第株 種株 種株 種株 株 第株 第株 第株 第株 種株 種株 種 第式 二式 一式 一式 一式 第式 第式 第式 二式 一式 一式 一式 第式 第式 第一 一 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回	普 甲優 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 普優 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第週 種先 種先 種先 種先 種先 種先 種先 種先 種株 種株 葉株 第株	已種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.1305 第2種第一回 優先株式 0.1305 第3種第一回	普 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 普 乙優 丁優 戊優 己優 第優 第優 第優 第 44.5 14.5 14.5 15.5 16.5 16.5 16.5 16.5 16.5 16.5 16
			優先株式 —)	優先株式 0.1295)	優先株式 0.1305)	優先株式 0.1855)

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△254. 23	△58. 12	9. 48	9. 67	16. 97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_		3. 62	4. 56	10. 13
単体自己資本比率 (国内基準)	%	2. 27	7. 57	9. 62	8. 99	9. 64
自己資本利益率	%	_			_	39. 8
株価収益率	倍	_			_	
配当性向	%	_	_	64. 34	86. 86	85.44
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	9, 930 [3, 106]	8, 481 [5, 537]	7, 709 [5, 946]	7, 822 [6, 916]	7, 938 [6, 918]
信託財産額	百万円	1, 729, 365	1, 738, 749	1, 534, 845	1, 495, 298	1, 608, 218
信託勘定貸出金残高	百万円	326, 028	235, 055	205, 527	174, 418	151, 362
信託勘定有価証券残高	百万円	127, 309	102, 500	50, 973	0	0

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用第8号)を適用しております。
 - 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 4 第5期(平成19年3月)中間配当についての取締役会決議は平成19年3月26日に行いました。
 - 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
 - 6 自己資本比率は、第5期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第 19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。 なお、第4期(平成18年3月)以前は、銀行法14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
 - 7 自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
 - 8 平成13年12月12日に株式移転により完全親会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立したことに 伴い、当社株式は平成13年12月5日に上場廃止になったため、株価収益率を表示しておりません。
 - 9 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しておりますが、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。
 - 10 従業員数は、就業人員数を表示しております。
 - 11 当社は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更しております。このため第1期は、平成15年2月28日までが株式会社大和銀行(第146期)、平成15年3月1日以降は株式会社りそな銀行からなる計数を記載しております。

2 【沿革】

- 大正7年5月 大阪市に株式会社大阪野村銀行設立
- 昭和2年1月 株式会社大阪野村銀行、商号を株式会社野村銀行に変更
- 〃 18年7月 埼玉県下4銀行が合併し、株式会社埼玉銀行を設立
- " 20年5月 9 貯蓄銀行の合併により株式会社日本貯蓄銀行設立
- " 23年7月 株式会社日本貯蓄銀行、商号を株式会社協和銀行に変更
- 〃 23年10月 株式会社野村銀行、商号を株式会社大和銀行に変更
- 平成3年4月 株式会社協和銀行と株式会社埼玉銀行が対等合併し、株式会社協和埼玉銀行となる
- # 4年9月 株式会社協和埼玉銀行、商号を株式会社あさひ銀行に変更
- 12年6月 株式会社大和銀行、住友信託銀行株式会社との基本合意(平成12年3月)に基づき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を設立
- 13年2月 株式会社大和銀行、株式会社なみはや銀行より営業の一部を譲受ける
- 〃 13年9月 大和銀行グループと株式会社あさひ銀行の経営統合に基本合意
- 〃 13年12月 株式会社大和銀行、大和銀信託銀行株式会社を設立
- " 13年12月 株式会社近畿大阪銀行、株式会社奈良銀行と共同で株式移転により持株会社「株式 会社大和銀ホールディングス」を設立
- " 14年3月 株式会社大和銀ホールディングスは株式交換により株式会社あさひ銀行と経営統合、株式会社あさひ銀行は株式会社大和銀ホールディングスの完全子会社となる
- 14年4月 株式会社大和銀ホールディングスはグループの新名称をりそなグループとする
- 14年8月 株式会社大和銀ホールディングス、株式会社埼玉りそな銀行を設立
- 〃 14年10月 株式会社大和銀行、あさひ信託銀行株式会社と合併
- 14年10月 株式会社大和銀ホールディングス、商号を株式会社りそなホールディングスに変更
- 7 15年3月 株式会社大和銀行、株式会社埼玉りそな銀行分割後の株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更
- # 15年7月 預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行
- 15年8月 株式会社りそな銀行と株式会社りそなホールディングスとの株式交換により、預金 保険機構が株式会社りそなホールディングスの普通株式及び議決権付優先株式を取 得
- 〃 18年1月 株式会社りそな銀行、株式会社奈良銀行と合併

3 【事業の内容】

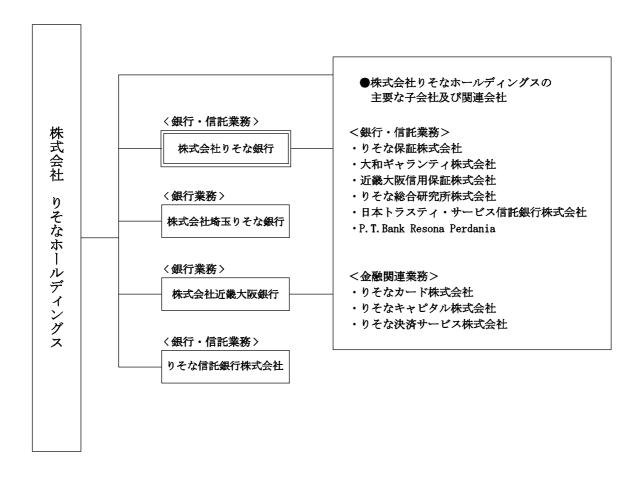
当社、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社は、4社の親会社である株式会社りそなホールディングス等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、海外SPCの整理等を進めて参りました結果、当連結会計年度末における当社の連結会社数は、海外連結子会社7社及び持分法適用関連会社4社となりました。

りそなグループのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

[当社グループの事業系統図]



4 【関係会社の状況】

		資本金又	- シェドキ※	議決権の		当	社との関係	※ 内容	
名称	住所	は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	所有(又は 被所有) 割合(%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
〔親会社〕 株式会社りそな ホールディングス (注)2	大阪市 中央区	327, 201	銀行持株会社	被所有 100.0	11 (5)		経営管理 預金取引 関係 金銭貸借 関係	当社から 建物の一 部を賃借	_
[連結子会社] Daiwa International Finance(Cayman) Limited (注)6	英国領 西インド諸 島グランド ケイマン島	千米ドル	ファイナンス	_	1		預金取引 関係	_	_
Daiwa PB Limited (注)6	英国領 西インド諸 島グランド ケイマン島	千米ドル	ファイナンス	_	1	_	預金取引 関係	_	_
P.T.Bank Resona Perdania (注)7	インドネシ ア共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 285,000	銀行	43. 4	4		コルレス 関係 預金取引 関係 登銭 関係	_	_
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシ ア共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 25,000	リース	100. 0 (76. 0)	2	_	金銭貸借関係		_
TD Consulting Co., Limited (注) 7	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルテ ィング	49. 0	2		金銭貸借関係	_	
Asahi Finance (Cayman)Ltd.	英国領 西インド諸 島グランド ケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	100.0	2	_	預金取引 関係 金銭貸借 関係	_	_
Resona Preferred Global Securities (Cayman)Limited (注)1	英国領 西インド諸 島グランド ケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	100.0	2		_	_	_
〔持分法適用 関連会社〕 りそな保証 株式会社	さいたま市浦和区	14, 000	信用保証	37. 2	1	_	保証委託 関係 預金取引 関係	_	_
大和ギャランティ 株式会社	大阪市 中央区	6, 000	信用保証	 [100. 0]	1	_	保証委託 関係 預金取引 関係	当社から 建物の一 部を賃借	_

	資本金又 _		ナ亜と事業	議決権の						
名称	住所は出資金	は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	所有(又は 被所有) 割合(%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提携	
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	51,000	信託銀行	33. 3	_		預金取引 関係		手形交換業務	
日本トラスティ 情報システム 株式会社	東京都府中市	300	情報処理サービス	25. 0	3 (1)	_	預金取引 関係 金銭貸借 関係	_	_	

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedであります。
 - 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社りそなホールディングスであります。
 - 3 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社はありません。
 - 4 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 - 5 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
 - 6 Daiwa International Finance(Cayman)Limited及びDaiwa PB Limitedは、平成19年4月2日に清算登記が完了いたしました。
 - 7 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	一一人が17十0月01日が圧
従業員数(人)	8, 158 [6, 938]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員7,136人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7, 938 [6, 918]	37. 9	15.0	6, 624

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は7,112人であります。また、取締役を兼務しない執行役員24名も含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 3 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には、受入出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
 - 4 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 - 5 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,440人(出向者を含む)であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当連結会計年度の世界経済は、BRICsや新興国など地域的な広がりをもって、高成長が持続しました。

米国では、住宅投資が大幅に減少し、景気の下押し要因となりましたが、雇用・所得環境が堅調であり、個人消費が底固く、経済の下支えとなりました。アジアでは、中国が段階的に金融引き締めを実施するなど、景気過熱抑制策をとりましたが影響は限定的で、高い経済成長を続けました。ユーロ圏では生産増加と企業収益改善が設備投資・個人消費につながり、堅調な景気拡大が続きました。

当連結会計年度のわが国経済は、前連結会計年度と比較しテンポは鈍化したものの、プラス成長を続けました。

輸出は、海外経済の拡大を背景に、増勢が続きました。企業は、設備の不足感が強いなか、収益が高水準を維持したこともあり、設備投資を積極的に行いました。一方で、企業は慎重さも崩しておらず、雇用者所得の伸びは限定的なものに留まりました。消費は、所得の伸び悩みに加え、天候不順の影響も重なり、夏場にかけては一時的に落ち込む場面が見られました。しかし、秋以降は持ち直し、概ね横ばいで推移しました。住宅投資は、金利の先高感や、雇用情勢の改善、地価の底値感の台頭から緩やかに増加しました。こうした内外需の増加を背景に生産は増加を続けました。IT関連の在庫積み上がりはみられましたが、全体として在庫水準は低く、在庫調整圧力は限定的に留まりました。

国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて夏場にかけて上昇傾向を辿りましたが、年度後半は原油価格が反落したことで、一転して伸びは鈍化しました。一方、消費者物価(全国、除く生鮮食品)は8月に実施された5年毎の基準改定により下方修正されたことと、年度後半にかけては、原油価格下落の影響もあり、ゼロ近辺での推移となりました。

金融資本市場に目を転じると、日本銀行は経済・物価情勢を踏まえ、7月におよそ5年ぶりにゼロ金利を解除、2月には追加利上げを実施し、無担保コール翌日物金利の誘導水準を合わせて0.50%引き上げました。短期金利は、2度の利上げを受け、上昇基調を辿りましたが、先高感は乏しく、上昇幅は限定的となりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は海外金利の上昇や利上げ観測の台頭を受け、上昇する場面も見られましたが、米国景気の減速や消費者物価の下方改定を材料に、振れを伴いながらも低下基調を辿りました。株式市場は、世界的な株価下落を受け、6月には日経平均が1万4,000円台まで下落しましたが、実体経済の緩やかな拡大を受け、2月には平成12年初め以来となる1万8,000円台を一時回復しました。円の対ドルレートは、期初に一時的に110円割れとなりましたが、日米金利格差を背景として、基調としては緩やかに円安が進行し、1月には120円台乗せに達しました。その後は米国景気の不透明感も台頭し、小幅円高方向に揺り戻す展開となりました。

(経営方針)

当社は、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、平成15年11月に「りそな再生のための集中再生期間における計画」(HOPのための計画)を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。翌平成16年11月には、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける計画(STEPのための計画)を策定・公表し、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」を重点課題として様々な改革に取組んでまいりました。

さらに、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成18年11月に「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける計画として、平成22年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」(JUMPのための計画)を公表し、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当社グループでは、お客さまに一番近い営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化(証券、IP0支援、国際業務等)、利便性向上(クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等)、品揃え充実(投資信託、住宅ローン等)を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

・サービス改革の追求

当社グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。 今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

(業績)

上述いたしました改革に積極的に取り組んだ結果、当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比7,854億円減少して27兆4,622億円となりました。

資産では、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比1,817億円増加して1兆1,786億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比3,892億円減少して5兆2,607億円になったほか、貸出金は前連結会計年度末比1,848億円減少して17兆8,502億円となっております。また、繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直しました結果、繰延税金資産は前連結会計年度末比2,755億円増加して2,758億円となりました。なお、支払承諾見返が前連結会計年度末比5,025億円減少して5,507億円となっておりますが、これは当連結会計年度から有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺して表示することになったことなどによるものであります。

負債につきましては、預金が前連結会計年度末比1,077億円減少して19兆5,280億円に、譲渡性預金が115億円減少して1兆8,236億円にそれぞれなりましたほか、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比1兆580億円減少して1兆4,959億円になりました。一方、借用金は前連結会計年度末比7,336億円増加して7,755億円に、社債は前連結会計年度末比187億円増加して6,161億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比70億円増加し、6兆8,343億円となっております。

会社法の施行などに伴い、従来の資本の部は純資産の部となりましたが、その内訳は、株主資本合計が1兆2,299億円、評価・換算差額等合計が2,694億円、少数株主持分が1,492億円で、合計1兆6,486億円となっております。なお、従来の資本の部にあたる金額は1兆5,147億円で、前連結会計年度末比2,593億円の増加となりました。優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、△31円89銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比523億円増加し、8,076億円となりました。 内訳を見ますと、連結子会社の減少などにより役務取引等収益が前連結会計年度比369億円減少し て1,204億円となったものの、貸出金利息が前連結会計年度比68億円、有価証券利息配当金が前連 結会計年度比117億円それぞれ増加しており、資金運用収益全体としては前連結会計年度比378億円 増加して4,595億円と好調でありましたほか、信託報酬が前連結会計年度比6億円増加して82億円、 特定取引収益が前連結会計年度比187億円増加して220億円などとなっております。また、その他経 常収益が前連結会計年度比350億円増加して1,367億円となっておりますが、これは、主として株式 等売却益の増加によるものであります。

経常費用は、前連結会計年度比262億円増加し、5,050億円となりました。内訳では、役務取引等費用は前連結会計年度比71億円減少して434億円となりましたものの、預金利息や社債利息の増加などにより、資金調達費用は前連結会計年度比361億円増加して850億円、その他業務費用は前連結会計年度比97億円増加して360億円、その他経常費用は前連結会計年度比110億円増加して、1,114億円となっております。営業経費につきましては、連結子会社の減少と削減努力の継続などにより、前連結会計年度比238億円減少して2,285億円となっております。

特別利益は、償却債権取立益の減少などにより前連結会計年度比248億円減少して239億円となりました。また、特別損失につきましては、減損損失の増加などにより前連結会計年度比47億円増加して、78億円となっております。なお、当連結会計年度におきましては、繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直しました結果、法人税等調整額が前連結会計年度比2,272億円減少して△2,335億円となり、連結当期純利益の増加に寄与しております。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比260億円増加し、3,026億円に、連結当期純利益は 前連結会計年度比2,382億円増加し、5,526億円となりました。また、1株当たり当期純利益は17円 16銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地 別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、9.65%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比3,488億円支出が減少して、2,269億円の支出となりました。これはコールローン等の増加やコールマネー等の減少など市場性資金の変動が主な要因となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比7,891億円収入が増加して4,240億円の収入となりました。これは有価証券の売却が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比1,108億円支出が減少し3,403億円の支出となりました。これは前連結会計年度に計上された優先出資証券の償還による支出などがなくなった事が主な要因となっております。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、当連結会計年度期首に比べ1,431億円減少して8,171億円となりました。

(1) 国内·海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内は3,618億円、海外は118億円となり、合計(相殺消去後。 以下同じ)では、3,745億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ82億円、215億円となりました。 また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では769

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では769 億円、246億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性 類	规则	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	355, 855	17, 220	154	372, 920
實金連用収又 -	当連結会計年度	361, 899	11, 880	△775	374, 554
る ナ 次 A 実田 加 光	前連結会計年度	419, 483	22, 616	20, 334	421, 765
うち資金運用収益	当連結会計年度	456, 184	16, 917	13, 515	459, 586
こと 次 人 泗	前連結会計年度	63, 628	5, 395	20, 179	48, 844
うち資金調達費用	当連結会計年度	94, 285	5, 037	14, 290	85, 032
/축하/ 최고비	前連結会計年度	7, 575	_	_	7, 575
信託報酬	当連結会計年度	8, 227	_	_	8, 227
	前連結会計年度	106, 407	256	_	106, 663
役務取引等収支 -	当連結会計年度	76, 642	275	△5	76, 924
こと 須要用目が向来	前連結会計年度	157, 001	356	27	157, 330
うち役務取引等収益	当連結会計年度	120, 041	382	14	120, 409
こと 犯数時間 炊井田	前連結会計年度	50, 593	100	27	50, 666
うち役務取引等費用	当連結会計年度	43, 398	106	20	43, 485
医学验制加士	前連結会計年度	3, 036	_	_	3, 036
特定取引収支	当連結会計年度	21, 566	_	_	21, 566
5.4 株/ウトコルナ	前連結会計年度	3, 238	_	_	3, 238
うち特定取引収益	当連結会計年度	22, 021	_	_	22, 021
5.4 性学取り専用	前連結会計年度	202	_	_	202
うち特定取引費用	当連結会計年度	455	_	_	455
フの仏光が向士	前連結会計年度	37, 044	437	_	37, 481
その他業務収支	当連結会計年度	25, 024	△396	_	24, 628
こと スのは米が田子	前連結会計年度	63, 309	437	_	63, 747
うちその他業務収益	当連結会計年度	61, 085	△396	_	60, 688
5ナスの4世数典甲	前連結会計年度	26, 265	0	_	26, 266
うちその他業務費用	当連結会計年度	36, 060	_	_	36, 060

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

³ 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆7,708億円(相殺消去前)となりま した。

このうち国内は24兆5,059億円、海外は2,648億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に24兆8,691億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は24兆7,533億円、海外は1,158億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.86%、海外は6.38%、合計では1.87%となりました。 資金調達勘定の利回りは、国内は0.38%、海外は4.34%、合計では0.34%となりました。

① 国内

#850	平均残高	利息	利回り
舟加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
前連結会計年度	23, 792, 674	419, 483	1. 76
当連結会計年度	24, 505, 959	456, 184	1.86
前連結会計年度	17, 312, 116	326, 857	1.88
当連結会計年度	17, 722, 585	332, 521	1.87
前連結会計年度	5, 369, 551	60, 354	1. 12
当連結会計年度	5, 256, 156	72, 454	1. 37
前連結会計年度	606, 198	1,874	0.30
当連結会計年度	1, 040, 500	7, 317	0.70
前連結会計年度	_	_	_
当連結会計年度	57	0	0. 41
前連結会計年度	14, 366	7	0.04
当連結会計年度	45, 166	122	0. 27
前連結会計年度	415, 792	7, 195	1.73
当連結会計年度	316, 923	9, 487	2. 99
前連結会計年度	25, 462, 322	63, 628	0. 24
当連結会計年度	24, 753, 307	94, 285	0. 38
前連結会計年度	18, 820, 131	19, 192	0.10
当連結会計年度	18, 710, 603	34, 486	0.18
前連結会計年度	1, 829, 061	565	0.03
当連結会計年度	2, 271, 184	6, 351	0. 27
前連結会計年度	2, 871, 003	2, 928	0.10
当連結会計年度	2, 067, 773	6, 416	0. 31
前連結会計年度	392, 201	26	0.00
当連結会計年度	90, 662	300	0. 33
前連結会計年度	127, 771	452	0.35
当連結会計年度	107, 534	746	0. 69
前連結会計年度	_	_	_
当連結会計年度	_	_	_
前連結会計年度	373, 819	8, 614	2. 30
当連結会計年度	407, 689	5, 291	1. 29
	当連結会計年度 前連結会計年度 前連結会計年度 前連結会計年度 前連結会計年度 前連結会計年度 当連結結会計年度	### ### ### ### #### ################	期別 金額(百万円) 金額(百万円) 前連結会計年度 23,792,674 419,483 当連結会計年度 24,505,959 456,184 前連結会計年度 17,312,116 326,857 当連結会計年度 17,722,585 332,521 前連結会計年度 5,369,551 60,354 当連結会計年度 5,256,156 72,454 前連結会計年度 606,198 1,874 当連結会計年度 1,040,500 7,317 前連結会計年度 57 0 前連結会計年度 45,166 122 前連結会計年度 415,792 7,195 当連結会計年度 25,462,322 63,628 当連結会計年度 18,820,131 19,192 当連結会計年度 18,820,131 19,192 当連結会計年度 1,829,061 565 当連結会計年度 2,271,184 6,351 前連結会計年度 2,067,773 6,416 前連結会計年度 392,201 26 当連結会計年度 127,771 452 当連結会計年度 107,534 746 前連結会計年度 107,534 746

- (注) 1
- 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社につ いては、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び 利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性無	州川	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	493, 439	22, 616	4. 58
頁金連用例と	当連結会計年度	264, 847	16, 917	6. 38
る ナ 代山 ム	前連結会計年度	194, 834	6, 680	3. 42
うち貸出金	当連結会計年度	118, 509	6, 715	5. 66
ると右体証光	前連結会計年度	292, 161	15, 507	5. 30
うち有価証券	当連結会計年度	137, 955	9, 429	6.83
うちコールローン	前連結会計年度	3, 551	358	10. 10
及び買入手形	当連結会計年度	6, 310	726	11.51
ふ ナ 豊祖 上掛 字	前連結会計年度	_	_	_
うち買現先勘定	当連結会計年度	_	_	_
うち債券貸借取引	前連結会計年度	_	_	_
支払保証金	当連結会計年度	_	_	_
され至け入	前連結会計年度	1, 074	32	3.06
うち預け金	当連結会計年度	353	2	0.64
// ↑ ↑ □ ↑ ★ サレナ	前連結会計年度	193, 713	5, 395	2. 78
資金調達勘定	当連結会計年度	115, 817	5, 037	4. 34
るチマガ人	前連結会計年度	18, 929	539	2.84
うち預金	当連結会計年度	25, 211	1, 427	5. 66
こと 添油州五人	前連結会計年度	_	_	_
うち譲渡性預金	当連結会計年度	_	_	_
うちコールマネー	前連結会計年度	1, 115	19	1.78
及び売渡手形	当連結会計年度	953	49	5. 22
ると言語と掛合	前連結会計年度	_	_	_
うち売現先勘定	当連結会計年度	_	_	_
うち債券貸借取引	前連結会計年度	_	_	_
受入担保金	当連結会計年度	_	_	_
うちコマーシャル・	前連結会計年度	_	_	_
ペーパー	当連結会計年度	_	_	_
ふナ 出田 今	前連結会計年度	9, 680	411	4. 25
うち借用金	当連結会計年度	7, 786	410	5. 26

- (注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

		平	均残高(百万)	円)	;			
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
次入軍甲掛合	前連結会計年度	24, 286, 114	470, 983	23, 815, 131	442, 099	20, 334	421, 765	1. 77
資金運用勘定	当連結会計年度	24, 770, 807	233, 944	24, 536, 862	473, 102	13, 515	459, 586	1.87
5 + 代山人	前連結会計年度	17, 506, 951	169, 494	17, 337, 456	333, 537	4, 652	328, 884	1.89
うち貸出金	当連結会計年度	17, 841, 094	88, 251	17, 752, 842	339, 236	3, 511	335, 724	1. 89
5 + 七加亞 平	前連結会計年度	5, 661, 713	299, 924	5, 361, 789	75, 861	15, 657	60, 204	1. 12
うち有価証券	当連結会計年度	5, 394, 111	144, 941	5, 249, 170	81, 883	9, 948	71, 935	1. 37
うちコールローン	前連結会計年度	609, 749	_	609, 749	2, 233	24	2, 209	0.36
及び買入手形	当連結会計年度	1, 046, 810	132	1, 046, 678	8, 043	23	8, 020	0.76
5.4 胃珀化排令	前連結会計年度	_	_	_	_	_	_	_
うち買現先勘定	当連結会計年度	57	_	57	0	_	0	0.41
うち債券貸借取引	前連結会計年度	14, 366	_	14, 366	7	_	7	0.04
支払保証金	当連結会計年度	45, 166	_	45, 166	122	_	122	0. 27
うち預け金	前連結会計年度	416, 866	1, 169	415, 697	7, 228	0	7, 228	1. 73
プ り頂け 金	当連結会計年度	317, 277	147	317, 129	9, 490	31	9, 458	2. 98
資金調達勘定	前連結会計年度	25, 656, 036	464, 501	25, 191, 534	69, 023	20, 179	48, 844	0. 19
貝並酮建樹足	当連結会計年度	24, 869, 124	227, 674	24, 641, 450	99, 323	14, 290	85, 032	0. 34
うち預金	前連結会計年度	18, 839, 060	378	18, 838, 682	19, 731	_	19, 731	0. 10
プの頂金	当連結会計年度	18, 735, 815	291	18, 735, 523	35, 913	22	35, 890	0. 19
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1, 829, 061	_	1, 829, 061	565	_	565	0.03
プロ議役1年頂金	当連結会計年度	2, 271, 184		2, 271, 184	6, 351	_	6, 351	0. 27
うちコールマネー	前連結会計年度	2, 872, 118	1, 049	2, 871, 068	2, 948	24	2, 923	0. 10
及び売渡手形	当連結会計年度	2, 068, 727	148	2, 068, 578	6, 466	15	6, 450	0. 31
され 書租 生物学	前連結会計年度	392, 201	_	392, 201	26	_	26	0.00
うち売現先勘定 	当連結会計年度	90, 662		90, 662	300	_	300	0. 33
うち債券貸借取引	前連結会計年度	127, 771		127, 771	452		452	0. 35
受入担保金	当連結会計年度	107, 534		107, 534	746	_	746	0. 69
うちコマーシャル・	前連結会計年度	_						
ペーパー	当連結会計年度							
うち借用金	前連結会計年度	383, 500	169, 869	213, 631	9, 026	2, 837	6, 188	2. 89
ノ 91日用金	当連結会計年度	415, 475	88, 431	327, 044	5, 701	2, 842	2, 859	0.87

⁽注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び 利息をそれぞれ控除しております。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益合計は1,204億円、役務取引等費用合計は434億円となり、役務 取引等収支合計では769億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
但規	利力	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	157, 001	356	27	157, 330
仅伤以51 寺収益	当連結会計年度	金額(百万円) 金額(百万円 金額(百万円 年度 157,001 356 F度 120,041 382 F度 19,945 50 F度 22,294 67 F度 28,181 300 F度 27,487 307 F度 13,482 — F度 16,443 — F度 21,581 — F度 25,460 — F度 7,114 — F度 7,137 — F度 2,469 — F度 20,459 — F度 3,535 — F度 50,593 100 F度 43,398 106	14	120, 409	
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	19, 945	50	_	19, 996
プラ原金・真田耒傍	当連結会計年度	22, 294	67	_	22, 361
5 + 头 ## *******	前連結会計年度	28, 181	300	_	28, 481
うち為替業務	当連結会計年度	27, 487	307	_	27, 795
うち信託関連業務	前連結会計年度	13, 482	_	_	13, 482
りり信託関連業務	当連結会計年度	16, 443	_	_	16, 443
ると訂光則古光改	前連結会計年度	21, 581	_	_	21, 581
うち証券関連業務	当連結会計年度	25, 460	_	_	25, 460
うち代理業務	前連結会計年度	7, 114	_	_	7, 114
	当連結会計年度	7, 137	_	_	7, 137
うち保護預り	前連結会計年度	2, 469	_	_	2, 469
貸金庫業務	当連結会計年度	2, 441	_	_	2, 441
うち保証業務	前連結会計年度	20, 459	_	_	20, 459
りの休祉未務	当連結会計年度	3, 535	_	_	3, 535
役務取引等費用	前連結会計年度	50, 593	100	27	50, 666
(文務取引等貨用	当連結会計年度	43, 398	106	20	43, 485
ると英葉紫玫	前連結会計年度	6, 330	0	_	6, 330
うち為替業務	当連結会計年度	6, 198	_	_	6, 198

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は220億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性积	划 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	3, 238	_	_	3, 238
村	当連結会計年度	店会計年度 22,021 — 店会計年度 754 — 店会計年度 2,321 — 店会計年度 — — 店会計年度 — — 店会計年度 18,700 — 店会計年度 141 —	_	22, 021	
うち商品有価証券	前連結会計年度	754	_	_	754
収益	当連結会計年度	2, 321	_	_	2, 321
うち特定取引	前連結会計年度	_	_	_	_
有価証券収益	当連結会計年度	_	_	_	_
うち特定金融	前連結会計年度	2, 342	_	_	2, 342
派生商品収益	当連結会計年度	18, 700	_	_	18, 700
うちその他の	前連結会計年度	141	_	_	141
特定取引収益	当連結会計年度	999	_	_	999
特定取引費用	前連結会計年度	202	_	_	202
村	当連結会計年度	455	_	_	455
うち商品有価証券	前連結会計年度	_	_	_	
費用	当連結会計年度	_	_	_	
うち特定取引	前連結会計年度	202	_		202
有価証券費用	当連結会計年度	455	_		455
うち特定金融	前連結会計年度	_		_	_
派生商品費用	当連結会計年度	_		_	
うちその他の	前連結会計年度	_	_	_	_
特定取引費用	当連結会計年度	_		_	

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産は3,628億円、特定取引負債は1,178億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
(里)規	州 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	651, 839	_	_	651, 839
付足取別員座	当連結会計年度	362, 802	_	_	362, 802
うち商品有価証券	前連結会計年度	3, 537	_	_	3, 537
	当連結会計年度	45, 985	_	_	45, 985
うち商品有価証券	前連結会計年度	_	_	_	_
派生商品	当連結会計年度	_	_	_	_
うち特定取引	前連結会計年度	_	_	_	_
有価証券	当連結会計年度	_	_	_	_
うち特定取引	前連結会計年度	_	_	_	_
有価証券派生商品	当連結会計年度	_	_	_	_
うち特定金融派生	前連結会計年度	92, 502	_	_	92, 502
商品	当連結会計年度	81, 003	_	_	81, 003
うちその他の	前連結会計年度	555, 799	_	_	555, 799
特定取引資産	当連結会計年度	235, 812	_	_	235, 812
特定取引負債	前連結会計年度	74, 383		_	74, 383
特定取引負債	当連結会計年度	117, 821	_	_	117, 821
うち売付商品債券	前連結会計年度	14, 360	_	_	14, 360
プログロ 間面関係	当連結会計年度	68, 097	_	_	68, 097
うち商品有価証券	前連結会計年度	37	_	_	37
派生商品	当連結会計年度	64	_	_	64
うち特定取引	前連結会計年度	_	_	_	_
売付債券	当連結会計年度	_	_	_	_
うち特定取引	前連結会計年度	8	_	_	8
有価証券派生商品	当連結会計年度	13	_	_	13
うち特定金融派生	前連結会計年度	59, 976	_	_	59, 976
商品	当連結会計年度	49, 645	_	_	49, 645
うちその他の	前連結会計年度	_	_	_	_
特定取引負債	当連結会計年度	_		_	

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
1里須	划 加	期別 金額(百万円) 金額(百万円) 金額(百万円) 結会計年度 19,614,104 22,019 結会計年度 19,493,511 35,029 結会計年度 12,154,266 10,759 結会計年度 12,089,747 18,756 結会計年度 6,819,240 8,134 結会計年度 6,818,240 16,143 結会計年度 640,598 3,126	金額(百万円)	金額(百万円)	
預金合計	前連結会計年度	19, 614, 104	22, 019	327	19, 635, 797
[月並百司]	当連結会計年度	19, 493, 511	35, 029	527	19, 528, 013
うち流動性預金	前連結会計年度	12, 154, 266	10, 759	174	12, 164, 850
プログル野川工!貝玉	当連結会計年度	12, 089, 747	18, 756		12, 108, 504
うち定期性預金	前連結会計年度	6, 819, 240	8, 134	_	6, 827, 374
	当連結会計年度	6, 818, 240	16, 143		6, 834, 384
うちその他	前連結会計年度	640, 598	3, 126	152	643, 571
	当連結会計年度	585, 523	128	527	585, 125
譲渡性預金	前連結会計年度	1, 835, 230	_		1, 835, 230
	当連結会計年度	1, 823, 690		_	1, 823, 690
δΩ Δ ⇒I	前連結会計年度	21, 449, 334	22, 019	327	21, 471, 027
総合計	当連結会計年度	21, 317, 201	35, 029	527	21, 351, 703

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 定期性預金=定期預金
 - 2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高·構成比)

W-14-111	平成18年3月	31日	平成19年3月31日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	18, 000, 842	100.00	17, 809, 645	100.00	
製造業	2, 002, 813	11. 13	1, 957, 421	10. 99	
農業	8, 292	0.05	8, 919	0.05	
林業	3, 111	0.02	3, 368	0.02	
漁業	8, 031	0.04	7, 907	0.05	
鉱業	20, 929	0. 12	20, 166	0. 11	
建設業	577, 504	3. 21	509, 786	2. 86	
電気・ガス・熱供給・水道業	60, 382	0. 33	50, 946	0. 29	
情報通信業	279, 265	1.55	244, 743	1. 38	
運輸業	479, 768	2. 66	432, 665	2. 43	
卸売・小売業	2, 183, 945	12. 13	1, 992, 931	11. 19	
金融・保険業	1, 037, 948	5. 77	978, 063	5. 49	
不動産業	1, 884, 016	10. 47	1, 978, 908	11. 11	
各種サービス業	1, 841, 595	10. 23	1, 718, 673	9.65	
地方公共団体	353, 691	1.96	317, 666	1.78	
その他	7, 259, 552	40. 33	7, 587, 483	42.60	
海外および特別国際金融取引勘定 分	34, 255	100.00	40, 605	100.00	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	2, 890	8. 44	_	_	
その他	31, 365	91. 56	40, 605	100.00	
合計	18, 035, 098	_	17, 850, 251	_	

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成18年3月	31日	平成19年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	6, 544, 768	36. 29	6, 949, 173	38. 93
うち個人向けアパートローン	1, 840, 789	10. 21	2, 003, 543	11. 22

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
	インドネシア	38, 840
	アルゼンチン	7
平成18年3月31日	エクアドル	0
平成16年3月31日	ロシア連邦	0
	合計	38, 848
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.13)
	インドネシア	44, 659
	アルゼンチン	7
平成19年3月31日	エクアドル	0
	合計	44, 667
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.16)

⁽注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在 する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債 権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
1里共	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	2, 616, 450	_	_	2, 616, 450
当 俱	当連結会計年度	2, 723, 084	_	_	2, 723, 084
地方債	前連結会計年度	187, 891	_	_	187, 891
地力俱	当連結会計年度	198, 481	_	_	198, 481
社債	前連結会計年度	1, 015, 763	_	_	1, 015, 763
1.1頁	当連結会計年度	804, 966	_	_	804, 966
短期社債	前連結会計年度	_	_	_	_
应别红頂	当連結会計年度		_	_	_
株式	前連結会計年度	811, 857	_	_	811, 857
林式	当連結会計年度	742, 448	_	_	742, 448
この44の記光	前連結会計年度	1, 026, 303	57	8, 290	1, 018, 070
その他の証券	当連結会計年度	798, 274	96	6, 615	791, 755
合計	前連結会計年度	5, 658, 266	57	8, 290	5, 650, 033
口前	当連結会計年度	5, 267, 255	96	6, 615	5, 260, 736

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

^{3 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況 金銭信託

科目	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
THE	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
貸出金	174, 018	32. 89	151, 062	29. 18	
有価証券	_		_	_	
その他	355, 088	67. 11	366, 619	70.82	
資産計	529, 106	100.00	517, 681	100.00	
元本	528, 222	99. 83	516, 755	99. 82	
債権償却準備金	528	0. 10	456	0.09	
その他	356	0.07	469	0.09	
負債計	529, 106	100.00	517, 681	100.00	

- (注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。
 - 2 リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金174,018百万円のうち、破綻先債権額は15百万円、延滞債権額は2,918

百万円、3ヵ月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は20,991

百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,030百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金151,062百万円のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288

百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430

百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,967百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり 区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに 掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日	
(具催り) 凸刀	金額(億円) 金額(億円) 5 24 210	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	6	
危険債権	24	36	
要管理債権	210	205	
正常債権	1, 499	1, 260	

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	464, 798	492, 608	27, 810
うち信託報酬	7, 575	8, 227	651
うち信託勘定不良債権処理損失	80	355	275
貸出金償却	139	432	292
その他の債権売却損等	△59	△76	△17
経費(除く臨時処理分)	225, 394	229, 834	4, 439
人件費	72, 076	73, 609	1, 533
物件費	139, 790	142, 724	2, 933
税金	13, 528	13, 500	△27
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	239, 403	262, 774	23, 370
一般貸倒引当金繰入額	376	3, 396	3, 020
業務純益	239, 027	259, 377	20, 349
信託勘定償却前業務純益	239, 108	259, 733	20, 625
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	239, 484	263, 130	23, 645
うち債券関係損益	△7, 622	8, 346	15, 969
臨時損益	15, 542	25, 560	10, 018
株式関係損益	53, 255	65, 740	12, 484
銀行勘定不良債権処理損失	31, 886	58, 355	26, 469
貸出金償却	24, 135	23, 542	△593
個別貸倒引当金純繰入額	9, 888	36, 977	27, 089
債権放棄損	1		△1
特定海外債権引当勘定繰入額	28	$\triangle 4$	△32
その他の債権売却損等	△2, 167	△2, 159	8
その他臨時損益	△5, 826	18, 175	24, 002
経常利益	254, 570	284, 937	30, 367
特別損益	45, 685	16, 042	△29, 643
うち固定資産処分損益	△1, 998	△647	1, 350
うち減損損失	740	5, 937	5, 196
うち与信費用戻入額	48, 424	19, 900	△28, 524
うち事業再構築引当金取崩額	_	101	101
うち店舗チャネル改革引当金 取崩額	_	2, 625	2, 625
税引前当期純利益	300, 256	300, 980	724
法人税、住民税及び事業税	△10, 927	△12, 357	△1, 430
法人税等調整額	△6, 144	△233, 532	△227, 388
当期純利益	317, 328	546, 871	229, 542
			

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+信託報酬+役務取引等収支+特定取引収支+ その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 信託勘定償却前業務純益=業務純益+信託勘定不良債権処理損失
 - 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が 臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託
 - 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 6 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等 債券償却
 - 7 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額
 - 8 与信関連費用総額=信託勘定不良債権処理損失+一般貸倒引当金繰入額+銀行勘定不良債権処理損失-与信費用戻入額

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
給料・手当	63, 350	67, 685	4, 335
退職給付費用	16, 683	2, 445	△14, 238
福利厚生費	9, 917	10, 828	911
減価償却費	9, 114	8, 655	△458
土地建物機械賃借料	22, 091	20, 342	△1,748
営繕費	479	735	255
消耗品費	3, 215	2,770	△444
給水光熱費	2, 934	2, 785	△148
旅費	886	870	△15
通信費	4, 823	3, 762	△1, 060
広告宣伝費	1, 163	1,805	642
租税公課	13, 528	13, 500	△27
その他	86, 134	91, 172	5, 038
合計	234, 323	227, 361	△6, 961

⁽注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1	1.62	1.68	0.06
(イ)貸出金利回		1.86	1.86	0.00
(口)有価証券利回		0.94	1.14	0. 19
(2) 資金調達原価	2	0.94	1.09	0.14
(イ)預金等利回		0.05	0.13	0.07
(口)外部負債利回		0. 20	0.32	0. 11
(3) 総資金利鞘	1)-2	0.67	0. 59	△0.08

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	_		
業務純益ベース	_		
当期純利益ベース	_		

(注) ROE算出式

普通株式に係る業務純益(又は当期純利益)

4 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	19, 616, 086	19, 493, 511	△122, 575
預金(平残)	18, 855, 259	18, 711, 098	△144, 160
貸出金(末残)	17, 993, 501	17, 818, 392	△175, 108
貸出金(平残)	17, 225, 929	17, 719, 346	493, 416

② 個人·法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	10, 754, 602	10, 844, 028	89, 426
法人その他	8, 833, 736	8, 614, 542	△219, 194
合計	19, 588, 339	19, 458, 572	△129, 767

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

^{= {(}期首資本の部合計-期首発行済優先株式数×発行価額)+(期末資本の部合計-期末発行済優先株式数×発行価額)}÷2(当事業年度)

普通株式に係る業務純益(又は当期純利益)

⁼⁻{(期首純資産の部合計-期首発行済優先株式数×発行価額)+(期末純資産の部合計-期末発行済優先株式数×発行価額)}÷2

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	6, 757, 785	7, 159, 439	401, 654
うち住宅ローン残高	6, 544, 768	6, 949, 173	404, 405
うちその他ローン残高	213, 017	210, 265	△2, 751

④ 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	14, 484, 772	14, 604, 748	119, 975
総貸出金残高	2	百万円	17, 993, 501	17, 818, 392	△175, 108
中小企業等貸出金比率	1/2	%	80.50	81.96	1. 46
中小企業等貸出先件数	3	件	650, 014	660, 510	10, 496
総貸出先件数	4	件	652, 320	662, 700	10, 380
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99.64	99. 66	0.02

- (注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社 又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社 及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
元本	末残	528, 222	516, 755	△11, 466
元本	平残	522, 745	504, 909	△17, 835
貸出金 —	末残	174, 018	151, 062	△22, 956
	平残	188, 683	162, 919	△25, 763

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	247, 505	228, 389	△19, 115
法人その他	280, 717	288, 366	7, 649
合計	528, 222	516, 755	△11, 466

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	125, 903	107, 456	△18, 447
うち住宅ローン残高	107, 988	92, 949	△15, 038
うちその他ローン残高	17, 915	14, 507	△3, 408

④ 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	139, 131	118, 053	△21, 077
総貸出金残高	2	百万円	174, 418	151, 362	△23, 055
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	79. 76	77. 99	△1.77
中小企業等貸出先件数	3	件	8, 494	7, 352	△1, 142
総貸出先件数	4	件	8, 542	7, 396	△1, 146
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 43	99. 40	△0.03

⁽注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事美	前事業年度 当事業年度		
性類 	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	173	1, 397	155	1, 136
信用状	3, 534	32, 736	3, 211	33, 643
保証	71, 167	1, 132, 741	61, 385	530, 791
計	74, 874	1, 166, 874	64, 751	565, 570

⁽注) 当事業年度より、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する支払承諾及び支払承諾見返については相殺表示しております。

6 内国為替の状況(単体)

σΛ		前事業年度		当事業年度	
	区分	口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
兴	各地へ向けた分	90, 079	169, 227, 147	94, 887	180, 506, 134
送金為替	各地より受けた分	79, 940	168, 630, 785	83, 887	183, 006, 627
化入版之	各地へ向けた分	2, 002	3, 890, 261	1, 917	3, 926, 860
代金取立	各地より受けた分	815	1, 678, 295	739	1, 381, 473

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度	
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)	
仕向為替	売渡為替	22, 070	22, 784	
買入為替		2, 659	3, 622	
本 什点	支払為替	23, 616	22, 159	
被仕向為替 取立為替		2,772	2, 436	
	合計	51, 117	51,003	

8 併営業務の状況

区分		前事業年	度		当事業年	度
不動産売買の媒介	3,341件		469,800百万円	3,242件		583,745百万円
財産に関する遺言の執行	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
対性に関する息音の歌	255件	228件	153件	216件	253件	116件
財産の取得及び処分の代理取扱	—件		一百万円	—件		一百万円
取得	(")		(")	(")		(")
処分	(")		(")	(")		(")
証券代行業務	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
委託会社数	一社	一社	一社	一社	—社	—社
管理株主数			一名			一名
期中名義書換件数			—件			—件

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目	(注1)	金額(百万円) 279,928 ————————————————————————————————————	金額(百万円) 279,928
うち非累積的永久優先株 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式(△) 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘に伴い増加した自己資本相当額(△) 線延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	(注1)	404, 408	
うち非累積的永久優先株 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式(△) 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	(注1)		
資本剰余金 利益剰余金 目己株式(△) 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) のれん相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非計の合計額) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			
利益剰余金 自己株式(△) 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			404 400
自己株式(△) 自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 非結調整勘定相当額(△) 是本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		98, 332	404, 408
自己株式申込証拠金 社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活調整勘定相当額(△) 非活の合計額) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			545, 629
社外流出予定額(△) その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) のれん相当額(△) ・企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) ・連結調整勘定相当額(△) ・連結調整勘定相当額(△) ・連結調整勘定相当額(△) ・連結調整勘定相当額(△) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_	_
その他有価証券の評価差損(△) 為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 記券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		_	_
為替換算調整勘定 新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 非務化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		_	369, 808
新株予約権 連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) を業・化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		_	_
連結子法人等の少数株主持分 うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連続の金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		△1, 946	△1, 400
基本的項目 (Tier 1) うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		_	_
(Tier 1) 優先出資証券 営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		140, 937	149, 243
営業権相当額(△) のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		135, 079	135, 803
のれん相当額(△) 企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		155,075	155, 605
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			_
無形固定資産相当額(△) 連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		_	1
連結調整勘定相当額(△) 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の [基本的項目] 計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			_
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) 繰延税金資産の控除前の [基本的項目] 計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		31	
(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額(△) 計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			6, 460
計 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		921, 629	1, 001, 538
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	(注2)	_	_
優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	(A)	921, 629	1, 001, 538
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	(注3)	135, 079	135, 803
		48, 985	47, 532
一般貸倒引当金		108, 710	109, 357
補完的項目 負債性資本調達手段等		616, 356	625, 141
(Tier 2) うち永久劣後債務	(注4)	364, 247	393, 045
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	252, 109	232, 095
計		774, 052	782, 031
うち自己資本への算入額	(B)	774, 052	782, 031
控除項目 控除項目 (注 6	(C)	115, 914	95, 040
自己資本額 (A)+(B)-(C)	(D)	1, 579, 767	1, 688, 529
資産(オン・バランス)項目		16, 606, 069	15, 295, 206
オフ・バランス取引等項目		787, 540	1, 214, 444
信田リスク・アセットの 類	(E)	17, 393, 610	16, 509, 650
リスク・ アセット等 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	_	987, 594
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)		79, 007
計((E)+(F))	(H)	17, 393, 610	17, 497, 245
連結自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)	(11)	9. 08	9.65
(参考)Tier 1 比率=(A)/(H)×100(%)			5. 72

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2 平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は275,935百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は300,461百万円であります。
 - 3 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 4 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の すべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 5 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。 ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 6 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

	項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
	製 日		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		279, 928	279, 928
	うち非累積的永久優先株	(注1)	_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		279, 928	279, 928
	その他資本剰余金		72, 280	72, 280
	利益準備金			_
	任意積立金		_	_
	次期繰越利益		146, 196	_
	その他利益剰余金		_	587, 028
	その他		135, 212	142, 521
	自己株式(△)		_	_
基本的項目	自己株式申込証拠金		_	_
(Tier 1)	社外流出予定額(△)		_	369, 808
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	新株予約権		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(2	△)	_	6, 460
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)		913, 546	985, 417
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2)	_	_
	計	(A)	913, 546	985, 417
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	(注3)	135, 079	135, 803
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		48, 985	47, 532
	一般貸倒引当金		108, 341	108, 147
14.546.75 D	負債性資本調達手段等		616, 356	625, 141
補完的項目 (Tier 2)	うち永久劣後債務	(注4)	364, 247	393, 045
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	252, 109	232, 095
	計		773, 683	780, 820
	うち自己資本への算入額	(B)	773, 683	780, 820
控除項目	控除項目(注	È6) (C)	127, 383	98, 033
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	1, 559, 846	1, 668, 205
	資産(オン・バランス)項目		16, 538, 322	15, 191, 844
	オフ・バランス取引等項目		796, 346	1, 216, 278
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	17, 334, 669	16, 408, 123
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	_	895, 429
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)		71, 634
	計((E)+(F))	(H)	17, 334, 669	17, 303, 552
単体自	已資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)		8.99	9. 64
(;	参考)Tier 1 比率=(A)/(H)×100(%)			5. 69

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2 平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は275,386百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は295,625百万円であります。
 - 3 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 4 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 5 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。 ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 6 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

7% / - II.	
発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいず れにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対し て満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止 (制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止 (制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1)監督事由(注)4が発生した場合 (2)直近に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出 更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合。

支払不能事由:

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合。
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言:

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合。

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る当社の分配可能額から、当該事業年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに 掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日	
順惟の巨力	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	353	363	
危険債権	1, 978	2, 523	
要管理債権	2, 623	1, 912	
正常債権	187, 367	184, 385	

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日	
順惟の巨刀	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	358	370	
危険債権	2, 002	2, 560	
要管理債権	2, 834	2, 118	
正常債権	188, 866	185, 646	

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので 記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、「資産効率重視の収益増強」、「取引基盤の拡大」、最重要の戦略資源である「人材の改革」、さらには「信頼度No. 1 への挑戦」を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取組んでまいります。

資産効率重視の収益増強

当社グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取組んでまいります。

・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融グループの実現を目指してまいります。

現場力向上に向けた人材改革

持続的な成長を支える人材強化に取組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人 ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕 組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り(ダイバー シティマネジメント)等に挑戦してまいります。

・信頼度No. 1 への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

りそなグループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりです。

これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクの発生は必ずしも独立して発生するものではなく、あるリスクの発生が他の様々なリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 与信関係費用が増加するリスク

当社は、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理態勢の強化を図っております。また、不良債権については、正確な自己査定に基づき、十分な水準の財務上の手当てを行っております。

しかしながら、今後の国内景気の動向、不動産価格や株価の変動、融資先の経営状況等によっては、想定の範囲を超える償却・引当を余儀なくされ、当社の業績、財務状況及び自己資本の状況に 悪影響を及ぼす可能性があります。

① 融資先の業況悪化

当社の不良債権比率は平成19年3月末で2.65%まで減少し、貸出資産の健全性は大きく改善しておりますが、残高においては5,050億円の金融再生法基準開示債権を有しており、また、正常債権の中にも潜在的なリスクが内包されております。これらに対し、当社では、正確な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施しておりますが、融資先の中には、厳しい経営状況が続いている取引先や、債権放棄、デット・エクイティ・スワップ、第三者割当増資の引受などの金融機関の支援を受け再建途上にある取引先が含まれております。

今後の経済動向や主たる取引金融機関の方針変更等、融資先を取り巻く環境の変化によっては、 信用状態が悪化する融資先が増加したり、新たに金融支援を求められたりすることなどにより、 当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、当社の与信ポートフォリオでは、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。これらはリスクの分散された貸出金でありますが、今後の国内景気の動向等によっては、想定の範囲を超えて、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。更に、今後、金利が上昇した場合には、金利負担の増加に耐えられなくなる融資先が増加し、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

② 貸倒引当金の状況

償却・引当の計上にあたっては、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、今後の不動産価格や株価の変動によっては、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、今後、会計基準の変更等により、当社の自己査定基準、償却・引当基準等を見直した場合には、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

③ 地域経済悪化による貸倒れの増加等

当社は東京都を主とした首都圏と、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいても、大きな割合を占めております。日本経済は緩やかな拡大基調にありますが、これらの地域の経済状態が低迷した場合には、貸倒れの増加や担保価値の下落等により、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、経営状況の厳しい第三セクターや地方公社等があり、今後の動向によっては、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

加えて、地域経済の低迷は、信用保証協会の財務状態に悪影響を与える可能性があり、影響が大きい場合には、代位弁済の遅延により当社の不良債権処理の進捗に支障が生じる可能性があります。

④ 不良債権処理に伴う与信費用等の増加

不良債権については、大幅な削減を実現しておりますが、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、今後も引き続き取引先の早期再生支援に向けた取り組みや不良債権の迅速な処理を進めていきます。

今後の取引先の再生支援、不良債権処理の際には、損失が引当金を上回り追加損失が発生する場合があり、その結果、与信費用が増加する可能性があります。また、平成19年10月より導入される信用保証協会との責任共有制度の影響により、当社の負担が増加する可能性があります。

⑤ 取引先等企業の存立を揺るがす内部統制の欠陥

近年、不正会計処理や不祥事件等、内部統制の欠陥に関わる問題の発生により、企業の信頼性が著しく失墜する、あるいは企業の存立を揺るがす事態が増加しております。こうした事態に当社の取引先が直接的あるいは間接的に関与し、その信用力に悪影響が生じた場合、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

(2) 市場業務に伴うリスク

当社は、デリバティブ取引を含む相場変動を伴う金融商品を取扱うトレーディング業務や債券、株式、ファンド等への投資業務を行っております。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。そのため当社では、過去の相場変動等を基に統計的手法を用いて算出するバリュー・アット・リスク等によるリスク限度の設定、損失額についての損失限度の設定等、厳格なリスク管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行っております。

しかしながら、金融政策の変更や市場動向等により過去の相場変動から予想される範囲を大幅に超える相場変動等が発生した場合、特に、金利が急激に上昇した場合や株価が大幅に下落した場合には、保有するポートフォリオの価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替相場変動に伴うリスク

当社は、資産負債および純資産の一部を外国通貨建で保有しております。これら外国通貨建資産 負債および純資産は、互いに相殺あるいは必要に応じた適切なヘッジによりリスクコントロールを 行っておりますが、予想を超える大幅な外国為替相場の変動が発生した場合は、当社の業績、財務 状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 株式保有に伴うリスク

当社は、株価下落による業績への影響を排除するために、市場性のある株式残高の圧縮を進め、 株価変動リスクを極力削減してきました。また、保有する株式は当連結会計年度末現在で評価益を 計上しております。

しかしながら、極めて著しい株価下落に際しては、保有株式に減損または評価損が発生し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達・流動性に関するリスク

当社は、安定的な資金繰りを達成することを目的として、市場調達、短期調達への過度な依存を抑制するための上限額の設定や預金・貸出金の動向、市場環境の状況に応じたモニタリング等、適切な管理を行っております。

しかしながら、今後、当社を含む本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合や、 当社に対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を 余儀なくされたり、市場から必要な資金の確保が困難になる、あるいは想定の範囲をはるかに超え る預金が流出し、資金繰りに支障が生じる可能性があります。その結果、当社の業績、財務状況に 悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競争激化に伴うリスク

当社は、金融業界の規制緩和の進展や異業種からの参入、政府系金融機関や郵政事業の民営化等により競争が激化するなか、差別化された経営の確立を図り、選ばれる金融サービス企業を目指しております。また、多様化するお客さまのニーズを充足し、お客さまへの商品・サービス提供力において他社との競争を勝ち抜いていくために、新商品の開発や他業界の企業との提携等、様々なビジネス戦略を展開し、収益力の強化を目指しております。

しかしながら、今後も競争が更に激化する場合は、貸出金金利の低下や預金金利の上昇による金利利業の縮小や手数料引き下げによる役務収益の減少等により、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略におけるリスク

当社は、金融サービス業における競争が激化するなか、収益力の強化を目指し、様々なビジネス 戦略を展開しております。これらビジネス戦略の展開に伴い、新規事業の管理・遂行のための人材 の確保、多様化する商品・サービスに対応するためのシステム等の改善、市場環境・価格動向の変 化に即応したリスク管理体制の拡充等が必要となり、新たなコスト負担が生じる可能性があります。 また、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じたり、社会的・経済的環境の大幅な変化 といった予期せぬ事象が発生した場合には、当社が予想した通りの収益が上がらない可能性があり、 その結果、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・優良なお客さまへの貸出増強が進まないこと
- ・リスクに見合った貸出金利利鞘が確保できないこと
- 手数料収入が期待通りに増大しないこと
- ・経費削減等の効率化を目指した施策が期待通りの効果をもたらさないこと
- ・グループ会社間におけるシナジー効果の発揮が期待通りの結果をもたらさないこと

(8) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年3月27日金融庁告示第19号)の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。

当社の自己資本比率は、本「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があり、その場合は、資金調達コストの上昇などにより、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に上記記載の自己資本比率が基準値の4%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社の業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

また、自己資本比率計算上の基本的項目に占める繰延税金資産の割合の上限が平成20年3月末より30%から20%へと引き下げられることから、当社の自己資本比率計算上の自己資本額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(9) 公的資金に関する事項

りそなグループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円(普通株式約2,964億円、優先株式約2兆5,316億円、永久劣後ローン3,000億円)の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」(経営健全化計画)を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告することとされております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構および株式会社整理回収機構が保有する株式会社りそなホールディングスの優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております。(優先株式の内容につきましては、株式会社りそなホールディングス第6期有価証券報告書の第一部 [企業情報] 第4 [提出会社の状況] をご覧下さい。)株式会社りそなホールディングスは公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金(その他資本剰余金)を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、株式会社りそなホールディングスの発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として株式会社りそなホールディングスの株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する株式会社りそなホールディングスの普通株式については、関係当局に対し市場売却を前提とした必要な措置を取っていただくよう申出を行っております。この市場売却を通じ、売却時の市場環境等により株式会社りそなホールディングスの株価に影響を与える可能性があります。

(10) その他の優先株式に関する事項

株式会社りそなホールディングスは上記公的資金の優先株式以外にも取得請求権付優先株式を発行しております(優先株式の内容につきましては、株式会社りそなホールディングス第6期有価証券報告書の第一部 [企業情報] 第4 [提出会社の状況] をご覧ください。)が、これらの優先株式が普通株式に転換されるなど、株式会社りそなホールディングスの発行済株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として株式会社りそなホールディングスの株価が下落する可能性があります。

(11)格付にかかるリスク

当社は、格付機関から格付を取得しております。当社では、収益力増強策や財務の健全性向上策等の諸施策に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため、常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。

また、当社の格付は、本「事業等のリスク」に記載する様々な要因、その他日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等が単独または複合的に影響することによって低下する可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず 資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を 及ぼす可能性があります。

(12) 繰延税金資産にかかるリスク

当社では、将来の課税所得に関して保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しておりますが、繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社の財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(13)退職給付債務にかかるリスク

当社の年金資産の時価が下落した場合、当社の年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生する可能性があります。また、退職金・年金制度の変更により過去勤務債務が発生する可能性があります。これらの未認識債務の発生により将来の退職給付費用が増加し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 元本補てん契約のある信託商品における補てん

当社は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。これらの信託商品は、貸出金や有価証券等により運用されておりますが、貸倒れまたは投資損失等が発生し、債権償却準備金を充当しても元本補てん契約のある信託勘定の元本に欠損が生じた場合は、補てんのための支払にかかる損失を計上する必要があります。その結果、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15)業務運営に伴う事務リスク

当社は、預金・為替・貸出・信託・証券等の幅広い業務を行っております。このような多種多様な業務の遂行に際しては、役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の事務リスクに晒されております。これら事務リスクを防止するために、業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化を推進するとともに、教育・研修を継続的に行っております。

更に、事務過誤・不祥事等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当 社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16)システム障害等の発生に伴うリスク

当社では、システムに関する障害・不備、不正等により顕在化するシステムリスクを単に技術的な問題としてとらえるのではなく、顕在化した場合は社会的に影響を与えて経営を揺るがしかねないリスクであるとの認識のもと、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定め適切な管理体制を整備するとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。

また、株式会社近畿大阪銀行は、当社とのシステム共同化を平成20年7月に予定しております。 この共同化プロジェクトを円滑に推進するため、株式会社近畿大阪銀行社長を最高責任者とする実 行体制と株式会社りそなホールディングスを中心とした管理体制を構築し、プロジェクトの進捗状 況を管理しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、お客さまへのサービスに混乱をきたすような重大なシステム障害等が発生した場合には、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17)情報漏えいに伴うリスク

当社は、お客さまの情報をはじめとした膨大な情報を取り扱っております。これらの情報を保護・管理するため、当社においては、情報管理に関する方針・規程等の策定、社員教育、システムセキュリティ対策等を行っております。

しかしながら、人為的ミス、不正行為、外部犯罪等によって当社あるいは業務委託先からお客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合は、当社が損害賠償を請求されたり、当社の信用の低下・失墜により事業環境が悪化する等によって、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にセキュリティ対策のためのコストが増加する可能性があります。

(18)外部委託に伴うリスク

当社は、銀行業務を中心とした様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うに際しては、業務委託を行うことの妥当性検証、委託先の適格性検証、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対応策策定等、体制整備に努めております。

しかしながら、委託先において委託業務遂行に支障をきたす事態となった場合や、お客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合等には、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 偽造・盗難キャッシュカード等の犯罪に伴うリスク

当社は、多数のキャッシュカードを発行しており、生体認証機能付ICキャッシュカード導入等の 偽造・盗難カード被害防止策を種々実施し、セキュリティ対策強化に努めております。

しかしながら、想定の範囲を超える大規模な犯罪が発生した場合は、その対策に伴うコストや被害を受けたお客さまへの補償等により、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20)災害等の発生に伴うリスク

当社は、国内外において店舗・システムセンター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、建物・設備等の機能を整備するとともに経年状況の把握と適切な維持管理に努めております。

しかしながら、想定の範囲を超える大規模災害や犯罪等が発生し、大きな被害を受けた場合は、 当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21)法令違反等の発生に伴うリスク

当社は、銀行法、会社法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っております。当社ではこれら法令諸規則等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や、不正行為等の未然防止に向けた体制の整備を行っております。

しかしながら、役員及び従業員が法令諸規則等を遵守できなかった場合や、役員及び従業員による不正行為等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) 重要な訴訟発生に伴うリスク

当社では、当社全体の訴訟について一元的に管理を行い、当社の法務リスクの極小化に努めており、現在のところ当社の経営に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はございません。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起 された場合、その訴訟の帰趨によっては当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23)人材を確保できないリスク

当社は、銀行業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、高いパフォーマンスを 発揮すべく人材の確保や育成に努めております。

しかしながら、人材の採用・確保が困難な状況が発生した場合や、人材の大量流出等が発生した 場合、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 事実と異なる風説・風評の流布によるリスク

当社は、広報・IR活動の積極的な取り組みを通じて、当社に対する社会やお客さま、投資家等の正しい理解や信頼を得ることにより、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めております。しかしながら、インターネットなどを通じて、事実と異なる風説・風評が発生・拡散し易くなっており、このような風説・風評の流布が、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 規制変更に伴うリスク

当社は、現時点の規制に従って業務を遂行しております。したがって、今後、政府の方針、法令、 実務慣行及び解釈にかかる変更等の当社のコントロールが及ばない事態が発生した場合には、当社 の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26) 財務報告にかかる内部統制の構築

企業の情報開示を厳格化する米国Sarbanes-Oxley法が2002年に法制化され、わが国においても同様の法制化等による情報開示厳格化の流れにあります。具体的には、平成18年6月に成立した金融商品取引法に基づき、財務報告にかかる内部統制報告書の提出が求められ、また、開示制度上も、企業代表者による財務諸表等の適正性の確認及びその表明等が求められております。

これらに対応するため、当社は、従来にも増して当社の業務を適切にモニターし、管理するための有効な内部統制を構築し維持していくことが必要と認識しております。こうした内部統制の構築・維持には、経営資源の投入が必要であり、結果的に多大なコストが必要となる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

りそなグループは、平成15年6月に公的資金の注入を受けて以降、三段跳の「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」に例えて経営改革に取り組んでまいりました。助走期間である「ホップ」のステージでは、集中再生期間として財務改革を主要テーマとするリストラクチャリングを平成17年3月末までに完了し、集中再生期間の後は「ステップ」のステージとして、「リストラから営業力強化へ」をテーマに飛躍に向けた様々な改革に取り組んでおります。これらの成果として、「ステップ」のステージの総仕上げとなる当期の当社業績につきましては、連結経常利益3,026億円、連結当期純利益5,526億円となり、持続的な黒字経営の定着を明確にお示しすることができました。

(概要)

- ・当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度に当社子会社を株式会社りそなホールディングスの直接子会社としたことなどにより、前連結会計年度比217億円の減少となりましたが、当社単体では、強みをもつ「住宅ローン」、「金融商品販売」、「不動産」、「年金・証券信託」が好調に推移し、資金利益、役務取引等利益ともに増加となり、業務粗利益は前年度比278億円増加して4,926億円となりました。連結経常利益は、株式売却益の増加などにより、前連結会計年度比260億円増益となる3,026億円となりました。また、「安定的な黒字経営の定着」を背景として、当中間期に繰延税金資産の将来課税所得見積り期間を1年から5年に変更いたしました。これらにより、連結当期純利益は、前連結会計年度比2,382億円増加し、5,526億円となりました。
- ・不良債権につきましては、前年度末比144億円減少し、不良債権比率は2.65%となりました。
- ・また、当連結会計年度末の連結自己資本比率(国内基準)は、新基準(バーゼルⅡ基準)で9.65%となりました。

経営成績の概要 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	5, 276	5, 058	△217
うち資金利益	3, 729	3, 745	16
うち信託報酬	75	82	6
うち信託勘定不良債権処理額(△)	0	3	2
うち役務取引等利益	1, 066	769	△297
一般貸倒引当金繰入額(△)	83	44	△39
営業経費(△)	2, 524	2, 285	△238
臨時収支	97	297	200
うち株式関係損益	514	654	140
うち不良債権処理額(△)	408	583	175
経常利益	2, 765	3, 026	260
特別利益	487	239	△248
特別損失(△)	30	78	47
税金等調整前当期純利益	3, 222	3, 187	△35
法人税、住民税及び事業税(△)	△33	△117	△84
法人税等調整額(△)	△63	△2, 335	$\triangle 2,272$
少数株主利益(△)	175	113	△61
当期純利益	3, 143	5, 526	2, 382

経営成績の概要 [単体]

	前事業年度 (億円)	当事業年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	4, 647	4, 926	278
うち資金利益	3, 505	3, 621	115
うち信託報酬	75	82	6
うち役務取引等利益	664	766	101
経費(△)	2, 253	2, 298	44
一般貸倒引当金繰入額(△)	3	33	30
業務純益	2, 390	2, 593	203
臨時損益	155	255	100
経常利益	2, 545	2, 849	303
特別損益	456	160	△296
税引前当期純利益	3, 002	3, 009	7
法人税、住民税及び事業税(△)	△109	△123	△14
法人税等調整額(△)	△61	△2, 335	△2, 273
当期純利益	3, 173	5, 468	2, 295

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、預貸金収益は減少となりましたが、有価証券利息配当金の増加等により、前連結会計年度比16億円増加し、3,745億円となりました。
- ・信託報酬は、前連結会計年度比6億円増加し、82億円となりました。
- ・役務取引等利益は、当社子会社の株式会社りそなホールディングスの直接子会社化を主因に前連結会計年度比297億円減少して769億円となりましたが、当社単体では、投資信託や年金保険販売の増収等により、前年度比101億円の増加となっております。
- ・以上の結果、連結粗利益は前連結会計年度比217億円減少し、5,058億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、子会社の減少などにより、238億円減少して2,285億円となりました。
- ・なお、当社単体での経費は、競争力を維持・強化していくための戦略分野での追加支出や業績回復に伴うインセンティブ給支給などにより、前連結会計年度比44億円の増加となりました。

経費の内訳 [単体]

	前事業年度		当事業年度		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費(除く臨時処理分)	2, 253	48. 48%	2, 298	46. 62%	44	△1.86%
うち人件費	720	15. 50%	736	14. 93%	15	△0. 57%
うち物件費	1, 397	30.07%	1, 427	28.95%	29	△1.11%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	4, 648	100.00%	4, 929	100.00%	280	

(3) 株式関連損益

- ・株式等売却益の増加を主因に、株式関連損益は前連結会計年度比140億円増加し、654億円となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は2,921億円で、対Tier I 比では、29.17%となりました。

株式関連損益の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式関連損益	514	654	140
株式等売却益	614	993	378
株式等売却損	76	270	193
株式等償却	18	65	47
投資損失引当金繰入額	5	2	△2

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3, 006	2, 921	△85
時価ベース	6, 404	6, 183	△221
Tier I (注)	9, 216	10, 015	
取得原価/Tier I	32.62%	29. 17%	

⁽注) 当連結会計年度末はバーゼルⅡ基準により算出しております。

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、引当金の戻入といった特殊要因の縮小や、過年度に 実施した不良債権処理に係る償却債権取立益が減少したことなどにより、前連結会計年度比421 億円増加し、428億円となりました。
- ・また、当社の当事業年度末における開示債権額は5,050億円、不良債権比率は2.65%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

		前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
不良債権処理額(含.一般貸倒引当金)) A	492	627	135
貸出金償却		261	235	△25
一般貸倒引当金繰入額		83	44	△39
個別貸倒引当金純繰入額		168	369	201
特定海外債権引当勘定繰入額		$\triangle 0$	$\triangle 0$	△0
その他債権売却損		△22	△25	△2
その他不良債権処理額		1	3	2
特別損益中の与信費用戻入額	В	△484	△199	285
与信費用総額	A + B	7	428	421

⁽注) 与信費用戻入額には、貸倒引当金戻入益および償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権[単体、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

			前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債格	権及びこれらに準ず	る債権	358	370	12
危険債権			2, 002	2, 560	558
要管理債権			2, 834	2, 118	△715
	小計	A	5, 195	5, 050	△144
正常債権		В	188, 866	185, 646	△3, 220
	合計	A + B	194, 062	190, 697	△3, 365
	不良債権比率(注)		2.68%	2.65%	△0.03%

⁽注) 不良債権比率=A/(A+B)

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比1,848億円減少して17兆8,502億円となりました。
- ・なお、住宅ローンは順調に伸び、残高(当社単体)は前事業年度末比4,044億円増加して6兆 9,491億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、卸売・小売業が1兆9,929億円、不動産業が1兆9,789億円、製造業が1兆9,574億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高	180, 350	178, 502	△1,848
うち住宅ローン残高(注)	65, 447	69, 491	4, 044

⁽注) 当社単体計数を記載しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	4, 906	4, 701	△204
破綻先債権	71	133	62
延滞債権	2, 205	2, 650	444
3ヵ月以上延滞債権	84	54	△29
貸出条件緩和債権	2, 545	1, 863	△681
リスク管理債権/貸出金残高(末残)	2.72%	2.63%	△0.09%

業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	180, 008	178, 096	△1,911
うち製造業	20, 028	19, 574	△453
うち建設業	5, 775	5, 097	△677
うち卸売・小売業	21, 839	19, 929	△1,910
うち金融・保険業	10, 379	9, 780	△598
うち不動産業	18, 840	19, 789	948
うち各種サービス業	18, 415	17, 186	△1, 229
うち住宅ローン	65, 447	69, 491	4, 044
海外及び特別国際金融取引勘定分	342	406	63

(2) 有価証券

- ・有価証券は、社債が前連結会計年度末比2,107億円減少したことや、外国証券などのその他の証券が2,263億円減少したことなどにより、全体では3,892億円減少して5兆2,607億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比329億円減少し、3,050億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国債	26, 164	27, 230	1,066
地方債	1, 878	1, 984	105
社債	10, 157	8, 049	△2, 107
株式	8, 118	7, 424	△694
その他の証券	10, 180	7, 917	△2, 263
合計	56, 500	52, 607	△3, 892

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの)[連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
株式	3, 398	3, 261	△136
債券	△491	△264	227
国債	△424	△227	197
地方債	△39	△24	14
社債	△27	△11	15
その他	473	52	△420
合計	3, 379	3, 050	△329

(3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、将来課税所得見積り期間の変更により評価性引当額が大幅に減少したことなどにより、前連結会計年度末比3,002億円増加して2,758億円となりました。
- ・なお、株式会社りそなホールディングスを連結親法人とした連結納税を基に計上しております。

繰延税金資産 「連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産の純額(△は繰延税金負債)	△244	2, 758	3, 002
うち税務上の繰越欠損金	10, 188	9, 223	△965
うち貸倒引当金等(注1)	2, 032	1, 900	△132
うち有価証券償却否認額	1, 324	1, 182	△141
うちその他有価証券評価差額金	△1, 376	△802	574
うち評価性引当額	△13, 190	△9, 598	3, 592
Tier I (注2)	9, 216	10, 015	
繰延税金資産/Tier I	_	27.54%	

- (注1) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金等償却否認額であります。
- (注2) 当連結会計年度末はバーゼルⅡ基準により算出しております。

(4) 預金

- ・預金は、個人預金が前連結会計年度末比894億円の増加となりましたが、法人預金が減少となったことなどにより、全体では1,077億円減少して19兆5,280億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比115億円減少して1兆8,236億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
預金	196, 357	195, 280	△1,077
うち国内個人預金(注)	107, 546	108, 440	894
うち国内法人預金(注)	77, 550	74, 298	△3, 252
譲渡性預金	18, 352	18, 236	△115

⁽注) 当社単体計数で、特別国際金融取引勘定を除いております。

(5) 純資産

- ・純資産は、利益剰余金が順調に積み上がり、5,456億円となったことなどから、当連結会計年度末で1兆6,486億円となりました。
- ・連結自己資本比率(国内基準)は9.65%、Tier I 比率は5.72%となりました。なお、平成19年3 月末より新BIS規制、いわゆるバーゼルⅡ基準により算出しております。

資本・純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)
資本の部の合計	12, 553	
うち資本金	2, 799	
うち資本剰余金	4, 044	
うち利益剰余金	3, 083	
うち土地再評価差額金	633	
うちその他有価証券評価差額金	2,013	
純資産の部合計		16, 486
うち資本金		2, 799
うち資本剰余金		4, 044
うち利益剰余金		5, 456
うちその他有価証券評価差額金		2, 247
うち繰延ヘッジ損益		△153
うち土地再評価差額金		614

連結自己資本比率(国内基準)

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)
基本的項目(Tier I)	9, 216	10, 015
補完的項目(TierⅡ)	7, 740	7,820
控除項目	1, 159	950
自己資本額	15, 797	16, 885
リスクアセット	173, 936	174, 972
連結自己資本比率	9.08%	9.65%
Tier I 比率	5. 29%	5. 72%

⁽注) 平成19年3月期はバーゼルⅡ基準により算出しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、リテール分野に経営資源を投入していくなかで、銀行業務における事務のあり方を見直し、 事務プロセスや店舗レイアウト等の抜本的な変革を行うことにより、迅速で正確なサービス提供によ るお客さまの利便性向上と、ローコストでの運営体制を両立させる次世代型店舗に移行中であります。 次世代型店舗については、19年3月末現在で177カ店を展開いたしました。

この結果、当連結会計年度のシステム関連を含む設備投資等の総投資額は92億円となりました。 また、当連結会計年度において以下の主要な設備の除却・売却を行っております。

会社名	区分	店舗その他	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
当社	所有物件	旧池袋副都心支店他2ヶ所	東京都豊島区他	店舗	平成18年 9 月 売却	693

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成19年3月31日現在)

									119中 5 月 5.								
	会社名	店舗名	所在地	設備の	土	地	建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数							
		その他	<i>,,,</i> ,	内容	面積(m²)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	(人)							
		札幌支店 他2店	東北 北海道	店舗	310 (—)	1, 234	472	46	1, 753	49							
		東京営業 部 他164店	関東	店舗	79, 554 (6, 608)	133, 032	22, 423	3, 971	159, 428	4, 075							
		甲府支店 他 2 店	甲信越	店舗	2, 286 (—)	2, 122	153	20	2, 295	40							
								名古屋支 店 他 9 店	東海	店舗	5, 695 (—)	5, 271	1, 308	104	6, 683	218	
当社	_	大阪営業 部 他152店	近畿	店舗	60, 733 (—)	40, 364	28, 173	2, 878	71, 416	3, 434							
		福岡支店 他 5 店	中国・四 国・九州	店舗	1, 589 (82)	1, 115	283	51	1, 451	122							
									栃木シス テムセン ター他	栃木県他	事務センター	38, 723 (249)	13, 415	18, 243	1, 438	33, 096	_
		駒形家族 寮他	東京都 台東区他	社宅・寮・ 厚生施設	4, 755 (1, 148)	587	516	3	1, 107	_							
		川口倉庫 他	大阪市他	その他	23, 597 (582)	13, 496	12, 118	2, 737	28, 352	_							

- (注) 1 貸借対照表の表示方法の変更により、従来の「動産不動産」中の「土地」「建物」「動産」については、 「有形固定資産」中の「土地」「建物」「その他の有形固定資産」に区分して表示しております。
 - 2 土地の面積欄()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物を含め15,524百万円であります。
 - 3 当社の海外駐在員事務所 4 ヶ所、両替業務を主とした東京営業部成田空港出張所、同営業部成田空港第 2 出張所、大阪営業部関西国際空港出張所、秋葉原支店秋葉原駅前外貨両替出張所ならびに相談業務を 主とした住宅ローンセンター、店舗外現金自動設備511ヵ所は、上記に含めて記載しております。
 - 4 上記の他、無形固定資産8,224百万円を所有しております。
 - 5 リースならびにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

		会社名	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
		_	銀行信託 業務	千里セン ター他	大阪府 豊中市他	電算機等	_	808
弄	省社	_	銀行信託業務	本店およ び営業店 他	大阪市 中央区他	事務機器等		1, 266

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	会社名	店舗名	所在地	区分	事業の別	設備の	投資予定金額 (百万円)		資金調達	着手年月	完了予定
	Z ILA	その他	17111116	四刀	ず未りが	内容	総額	既支払額	方法	有于于/1	年月
当社		錦糸町支店 他	東京都墨田区 他	新築	銀行信託 業務	店舗	1, 737	356	自己資金	平成17年11月	平成22年4月
ヨ江		本店他	大阪市中央区 他	新設 更新	銀行信託 業務	電算機他	24, 700	_	自己資金	平成19年4月	_

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 - 2 電算機他の新設更新については、営業経費として資産計上されない部分を含んでおります。

(2) 売却

記載すべき重要な設備の売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405, 000, 000, 000
乙種優先株式	680, 000, 000
丁種優先株式	120, 000
戊種優先株式	240, 000, 000
己種優先株式	80, 000, 000
第1種優先株式	12, 500, 000, 000
第2種優先株式	12, 808, 217, 550
第3種優先株式	12, 500, 000, 000
計	443, 808, 337, 550

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	30, 844, 697, 692	同左	_	議決権あり
乙種第一回 優先株式	680, 000, 000	同左	_	(注) 2
丁種第一回 優先株式	60,000	同左	_	(注) 3
戊種第一回 優先株式	240, 000, 000	同左	_	(注) 4
己種第一回 優先株式	80, 000, 000	同左	_	(注) 5
第1種第一回 優先株式	12, 500, 000, 000	同左	_	議決権あり(注)6
第2種第一回 優先株式	12, 808, 217, 550	同左	_	議決権あり(注)7
第3種第一回 優先株式	12, 500, 000, 000	同左	_	議決権あり(注)8
計	69, 652, 975, 242	同左	_	_

- (注)1 「提出日現在発行数」には、平成19年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の普通 株式への引換に係る株式数は含まれておりません。
 - 2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 乙種優先配当金
 - ① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 非参加条項
 - 乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための 基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2.034株とする。

③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率に修正される。

修正後引換比率= - 600円 時価に基づく価額×1.020

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会 社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取 引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。

④ 引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項

乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 3 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 丁種優先配当金
 - ① 丁種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年10円の優先配当金を 支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しない ときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先中間配当を支払う。丁種優先株式1株当たりの丁種優先中間配当金の額は、丁種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。

丁種優先株主に対しては上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための 基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

丁種優先株式は157円10銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京 証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎 日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が修正前引換価額を 上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、修正後引換価額が157円10銭を 下回る場合は、157円10銭とする。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の 事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成19年7月31日までに引換請求のなかった丁種優先株式は平成19年8月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも丁種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく丁種優先株式の取得および消却は、丁種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 丁種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

丁種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。丁種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 戊種優先配当金
 - ① 戊種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しない ときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

④ 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。

戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための 基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

戊種優先株式は288円60銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しない ときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。

己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための 基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

己種優先株式は288円60銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する 株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に 基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権 利を与えない。

- 6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第1種優先配当金
 - ① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR (1年物) +0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優 先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき 44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

第1種優先株式は76円58銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ 45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を 処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が 生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第2種優先配当金
 - ① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR (1年物) +0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき 44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が4円40銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ 45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)と する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR (1年物) +0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき 44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ 45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)と する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を 処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が 生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年4月1日~ 平成14年6月24日	_	2, 743, 837	_	443, 158, 789	_	404, 449, 838
平成14年6月25日 (注)1	_	2, 743, 837	_	443, 158, 789	△404, 449, 838	_
平成14年10月1日 (注)2	200	2, 744, 037	_	443, 158, 789	11, 388, 054	11, 388, 054
平成15年3月1日 (注)3	3, 152, 075	5, 896, 113	_	443, 158, 789	142, 928, 887	154, 316, 941
平成15年6月25日 (注)1	_	5, 896, 113	_	443, 158, 789	△154, 316, 941	_
平成15年7月1日 (注)4	63, 720, 667	69, 616, 780	980, 000, 000	1, 423, 158, 789	980, 000, 000	980, 000, 000
平成15年8月12日 (注)5	_	69, 616, 780	△371, 359, 220	1, 051, 799, 569	_	980, 000, 000
平成16年3月29日 (注)6	_	69, 616, 780	△771, 871, 060	279, 928, 508	△700, 071, 491	279, 928, 508
平成15年4月1日~ 平成16年3月31日 (注)7	17, 158	69, 633, 939	_	279, 928, 508	_	279, 928, 508
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)8	117	69, 634, 056	_	279, 928, 508	_	279, 928, 508
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)9	18, 214	69, 652, 271	_	279, 928, 508	_	279, 928, 508
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)10	703	69, 652, 975	_	279, 928, 508	_	279, 928, 508

(注) 1 未処理損失への充当

- 2 あさひ信託銀行株式会社との合併(合併比率1:1)
- 3 株式会社あさひ銀行との合併(合併比率1:1)
- 4 公的資金の受入により以下のとおり新株式を発行したため、発行済株式総数が63,720,667千株、資本金が980,000,000千円、資本準備金が980,000,000千円増加しております。

新株式の種類		発行形態	発行価格	資本組入額
普通株式	有償	第三者 (預金保険機構)割当	1株につき11円44銭	1株につき5円72銭
第1種第一回優先株式				
第2種第一回優先株式	有償	同上	1株につき44円	1 株につき22円
第3種第一回優先株式				

- 5 旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる繰越損失のてん補
- 6 旧商法第375条第1項、ならびに旧商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を取崩し、その他剰余金に振り替えたものであります。
- 7 甲種第一回及び丁種第一回優先株式の普通株式への転換
- 8 丁種第一回優先株式の普通株式への転換
- 9 甲種第一回及び丁種第一回優先株式の普通株式への転換
- 10 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成19年3月31日現在

								平成19年3万	
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国法	去人等	個人	計	単元未満株式の状況
	団体	並 隅 (残)	並 分云വ	法人	個人以外	個人	その他	訂	(株)
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	30, 844, 697	_	_	_	30, 844, 697	692
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

② 乙種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

								平成19年3万	
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国沿	去人等	個人	計	単元未満株式の状況
	団体	並 階(機)美	並 夯云വ	法人	個人以外	個人	その他	訂	(株)
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	680,000	_	_	_	680, 000	_
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

③ 丁種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

								1 ////10 0 /.	, 0 1 1 7 1 1 2
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							
区分	政府及び 地方公共	✓ □#+₩ 目目	訂光	その他の	外国沿	去人等	個人	⇒ 1.	単元未満株式の状況
	団体	金融機関	証券会社	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数(人)	_	_	_	1	_	_	_	1	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	60	_	_	_	60	_
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

④ 戊種第一回優先株式

								十八八 十八		
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)								
区分	政府及び 地方公共		証券会社	その他の	外国法	去人等	個人	計	単元未満株式の状況	
	団体	並 階(機)美	並 夯云വ	法人	個人以外	個人	その他	訂	(株)	
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_	
所有株式数 (単元)	_	_	_	240, 000	_	_	_	240, 000	_	
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_	

⑤ 己種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

								平成19年3月	101 11 2017
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国治	去人等	個人	計	単元未満株式の状況
	団体	並 階(機)美	並 夯云വ	法人	個人以外	個人	その他	訂	(株)
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	80, 000	_	_	_	80,000	_
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

⑥ 第1種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

								平成19年3万		
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)								
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国治	去人等	個人	= +	単元未満株式の状況	
	団体	立 () () () ()	亚分云 红	法人	個人以外	個人	その他	日	(株)	
株主数(人)	_	_	_	1	_	_	_	1	_	
所有株式数 (単元)	_	_	_	12, 500, 000	_	_	_	12, 500, 000		
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00		_	_	100.00	_	

⑦ 第2種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

								平成19年3万	
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国治	去人等	個人	計	単元未満 株式の状況
	団体	金 階(茂)美	並 夯云വ	法人	個人以外	個人	その他	訂	(株)
株主数(人)	_	_	_	1	_	_	_	1	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	12, 808, 217	_	_	_	12, 808, 217	550
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_

⑧ 第3種第一回優先株式

								平成19年3月	31日5七	
		株式の状況(1単元の株式数1,000株)								
区分	政府及び 地方公共		証券会社	その他の	外国法	去人等	個人	計	単元未満 株式の状況	
	団体	並開放送	証分云 1	法人	個人以外	個人	その他	印	(株)	
株主数(人)	_	_		1	_	_	_	1	_	
所有株式数 (単元)	_	_	_	12, 500, 000	_	_	_	12, 500, 000	_	
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100.00	_	_	_	100.00	_	

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30, 844, 697	100.00
計	_	30, 844, 697	100.00

② 乙種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680, 000	100.00
計	_	680, 000	100.00

③ 丁種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	60	100.00
計	_	60	100.00

④ 戊種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240, 000	100.00
計	_	240, 000	100.00

⑤ 己種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80, 000	100.00
mh.	I	80,000	100.00

⑥ 第1種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12, 500, 000	100.00
計	_	12, 500, 000	100.00

⑦ 第2種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12, 808, 217	100.00
計	_	12, 808, 217	100.00

⑧ 第3種第一回優先株式

平成19年3月31日現在

			1/9/120 0/1/01/1/2012
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12, 500, 000	100.00
計	_	12, 500, 000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)		中成19年3月31日現在 内 容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000,000 丁種第一回優先株式 60,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000	_	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式 の総数等」に記載しておりま す。
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,844,697,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	30, 844, 697 12, 500, 000 12, 808, 217 12, 500, 000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式 の総数等」に記載しておりま す。
単元未満株式	普通株式 692 第2種第一回優先株式 550	_	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	69, 652, 975, 242		_
総株主の議決権	_	68, 652, 914	_

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

					0 1 0 / 1 0 2 11 / 12 12
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	丁種第一回優先株式	60,000	_
当期間における取得自己株式	_	_	_

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式763,844株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

は 八		当事業年度		当期間			
区分	株式の種類	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	株式の種類	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					_	_	
消却の処分を行った取得自己株式	丁種第一回 優先株式	60,000		_	_		
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				_	_	_	
その他(一)	_	_	_	_	_	_	
保有自己株式数		_	_				

3 【配当政策】

当社は、自己資本充実に意を払うとともに、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から、配当政策を決定することとしております。

当事業年度は、計画を上回る大幅な利益を計上することができました。これに伴い、3月中に中間 配当を支払ったほか、当期末におきましても、上記方針に従い、優先株式、普通株式ともに配当いた しました。

これらの配当は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしております。

また、当社は中間配当をすることができる旨を定款に定めており、配当回数は、中間配当および期 末配当の年2回とする予定としております。

なお、第5期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万	7円)	1株当たり配当怱	頁(円)
平成19年3月26日	普通株式	95, 616	普通株式	3. 10000
取締役会決議	乙種第一回優先株式	2, 162	乙種第一回優先株式	3. 18000
	丁種第一回優先株式	0	丁種第一回優先株式	5. 00000
	戊種第一回優先株式	1,725	戊種第一回優先株式	7. 19000
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9. 25000
	第1種第一回優先株式	2, 318	第1種第一回優先株式	0. 18550
	第2種第一回優先株式	2, 375	第2種第一回優先株式	0. 18550
	第3種第一回優先株式	2, 318	第3種第一回優先株式	0. 18550
		計 107,258		
平成19年5月18日	普通株式	351, 629	普通株式	11. 40000
取締役会決議	乙種第一回優先株式	2, 162	乙種第一回優先株式	3. 18000
	丁種第一回優先株式	0	丁種第一回優先株式	5. 00000
	戊種第一回優先株式	1,725	戊種第一回優先株式	7. 19000
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9. 25000
	第1種第一回優先株式	2, 318	第1種第一回優先株式	0. 18550
	第2種第一回優先株式	2, 375	第2種第一回優先株式	0. 18550
	第3種第一回優先株式	2, 318	第3種第一回優先株式	0. 18550
		計 363,271		

4 【株価の推移】

- (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】
 - ① 普通株式

当社株式は、証券取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておりません。

② 優先株式

当社優先株式は、証券取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておりません。

- (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】
 - ① 普通株式

当社株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておりません。

② 優先株式

当社優先株式は、証券取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておりません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
				昭和43年4月 昭和60年3月 昭和60年7月 昭和62年1月	日本国有鉄道 入社 同 天王寺鉄道管理局総務部長 同 経営計画室計画主幹 同 東日本旅客鉄道株式会社 設立準備室次長		
				昭和62年4月 平成2年6月	東日本旅客鉄道株式会社 総合企 画本部投資計画部長 同 総合企画本部経営管理部長		
代表取締役 会長		細谷英二	昭和20年2月24日生	平成5年6月 平成8年6月 平成12年6月	同 取締役 同 常務取締役 同 代表取締役副社長 事業創造 本部長	平成19年 6月26日	_
A.K.				平成14年4月	本部校 社団法人経済同友会 副代表幹事 (現任)	から1年	
				平成15年6月	りそな銀行 取締役兼代表執行役 会長 指名委員会委員 報酬委員 会委員		
				平成15年6月	りそなホールディングス 取締役 兼代表執行役会長 指名委員会委 員 報酬委員会委員(現任)		
				平成17年6月	りそな銀行 代表取締役会長(現 任)		
				昭和49年4月 平成12年7月	大和銀行 入行 同 執行役員 営業企画部長 大和銀ホールディングス 執行役		
				平成13年12月 平成14年11月	員 営業統括部長兼法人部長 りそなホールディングス 執行役		
取締役		服 抄 示 朗	III ₹1107/年 2 日 20 日 件	平成15年5月 平成17年4月	員 企画部統合推進室長 りそな銀行 代表取締役頭取 同 取締役兼代表執行役社長 サ	平成19年 6月26日	
副会長		到 们 正 闭	昭和27年3月29日生	平成17年6月	ービス改革本部長 同 代表取締役社長兼執行役員 サービス改革本部長	から1年	
				平成17年6月	りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(りそな銀行経営 管理)担当		
				平成19年6月 平成19年6月	りそな銀行 取締役副会長(現任) りそな信託銀行 取締役会長(現 任)		
				昭和49年4月 平成14年3月	協和銀行 入行 あさひ銀行 執行役員 営業推進		
				平成15年5月 平成15年10月	本部担当(地域担当)兼大阪営業部 長 りそな銀行 副頭取 近畿大阪銀行 代表取締役副社長		
代表取締役				平成15年11月 平成17年6月	同 代表取締役社長 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(近畿大阪銀行経	平成19年	
社長		水 田 廣 行	昭和24年11月30日生	平成18年6月 平成18年6月	営管理)担当 近畿大阪銀行 取締役 りそなホールディングス 取締役	6月26日から1年	
				平成18年12月 平成19年6月 平成19年6月	兼代表執行役社長 りそな銀行 取締役副会長 同 代表取締役社長(現任) りそなホールディングス 執行役		
				F/ACTV 中 U 月	グループ戦略部(りそな銀行経営 管理)担当兼競争力向上委員会事 務局担当(現任)		

役名	職名		氏名		生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
						昭和51年4月 平成14年3月 平成15年6月	大和銀行 入行 同 梅田支店長 りそな銀行 執行役 大阪営業統 括部長兼大阪不動産部担当		X 1 F17
						平成16年4月	同 常務執行役 大阪営業サポー		
						平成17年6月	ト部担当 同 専務執行役員 東京営業サポート部担当兼大阪営業サポート部 担当兼マーケティング戦略部担当 兼サービス改革本部部長		
						平成17年10月	ボリーに入び単本的部段同 専務執行役員 地域サポート本部長兼東海地域担当兼京滋地域担当兼九州地域担当兼独立店担当		
代表取締役						平成18年6月	同 代表取締役副社長兼執行役員 地域サポート本部長兼東海営業本 部担当兼京都・滋賀営業本部担当	平成19年	
副社長		岡	村	裕	昭和27年4月13日生		兼九州営業本部担当兼独立店担当 兼ネットワークビジネス部担当・ コンシューマーバンキング部担 当・ソリューションサポート部担	6月26日から1年	_
						平成19年3月	当・公共法人部担当統括 同 代表取締役副社長兼執行役員 地域サポート本部長兼地域ソリュ ーション営業部担当兼東海営業本 部担当兼京都・滋賀営業本部担当 兼九州営業本部担当兼独立店担当		
							兼ネットワークビジネス部担当・ コンシューマーバンキング部担 当・住宅ローンビジネス部担当・ ソリューションサポート部担当・ 公共法人部担当・不動産ビジネス 部担当統括	i・ 3担 i・ i・	
						平成19年6月	同 代表取締役副社長(現任)		
						昭和51年4月 平成13年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成16年4月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 融資第三部長 りそな銀行 執行役 東京融資第 三部長兼東京事業管理部担当 同 執行役 大阪融資第二部担当 兼東京融資第二部担当 同 常務執行役 大阪融資第二部		
代表取締役 副社長		石	村	等	昭和28年5月19日生	平成17年6月	担当兼東京融資第二部担当兼融資 管理部担当兼再生勘定担当 同 常務執行役員 融資部担当兼	平成19年 6月26日 から1年	_
						平成18年6月	企業金融部担当兼融資企画部担当 同代表取締役副社長兼執行役員 融資企画部担当		
						平成19年6月	兼融資部担当・企業金融部担当・ リスク統括部担当・コンプライア ンス統括部担当統括 同 代表取締役副社長(現任)		_
						昭和51年4月 平成11年6月 平成15年6月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 市場営業部長 りそな銀行 執行役 市場営業部		
						平成15年10月	長 りそなホールディングス 執行役		
						平成15年10月	リスク統括部長 りそな銀行 執行役 リスク統括		
						平成15年10月 平成16年4月	部長 りそな信託銀行 取締役 りそな銀行 執行役 総合資金部 担当		
取締役	人材サービス					平成17年6月	但	平成19年	
兼専務 執行役員	室担当兼コーポレートガバナンス室担当	中	村 重	治	昭和28年9月17日生	平成18年6月	司 同 取締役兼専務執行役員 総合 資金部担当兼コーポレートガバナ ンス零担当	6月26日から1年	_
						平成18年6月	りそなホールディングス 執行役 コーポレートコミュニケーション 部担当兼コーポレートガバナンス		
						平成19年6月	事務局担当 りそな銀行 取締役兼専務執行役 員 人材サービス室担当兼コーポ		
						平成19年6月	レートガバナンス室担当(現任) りそなホールディングス 執行役 人材サービス部担当兼コーポレー トガバナンス事務局担当(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
				昭和52年4月 平成14年3月 平成15年3月	大和銀行 入行 同 営業統括部支店第一部長 りそな銀行 大阪営業推進第一部 長		(1 11/2
				平成15年6月 平成15年10月	同 八重洲口支店長 同 執行役 福岡支店長兼福岡中 央支店長		
取締役 兼専務	大阪南地域	小 谷 明	昭和28年10月9日生	平成16年4月	同 執行役 九州地域CEO兼福岡	平成19年 6月26日	
執行役員	担当	小 位	哈和20年10月9日生	平成17年10月	支店長兼福岡中央支店長 同 常務執行役員 大阪中央地域 担当兼大阪東地域担当兼大阪西地 域担当兼大阪南地域担当兼南海地 域担当兼堺地域担当	から1年	
				平成18年4月	域担当来外地域担当 同 常務執行役員 大阪南地域担 当		
				平成19年6月	同 取締役兼専務執行役員 大阪 南地域担当(現任) 花王石鹸株式会社(現花王株式会		
				昭和35年4月	社) 入社		
				昭和46年10月 昭和49年5月	同 管理部長 同 取締役		
				昭和51年7月	同 取締役 家庭品本部企画部長		
				昭和53年6月	同常務取締役		
				昭和56年11月 昭和57年6月	同 専務取締役 同 代表取締役専務		
				昭和63年6月	同代表取締役副社長	平成19年	
社外取締役		渡 邉 正太郎	昭和11年1月2日生	平成12年6月	同 経営諮問委員会 特別顧問	6月26日	_
		汉 是 正八师		平成14年4月	社団法人経済同友会 副代表幹	から1年	
				平成14年6月 平成15年6月	事・専務理事 株式会社伊勢丹 取締役(現任) りそな銀行 取締役 指名委員会 委員 報酬委員会委員		
				平成15年6月	りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員		
				平成17年6月 平成17年6月	りそな銀行 取締役(現任) りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員(現任)		
				昭和63年4月	株式会社住友銀行 入行		
				平成4年9月	ジョージ・ワシントン大学経営大 学院経営学修士取得		
				平成9年3月	一橋大学大学院商学研究科博士後 期課程単位取得退学		
				平成9年4月 平成10年3月	一橋大学 助手(特別研究員) 同 博士(商学)取得	平成19年	
社外取締役		大 薗 恵 美	昭和40年8月8日生		早稲田大学アジア太平洋研究セン	6月26日	-
				平成12年4月	ター 客員講師(専任扱い) 一橋大学大学院国際企業戦略研究	から1年	
				平成14年10月 平成16年6月	科 専任講師 同 准教授(現任) 日新火災海上保険株式会社 取締		
				平成18年6月	役(現任) りそな銀行 取締役(現任)	1	
				昭和42年4月	富士ゼロックス株式会社 入社		
				昭和62年10月	同 中央営業事業部産業第一営業 部担当部長		
				昭和63年10月 平成4年1月	同 総合企画部長 同 取締役 総合企画部 物流推		
				平成8年1月	進部および開発事業推進部担当 同 常務取締役 総合企画部 総 合事業計画部開発計画部および生	平成19年	
社外取締役		有 馬 利 男	昭和17年5月31日生	平成8年4月	産計画部担当 同 常務取締役 Xerox International Partners	6月26日 から1年	_
				平成14年6月 平成18年10月	President & CEO 同 代表取締役社長(執行役員) 富士フィルムホールディングス株 式会社 取締役		
				平成19年6月	富士ゼロックス株式会社 取締役 相談役(現任)		
				平成19年6月	りそな銀行 取締役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
常勤監査役		松尾誠人	昭和29年2月16日生	昭和51年4月 平成14年3月 平成15年2月 平成15年3月 平成15年10月 平成16年6月	協和銀行 入行 大和銀ホールディングス 法人部 長 大和銀行 融資第一部部付部長 りそな銀行 大阪融管第二部長 同 執行役 事務管理部担当 埼玉りそな銀行 代表取締役兼常 務執行役員 内監査部担当 りそな銀行 常勤監査役(現任)	平成18年 6月27日 から4年	_
常勤監査役		西川秀人	昭和25年5月24日生	昭和49年4月 平成12年5月	株式会社三菱銀行 入行 株式会社東京三菱銀行 東京事務 センター所長 ダイヤモンド信用保証株式会社 常務取締役 りそな債権回収株式会社 副社長 りそな銀行 常勤監査役(現任)	平成18年 6月27日 から4年	_
社外監査役		山下 丈	昭和21年1月31日生	昭和60年4月 平成9年4月 平成15年6月 平成15年12月 平成16年4月 平成17年6月 平成19年4月	広島大学 教授 東海大学 教授 弁護士登録 プリマハム株式会社 監査役(現 任) 日比谷パーク法律事務所 入所 (現任) 大宮法科大学院大学 教授 りそな銀行 監査役(現任) 明治学院大学法科大学院 教授 (現任)	平成18年 6月27日 から4年	_
社外監査役		福 井 義 高	昭和37年8月13日生	昭和60年4月 昭和62年4月 平成12年4月 平成14年4月	日本国有鉄道 入社 東日本旅客鉄道株式会社 東北大学大学院経済学研究科 助 教授 青山学院大学大学院国際マネジメ ント研究科 准教授(現任) りそな銀行 監査役(現任)	平成18年 6月27日 から4年	_
			計				_

- (注) 1 渡邉正太郎氏、大薗恵美氏及び有馬利男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
 - 2 山下丈氏及び福井義高氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
 - 3 当社では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります。

専務執行役員 2名 喜沢弘幸、上條正仁

常務執行役員 10名 吉武宣彦、田浦義明、山口伸淑、広冨靖以、長尾隆義、南場賢一郎、

岩田直樹、田村泰博、東 和浩、高橋 徹

執行役員 13名 深井 慎、大原 秀、山元文明、藤井修二、中村健吾、浜辺義男、

松井浩一、吉井 宏、村上悦二、嶋田昌美、須賀敬亮、池田博之、

江副弘隆

なお、上記の他、取締役のうち2名は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、平成15年6月に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、りそなグループ経営理念のもと、経営の透明性及び健全性の確保に努めております。グループの一員として、持株会社であるりそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループー体となって企業価値向上に取り組んでおります。

経営体制について、当社は執行役員制度を導入しております。経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図るため、代表取締役から執行役員へ権限の一部の委譲を行う一方、その透明性と客観性を確保するため、社外取締役を招聘するなど取締役会による監督機能強化を図っております。

< 「りそなグループ経営理念」・「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」>

りそなグループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を定めております。

りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ 経営理念」「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」 「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホ ルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

① りそなグループ経営理念

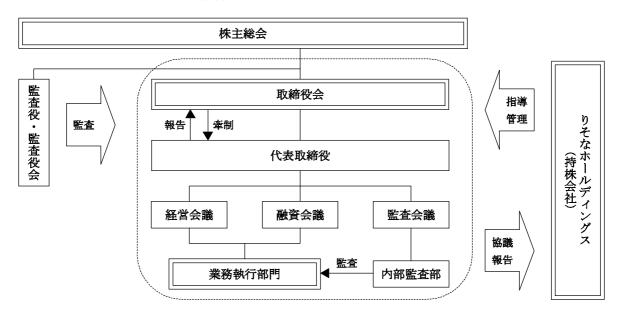
りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。 変革に挑戦します。 透明な経営に努めます。 地域社会とともに発展します。

② りそなWAY(りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの 信頼関係を大切にします	 ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。 ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 ・常に感謝の気持ちで接します。
株主と「りそな」	「りそな」は株主との 関係を大切にします	・長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。 ・健全な利益の適正な還元を目指します。 ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。
社会と「りそな」	「りそな」は社会との つながりを大切にします	・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。・広く社会のルールを遵守します。・良き企業市民として地域社会に貢献します。
従業員と「りそな」	「りそな」は従業員の 人間性を大切にします	・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の状況 <コーポレート・ガバナンス体制>



① 会社の機関等

当社は、取締役会については、取締役10名のうち社外取締役3名を招聘し、業務執行の決定と、 取締役および執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるよ うな運営を行っております。平成18年度には21回開催しております。

また、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な 監査機能を確保しております。

その他に、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関である 経営会議、与信業務に関する重要事項を協議・報告する機関である融資会議、内部監査に関する 重要事項を協議・報告する機関である監査会議等を設置しております。

- * 当社は、取締役の員数を10名以内とする旨定款に規定しております。
- * 当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に規定しております。

② 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア. 社外取締役及び社外監査役の構成

提出日現在の社外取締役及び社外監査役の構成は以下のとおりです。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その 他について特別な利害関係はありません。

役職名	氏名	兼職状況			
取締役	渡 邉 正太郎	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 株式会社伊勢丹 社外取締役			
取締役	大 薗 恵 美	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授 日新火災海上保険株式会社 社外取締役			
取締役	有 馬 利 男	富士ゼロックス株式会社 取締役相談役			
監査役	山下 丈	弁護士 明治学院大学法科大学院 教授 プリマハム株式会社 社外監査役			
監査役	福井義高	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 准教授			

イ. 社外取締役及び社外監査役の活動状況

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、幅広い 見地からの適時適切な発言があります。

役職名	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (平成18年度)	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役	井 上 輝 一	平成15年6月25日 ~ 平成19年4月19日 (注)	当年度取締役会21回開催の うち17回出席。	製造業出身者および経営者 としての経験に基づき、特 に、営業力強化や内部統制 の観点からの積極的な意 見・提言等がありました。
取締役	渡邉正太郎	平成15年6月25日~	当年度取締役会21回開催の うち19回出席。	製造業出身者および長年に 亘る経営者としての経験に 基づき、特に、管理会計や 業務運営改革の観点からの 積極的な意見・提言等があ ります。
取締役	大 薗 恵 美	平成18年6月27日~	就任後取締役会15回開催の うち11回出席。	経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
監査役	山下 丈	平成17年6月27日~	当年度取締役会21回開催の うち17回出席。 当年度監査役会16回開催の うち16回出席。	法律の専門家としての知識 や経験に基づき、特に、コ ンプライアンスの観点から の積極的な意見・提言等が あります。
監査役	福井義高	平成17年6月27日~	当年度取締役会21回開催の うち19回出席。 当年度監査役会16回開催の うち16回出席	経営工学の専門家としての 知識や経験に基づき、特 に、各種リスク管理の観点 からの積極的な意見・提言 等があります。

⁽注) 平成19年4月19日、取締役井上輝一は逝去により退任いたしました。

ウ. 責任限定契約

社外取締役である渡邉正太郎氏、大薗恵美氏及び有馬利男氏、並びに社外監査役である山下 丈氏及び福井義高氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第 1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限 定契約を締結しております。

エ. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス室)を設置しております。

コーポレートガバナンス室は、取締役会の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、同室スタッフが、取締役会に付議される事項などについて、原則定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。

緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部担当の執行役員等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。

オ. 社外監査役のサポート体制

監査役・監査役会の職務を補助すべき使用人として監査役会事務局を設置しております。同事務局スタッフが社外監査役に取締役会及び監査役会において付議される事項などについて事前の説明を行い、社外監査役をサポートする体制をとっています。

(3) 内部統制システムの整備状況

① 内部統制に関する基本的な考え方

りそなグループは、将来ビジョンである「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、更なる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しております。

当社においても、この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、当社内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制を構築することを目指してまいります。

② 基本方針

当社は、グループ企業価値向上に向け、りそなグループの一員として相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

<内部統制に係る基本方針の概要>

I. はじめに	当社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を 再び招くことのないよう、内部統制に係る基本方針をここに定める。 本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための 最適な運用及び整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制の実現を目指
II. 内部統制の目的 (基本原則)	す。 当社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、基本原則として定める。 1.業務の有効性及び効率性の向上 2.財務報告の信頼性の確保 3.法令等の遵守 4.資産の保全
Ⅲ. 内部統制 システムの構築 (基本条項)	内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

③ 整備の状況

当社は、「内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

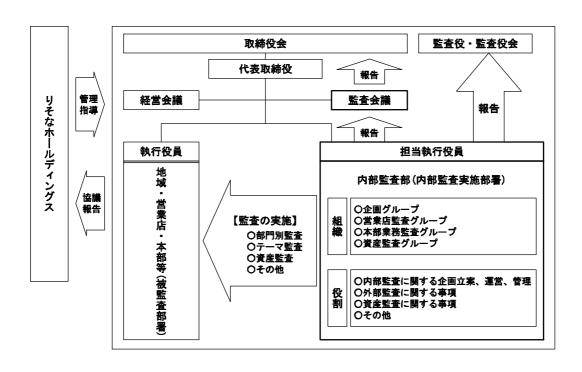
ア. 内部監査に係る体制整備の状況

当社では、内部監査体制を整備するため「内部監査基本方針」を定め、これに基づき、地域・営業店や本部等の業務担当部署から独立した内部監査部が、業務運営の管理態勢の適切性及び有効性について、客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた提言等を行っております。

具体的には、内部監査部が監査対象部署に対し、指摘、提案、並びに改善策及び改善計画の 策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の管理を行っております。 また、内部監査部は内部監査結果を分析し、直接監査対象とならなかった業務担当部署に対し ても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

内部監査部は、内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」 を年度毎に策定し、これに基づき内部監査を実施します。なお、当社においてグループ全体の 運営に関する事項について、当社内部監査部は、りそなホールディングスの内部監査部と連携 して監査にあたる態勢を構築しております。

<内部監査体制>



イ. 法令等遵守に係る体制整備の状況

りそなグループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を制定・公表しております。また、経営理念、りそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」を制定しております。

この基本理念のもと、当社は「コンプライアンス基本方針」を策定し、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化し、コンプライアンス態勢の強化を図っております。なお、りそなホールディングスにおいて、グループ各社の従業員からのコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、従来よりホットライン制度を設けるとともに、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

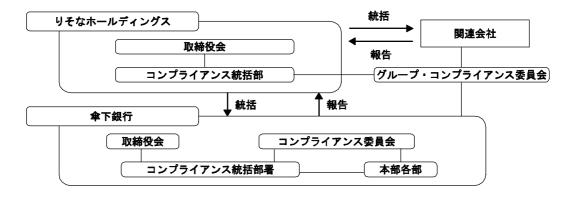
体制面においては、当社にコンプライアンス統括部を設置するとともに、関係部署の役員・部長等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する諸問題を協議しております。また、りそなホールディングス及び当社をはじめとするグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討しております。さらに、地域・営業店や本部等の各部署にコンプライアンス責任者を設置するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践し、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

今年2月には、利用者保護や利便性向上に向け、コンプライアンス統括部内に金融商品コンプライアンス室を設置し、お客さまへの説明管理態勢の整備に努めております。また、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応に関する管理部署を明確化するとともに、これら部署等で構成する「サービス品質管理委員会」を設置し、組織横断的な協議・管理を行うなど、顧客保護等管理態勢の整備に努め、「信頼度No. 1 への挑戦」に取組んでおります。

<りそなSTANDARDの概要>

STANDARD-I お客さまのために
最適なサービスのご提供、誠意ある対応、守秘義務の遵守 など
STANDARD-II 変革への挑戦
収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
STANDARD-III 誠実で透明な行動
法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
STANDARD-IV 責任ある仕事
正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など
STANDARD-V 社会からの信頼
地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

<グループのコンプライアンス運営体制>



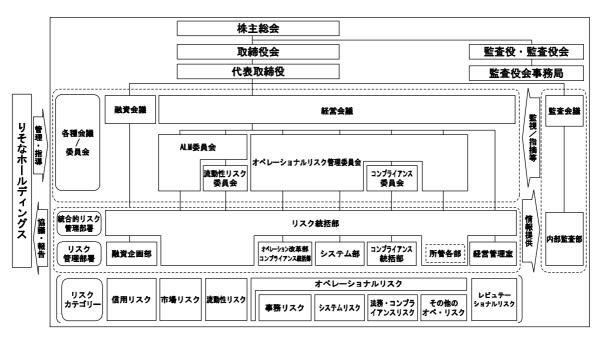
ウ. リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、強固なリスク管理体制の確立を目的として、りそなホールディングスの指導・助言のもと、「グループリスク管理方針」に則った「リスク管理の基本方針」を定めております。これらの方針に従い、当社では、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、統合的にリスクを管理する統合的リスク管理部署を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としております。なお、リスクの状況は、定期的にりそなホールディングスへ報告するとともに、リスク管理上の重要事項の決定に際しては、りそなホールディングスと事前協議を行う体制としております。

特に、当社業務における主要なリスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の 悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消滅することにより損失 を被るリスク」と定義し、りそなホールディングス指導のもと「クレジット・ポリシー」を定 め、信用リスク管理の徹底を図っております。当社では、業務推進部署から独立した本部審査 体制の整備、信用格付制度および自己査定制度による客観的な信用リスクの把握、信用リスク に見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リ スク管理の高度化に努めております。

このほか、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーショナルリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

<リスク管理体制>



(4) 監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役員のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております(平成19年3月31日現在、部長以下73名で構成、臨時従業員5名を含む)。さらに、内部監査・外部監査に関する事項を協議し、あるいは監査結果の報告を受ける機関として、「経営会議」とは別に、代表取締役、内部監査部担当執行役員及び内部監査部長で構成される「監査会議」を設置しております。

内部監査部においては、取締役及び監査役を除く銀行の全ての業務および部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた提言を行うことにより、業務の安定的な維持発展、企業価値の向上に努めております。

内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、監査役や外部監査人の意見等も踏まえ、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の効率性及び実効性にも配慮した年度の監査基本計画に織り込み、取締役会の承認を得ております。

内部監査の結果については、監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、問題点の改善提言に基づく被監査部署の改善状況については、定期的に取纏めて監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、内部監査部は会計監査人等の外部監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を受けているほか、随時情報交換を行うなど連携に努め、内部統制上の認識共有化を図っております。外部監査結果については取締役会に報告しております。

なお、平成18年度の会計監査は、監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公 認会計士は以下の通りです。

監査法人トーマツ 古澤 茂氏 (3年) 大森 茂氏 (3年) 深田 建太郎氏 (3年) (その他補助者55名) *()内年数は、継続監査年数

監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会を設置しております。常勤の監査役を中心に社内の重要会議に出席し、執行役員等への定期的なヒアリングや、重要書類の閲覧等を通じて得られた情報を基に監査役会にて協議を行い、内部統制システムの適切性を監視・検証するとともに、内部統制部門に対する指導を行っております。同時に、内部監査部等との連携や、監査環境の整備を図ることにより、監査の実効性向上に努めております。会計監査についても、会計監査人の監査の結果及び監査実施状況等につき定期的に報告を受け、随時意見交換を行うなど連携を図っております。

(5) 取締役及び監査役の報酬の内容

① 取締役及び監査役に対する報酬等

(対象期間:平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

区分	報酬等	株主総会で定められた報酬限度額
取締役	127	月額18
監査役	49	月額5
計	177	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

上記のうち、社外取締役及び社外監査役に対する報酬等

(単位:百万円)

	当社から受け	ている報酬等	当社の親会社等から受けている報酬等				
	支給人数	支給額	支給人数	支給額			
合 計	5	42	1	7			

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - ② 取締役及び監査役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
 - ア. 当社の取締役の報酬については、株主総会において報酬月額の総額を1,800万円以内とすることを決定し、その範囲内において、取締役会がさらに代表取締役会長に取締役が受ける個人別の報酬の決定を委任することとしております。

代表取締役会長は、りそなホールディングス報酬委員会において定めた内容を踏まえ、「取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

- a. 当社の取締役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとと もに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
- b. 具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成 します。
 - ・役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給します。
 - ・業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給します。

代表取締役及び業務を執行する取締役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績及び会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は60対40とします。

社外取締役の業績連動報酬は、代表取締役及び業務を執行する取締役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は95対5とします。

イ. 当社の監査役の報酬については、株主総会において報酬月額の総額を500万円以内とすることを決定し、その範囲内において、監査役の協議により監査役が受ける個人別の報酬を決定しております。

なお、退職慰労金制度については、平成16年6月24日をもって廃止しております。

(6) 監査報酬の内容

当事業年度における、当社の監査法人である監査法人トーマツに対する報酬は、以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 183百万円 (会社法及び証券取引法による法定監査、コンフォートレター作成業務等) 上記以外の業務に基づく報酬 0百万円

(国際業務(顧客対応)に関する助言)

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- (7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項等及び取締役会決議事項を 株主総会では決議できないことを定款で定めた事項等
 - ① 当社は、取締役および監査役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会の決議によって、会社 法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責 任を法令の限度において免除することができる旨定款に規定しております。 なお、当社は、第3期定時株主総会終結日前の旧商法特例法第21条の17第1項の行為に関する 取締役(取締役であった者を含む)及び執行役(執行役であった者を含む)の責任について、取締 役会の決議によって法令の限度において免除する旨定款に規定しております。これは、当社が 委員会等設置会社であった時に定めておりました取締役及び執行役の責任免除規定を有効なも のとするためであります。
 - ② 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に 掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨定款に規 定しております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とするためであります。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省 令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類 並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - ただし、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規 則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)及び当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。
- 4 前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の連結財務諸表並びに当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※ 8	1, 171, 536	4. 15	1, 100, 979	4. 01
コールローン及び買入手形		996, 920	3. 53	1, 178, 689	4. 29
債券貸借取引支払保証金		11, 047	0.04	75, 978	0. 28
買入金銭債権		4, 902	0.02	53, 086	0. 19
特定取引資産	※ 8	651, 839	2. 31	362, 802	1. 32
金銭の信託		_		10, 385	0.04
有価証券	※1, 2, 8, 17	5, 650, 033	20.00	5, 260, 736	19. 16
貸出金	** 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	18, 035, 098	63. 84	17, 850, 251	65. 00
外国為替	※ 7	76, 945	0. 27	70, 739	0. 26
その他資産	% 8, 10	632, 774	2. 24	744, 609	2.71
動産不動産	% 8, 11, 12, 13	335, 892	1. 19	_	_
有形固定資産	※ 12, 13	_	_	307, 841	1. 12
建物		_	_	83, 834	0.30
土地	※ 11	_		210, 863	0.77
建設仮勘定		_	_	1,767	0.01
その他の有形固定資産		_	_	11, 376	0.04
無形固定資産		_	_	8, 275	0.03
ソフトウェア		_	_	5, 932	0.02
のれん		_	_	27	0.00
その他の無形固定資産		_	_	2, 315	0.01
繰延税金資産		290	0.00	275, 829	1.00
連結調整勘定		55	0.00	_	
支払承諾見返	※ 17	1, 053, 254	3. 73	550, 704	2.00
貸倒引当金		△358, 412	△1.27	△373, 862	△1.36
投資損失引当金		△14, 490	△0.05	△14, 775	△0.05
資産の部合計		28, 247, 691	100.00	27, 462, 271	100.00
			i	1	ĺ

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	% 8	19, 635, 797	69. 51	19, 528, 013	71. 11
譲渡性預金		1, 835, 230	6. 50	1, 823, 690	6. 64
コールマネー及び売渡手形	% 8	2, 553, 962	9.04	1, 495, 929	5. 45
売現先勘定	% 8	240, 480	0.85	13, 983	0.05
債券貸借取引受入担保金		_	_	26, 001	0.10
特定取引負債		74, 383	0. 26	117, 821	0.43
借用金	※ 8, 14	41, 888	0. 15	775, 586	2.82
外国為替		20, 287	0.07	13, 608	0.05
社債	※ 15	597, 438	2. 11	616, 141	2. 24
信託勘定借		426, 112	1. 51	417, 715	1. 52
その他負債		292, 714	1.04	387, 518	1. 41
退職給付引当金		0	0.00	0	0.00
事業再構築引当金		156	0.00	_	_
店舗チャネル改革引当金		2, 731	0.01	_	_
その他の引当金		_	_	2, 705	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		24, 734	0.09	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※ 11	45, 549	0.16	44, 213	0. 16
支払承諾	※ 17	1, 053, 254	3. 73	550, 704	2.01
負債の部合計		26, 844, 721	95. 03	25, 813, 635	94. 00
(少数株主持分)					
少数株主持分		147, 575	0. 52	_	_
(資本の部)					
資本金	※ 16	279, 928	0.99	_	_
資本剰余金		404, 408	1. 43	_	_
利益剰余金		308, 378	1.09	_	_
土地再評価差額金	※ 11	63, 306	0. 23	_	_
その他有価証券評価差額金		201, 317	0.71	_	_
為替換算調整勘定		△1, 946	△0.00	_	_
資本の部合計		1, 255, 393	4. 45	_	_
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		28, 247, 691	100.00	_	_
			<u> </u>		

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		_	_	279, 928	1.02
資本剰余金		_	_	404, 408	1. 47
利益剰余金		_	_	545, 627	1. 99
株主資本合計		_	_	1, 229, 964	4. 48
その他有価証券評価差額金		_	_	224, 782	0.82
繰延ヘッジ損益		_	_	△15, 366	△0.06
土地再評価差額金	※ 11	_	_	61, 412	0. 22
為替換算調整勘定		_	_	△1, 400	△0.00
評価・換算差額等合計		_	-	269, 428	0.98
少数株主持分		_	_	149, 243	0.54
純資産の部合計		_	_	1, 648, 636	6.00
負債及び純資産の部合計		_	_	27, 462, 271	100.00

② 【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1 至 平成18年3月3		当連結会計年度 (自 平成18年4月1 至 平成19年3月3	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		755, 391	100.00	807, 694	100.00
資金運用収益		421, 765		459, 586	
貸出金利息		328, 884		335, 724	
有価証券利息配当金		60, 204		71, 935	
コールローン利息及び 買入手形利息		2, 209		8, 020	
買現先利息		_		0	
債券貸借取引受入利息		7		122	
預け金利息		7, 228		9, 458	
その他の受入利息		23, 231		34, 325	
信託報酬		7, 575		8, 227	
役務取引等収益		157, 330		120, 409	
特定取引収益		3, 238		22, 021	
その他業務収益		63, 747		60, 688	
その他経常収益	※ 2	101, 734		136, 760	
経常費用		478, 792	63. 38	505, 023	62. 53
資金調達費用		48, 844		85, 043	
預金利息		19, 731		35, 890	
譲渡性預金利息		565		6, 351	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		2, 923		6, 450	
売現先利息		26		300	
債券貸借取引支払利息		452		746	
借用金利息		6, 188		2, 859	
社債利息		16, 420		27, 302	
その他の支払利息		2, 535		5, 141	
役務取引等費用		50, 666		43, 485	
特定取引費用		202		455	
その他業務費用		26, 266		36, 060	
営業経費		252, 409		228, 563	
その他経常費用		100, 404		111, 414	
貸倒引当金繰入額		25, 250		41, 362	
その他の経常費用	※ 3	75, 153		70, 052	
経常利益		276, 599	36. 62	302, 671	37. 47
特別利益		48, 755	6. 45	23, 942	2. 97
動産不動産処分益		271		——————————————————————————————————————	
固定資産処分益		-		1, 315	
償却債権取立益		48, 483		19, 900	
その他の特別利益	※ 4			2, 726	
特別損失		3, 067	0.41	7, 851	0. 97
動産不動産処分損		2, 303	V. 11	-, 001	0.01
固定資産処分損				1, 914	
減損損失	※ 1	763		5, 937	
証券取引責任準備金繰入額		0			
税金等調整前当期純利益		322, 286	42.66	318, 761	39. 47
法人税、住民税及び事業税		$\triangle 3,313$	$\triangle 0.44$	$\triangle 11,742$	$\triangle 1.45$
法人税等調整額		$\triangle 6,315$	$\triangle 0.84$	$\triangle 233,532$	$\triangle 28.91$
少数株主利益		17, 528	2. 32	11, 375	1. 41
当期純利益		314, 386	41. 62	552, 661	68. 42
		311,000	-1.02	552, 551	

③ 【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		404, 408
資本剰余金期末残高		404, 408
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		238, 326
利益剰余金増加高		315, 397
当期純利益		314, 386
土地再評価差額金取崩		1,010
利益剰余金減少高		245, 344
配当金		245, 344
利益剰余金期末残高		308, 378

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	279, 928	404, 408	308, 378	992, 716	
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△210, 048	△210, 048	
剰余金の配当			△107, 258	△107, 258	
当期純利益			552, 661	552, 661	
土地再評価差額金の取崩			1, 893	1,893	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	_	_	237, 248	237, 248	
平成19年3月31日残高(百万円)	279, 928	404, 408	545, 627	1, 229, 964	

	評価・換算差額等					L Mr Ide N		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	201, 317	_	63, 306	△1, 946	262, 677	147, 575	1, 402, 969	
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当(注)							△210, 048	
剰余金の配当							△107, 258	
当期純利益							552, 661	
土地再評価差額金の取崩							1, 893	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	23, 464	△15, 366	△1, 893	545	6, 750	1, 667	8, 418	
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	23, 464	△15, 366	△1,893	545	6, 750	1, 667	245, 667	
平成19年3月31日残高(百万円)	224, 782	△15, 366	61, 412	△1, 400	269, 428	149, 243	1, 648, 636	

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

			前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I	営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税金等調整前当期純利益		322, 286	318, 761
	減価償却費		9, 588	8, 733
	減損損失		763	5, 937
	連結調整勘定償却額		27	_
	のれん償却額		_	27
	持分法による投資損益(△)		△528	△9, 090
	貸倒引当金の増加額		$\triangle 634$	15, 449
	投資損失引当金の増加額		3, 326	284
	事業再構築引当金の増加額		△110	△156
	退職給付引当金の増加額		△572	0
	資金運用収益		$\triangle 421,765$	$\triangle 459,586$
	資金調達費用		48, 844	85, 043
	有価証券関係損益(△)		$\triangle 41,787$	△72, 313
	金銭の信託の運用損益(△)		_	△385
	為替差損益(△)		$\triangle 61, 154$	△56, 632
	動産不動産処分損益(△)		2, 031	_
	固定資産処分損益(△)		_	599
	特定取引資産の純増(△)減		45, 846	289, 037
	特定取引負債の純増減(△)		34, 395	43, 437
	貸出金の純増(△)減		△204, 004	184, 846
	預金の純増減(△)		△374, 155	△107, 784
	譲渡性預金の純増減(△)		720, 280	$\triangle 11,540$
	借用金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)		596	737, 565
	預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		65, 418	△76, 499
	コールローン等の純増(△)減		$\triangle 381,929$	△229, 580
	債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		$\triangle 11,047$	△64, 930
	コールマネー等の純増減(△)		△533, 672	$\triangle 1, 282, 747$
	債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		_	26, 001
	外国為替(資産)の純増(△)減		$\triangle 9,285$	6, 206
	外国為替(負債)の純増減(△)		△309	$\triangle 6,679$
	普通社債の発行・償還による純増減(△)		△68, 700	_
	信託勘定借の純増減(△)		32, 946	△8, 397
	資金運用による収入		427, 286	458, 578
	資金調達による支出		$\triangle 36,963$	△81, 902
	その他		△136, 052	50, 060
	小計		△569, 035	△237, 653
	法人税等の支払額		△6, 789	10, 701
	営業活動によるキャッシュ・フロー		△575, 824	△226, 951

			前連結会計年度	当連結会計年度
			(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
			至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
П	投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有価証券の取得による支出		$\triangle 14,018,134$	△19, 399, 184
	有価証券の売却による収入		11, 237, 694	18, 360, 849
	有価証券の償還による収入		2, 401, 264	1, 478, 458
	金銭の信託の増加による支出		_	△10,000
	動産不動産の取得による支出		$\triangle 5$, 627	_
	有形固定資産の取得による支出		_	△6, 842
	動産不動産の売却による収入		1, 488	_
	有形固定資産の売却による収入		_	1, 101
	無形固定資産の取得による支出		_	$\triangle 2,451$
	無形固定資産の売却による収入		_	2, 140
	連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却 による収入		18, 187	_
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△365, 127	424, 071
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー			
	劣後特約付借入金の返済による支出		△253, 250	△7, 000
	劣後特約付社債の発行による収入		294, 890	96, 960
	劣後特約付社債の償還による支出		△122, 800	△112, 743
	優先出資証券の発行による収入		126, 158	_
	優先出資証券の償還による支出		△250, 730	_
	配当金支払額		△245, 344	△317, 306
	少数株主への配当金支払額		$\triangle 29$	△212
	財務活動によるキャッシュ・フロー		△451, 104	△340, 301
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額		105	47
V	現金及び現金同等物の増加額		△1, 391, 951	△143, 135
VI	現金及び現金同等物の期首残高		2, 342, 917	960, 248
VII	合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		9, 281	_
VIII	現金及び現金同等物の期末残高		960, 248	817, 113

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
	至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 13社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedは、設立により当連結会計年度からます。りそな決済サービス株式会社、りそな債権式会社、りそな債権式会社、りそな好を対策がある。となどがネスサービス株式会社、りそなが高が大力、株式会社、りそなどがネスサーボ会社、りそなどがネスサーボ会社、りそなが表別であります。となどが表別では、株式ののは、株式のります。りそな保証株式会社は、株式のの当時の関連会社となりました。これに代い大和ギャランティ株式会社	全 平成19年3月31日) (1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状 況」に記載しているため省略しま した。 あさひ銀リテールファイナンス株 式会社、Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited、 Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited 及びResona Bank (Capital Management) Plcは清算により当 連結会計年度から連結の範囲より 除外しております。
	も、当連結会計年度から従来の連結子会社より持分法適用の関連会社となりました。 (2) 非連結子会社主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常 収益、当期純損益(持分に見合う 額)、利益剰余金(持分に見合う 額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見 合う額)等からみて、連結の範囲 から除いても企業集団の財政状態 及び経営成績に関する合理的な判 断を妨げない程度に重要性が乏し いため、連結の範囲から除外して おります。
2 持分法の適用に関する事項	 (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社主要な会社名りそな保証株式会社日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社主要な会社名Asahi Servicos e 	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e
	Asahi Servicos e Representacoes Ltda.	Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

	.,	
	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び 関連会社は、当期純損益(持分に 見合う額)及び利益剰余金(持分に 見合う額)等からみて、持分法の 対象から除いても連結財務諸表に 重要な影響を与えないため、持分 法の対象から除いております。	(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	 (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社3月末日 8社 (2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。 	 (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 3社 (2) 同左
4 会計処理基準に関する事項	(1)特定のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準同左

T	
前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
至 平成18年3月31日) (2) 有価基準及び評価基準及び調価方法 (イ) 育価基準及び調価基準とは移額を表しては移額を表しては移額を表して、は多額を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	至 1919年319日 1319年319日 1319日 1
(ロ)有価証券運用を主目的とする単 独運用の金銭の信託において信 託財産として運用されている有 価証券の評価は、時価法により 行っております。	ます。 (ロ) 同左
(3) デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的 の取引を除く)の評価は、時価法 により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 同左

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産

当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:2年~50年 動産:2年~20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破 綻の事実が発生している債務者 (以下、「破綻先」という。)に係 る債権及びそれと同等の状況にあ る債務者(以下、「実質破綻先」 という。)に係る債権につい は、下記直接減額後の帳簿価の ら、担保の処分可能見込額を いる し、その残額を計上しておりま す。

また、現在は経営破綻の状況にな いが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」という。)及 び今後の管理に注意を要する債務 者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もるこ とができる債権については、当該 キャッシュ・フローを当初の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳 簿価額との差額を貸倒引当金とす る方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッ シュ・フロー見積法を適用しない 債務者に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者 の支払能力を総合的に判断し必要 と認められる額を計上しておりま す

当連結会計年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当社の有形固定資産の減価償却 は、建物については定額法、動 産については定率法をそれぞれ 採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

動産 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に 基づき、主として定額法により 償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェア については、当社及び連結子会 社で定める利用可能期間(主と して5年)に基づく定額法によ り償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額がら、担保の処分可能見込額を控除ら、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にな いが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」という。)及 び今後の管理に注意を要する債務 者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もるこ とができる債権については、当該 キャッシュ・フローを当初の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳 簿価額との差額を貸倒引当金とす る方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッ シュ・フロー見積法を適用しない 債務者に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者 の支払能力を総合的に判断し必要 と認められる額を計上しておりま す

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

上記以外の債権については、過去 の一定期間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

また、特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因し て生ずる損失見込額を特定海外債 権引当勘定として計上しておりま す。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独 立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っておりま す

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,374百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般 債権については過去の貸倒実績率 等を勘案して必要と認めた額を、 貸倒懸念債権等特定の債権につい ては、個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額をそれぞれ引 き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する 損失に備えるため、有価証券発行 会社の財政状態等を勘案して必要 と認められる額を計上しておりま す。

(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会計年 度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額 を計上しております。また、過去 勤務債務及び数理計算上の差異の 処理方法は、以下のとおりであり ます。

過去勤務債務:発生年度に一括し て損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

当連結会計年度(自 平成18年4月1日

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

上記以外の債権については、過去 の一定期間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

また、特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因し て生ずる損失見込額を特定海外債 権引当勘定として計上しておりま す。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独 立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っておりま

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般 債権については過去の貸倒実績率 等を勘案して必要と認めた額を、 貸倒懸念債権等特定の債権につい ては、個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額をそれぞれ引 き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準 同左

(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会計年 度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、必要額 を計上しております。また、過去 勤務債務及び数理計算上の差異の 処理方法は、以下のとおりであり ます。

過去勤務債務:発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

V24/17	VINTALL A TURNEY
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(会計方針の変更)	至 十成10平 5 月 51 日 7
従来、実際運用収益が期待運用収	
益を超過したこと等による数理計	
算上の差異の発生又は給付水準を	
引き下げたことによる過去勤務債	
務の発生により、年金資産が企業	
年金制度に係る退職給付債務を超	
えることとなった場合における当	
該超過額(以下「未認識年金資	
産」という。)は「退職給付に係	
る会計基準注解」(注1)1により	
資産及び利益として認識しており	
ませんでしたが、平成17年3月16	
日付で「退職給付に係る会計基	
準」(企業会計審議会平成10年6	
月16日)の一部が改正され、未認	
識年金資産を資産及び利益として	
認識することが認められました。	
これに伴い、「『退職給付に係る	
会計基準』の一部改正に関する適	
用指針」(企業会計基準適用指針	
第7号平成17年3月16日)を適用	
し、当連結会計年度から未認識年	
金資産を過去勤務債務又は数理計	
算上の差異とに合理的に区分して	
費用の減額処理等の対象としてお	
ります。これにより前払年金費用	
が20,993百万円増加し、税金等調	
整前当期純利益が同額増加してお	
ります。	
(8) 事業再構築引当金の計上基準	
事業再構築引当金は、集中再生期	
間における資産・収益構造改革の	
ためのシステム更改に伴う除却及	
び店舗統廃合に伴い、今後発生が	
見込まれる損失について合理的に	
見積もることができる金額を計上	
しております。	
(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基	
進	
- 店舗チャネル改革引当金は、収益	
基盤の維持・強化とローコスト運	
営を両立する新しい店舗チャネル	
を再構築するための店舗の移転・	
統廃合・形態変更等に伴い、今後	
発生が見込まれる損失について合	
理的に見積もることができる金額	
を計上しております。	
С H I С С M O J & J O	

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見 込まれる費用または損失について 合理的に見積もることができる金 額を計上しております。
	主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金につい て、将来の払戻請求に応じて発生
	する損失を見積もり、計上してお ります
(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事 故による損失の補てんに充てるた め、証券取引法第65条の2第7項 において準用する同法第51条及び 金融機関の証券業務に関する内閣 府令第32条に定めるところにより 算出した額を計上しております。 (11)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債算額を付 す関連会社株式を除き、主として 連結決算日の為替相場による円換 算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債に ついては、それぞれの決算日等	ります。 (9) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事 故による損失の補てんに充てるた め、証券取引法第65条の2第7項 において準用する同法第51条及び 金融機関の証券業務に関する内閣 府令第32条に定めるところにより 算出した額を計上しております。 (10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
為替相場により換算しておりま す。	
9。 (12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナン ス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に準じた会計処理に よっております。	(11)リース取引の処理方法 同左

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 平成18年3月31日)

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスクヘッジ

当社の金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘッジ会 計の方法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 查委員会報告第24号。以下「業 種別監査委員会報告第24号」と いう。)に規定する繰延ヘッジ によっております。ヘッジ有効 性評価の方法については、相場 変動を相殺するヘッジについ て、ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である金利 スワップ取引を一定の(残存)期 間毎にグルーピングのうえ特定 し評価しております。また、キ ヤッシュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対象と ヘッジ手段の金利変動要素の相 関関係の検証により有効性の評 価をしております。

また、当連結会計年度末の連結 貸借対照表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀行業に おける金融商品会計基準適用に 関する当面の会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告第15 号)を適用して実施しておりま した多数の貸出金・預金等から 生じる金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管理する 従来の「マクロヘッジ」に基づ く繰延ヘッジ損益は、「マクロ ヘッジ」で指定したそれぞれの ヘッジ手段の残存期間・想定元 本金額に応じ平成15年度から最 長10年間にわたって、資金調達 費用又は資金運用収益として期 間配分しております。

なお、当連結会計年度末におけ る「マクロヘッジ」に基づく繰 延ヘッジ損失は10,177百万円、 繰延ヘッジ利益は15,939百万円 であります。

当連結会計年度

- (自 平成18年4月1日
- 平成19年3月31日)

(12)重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスクヘッジ 当社の金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘッジ会 計の方法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 查委員会報告第24号。以下「業 種別監査委員会報告第24号」と いう。)に規定する繰延ヘッジ によっております。ヘッジ有効 性評価の方法については、相場 変動を相殺するヘッジについ て、ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である金利 スワップ取引を一定の(残存)期 間毎にグルーピングのうえ特定 し評価しております。また、キ ャッシュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対象と ヘッジ手段の金利変動要素の相 関関係の検証により有効性の評 価をしております。

> また、当連結会計年度末の連結 貸借対照表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀行業に おける金融商品会計基準適用に 関する当面の会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告第15 号)を適用して実施しておりま した多数の貸出金・預金等から 生じる金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管理する 従来の「マクロヘッジ」に基づ く繰延ヘッジ損益は、「マクロ ヘッジ」で指定したそれぞれの ヘッジ手段の残存期間・想定元 本金額に応じ平成15年度から最 長10年間にわたって、資金調達 費用又は資金運用収益として期 間配分しております。

> なお、当連結会計年度末におけ る「マクロヘッジ」に基づく繰 延ヘッジ損失は4,958百万円(税 効果額控除前)、繰延ヘッジ利 益は6.257百万円(同前)であり ます。

並 事件入計左座	火事件入計左座
前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
至 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	至 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(ロ)為替変動リスクヘッジ	(ロ)為替変動リスクヘッジ
当社の外貨建金融資産・負債か	(ロ) 荷貨変動リヘク・トップ 同左
ら生じる為替変動リスクに対す	刊生
るヘッジ会計の方法は、「銀行	
業における外貨建取引等の会計	
処理に関する会計上及び監査上	
の取扱い (日本公認会計士協	
会業種別監查委員会報告第25	
号。以下「業種別監査委員会報	
告第25号」という。)に規定す	
る繰延ヘッジによっておりま	
す。ヘッジ有効性評価の方法に	
ついては、外貨建金銭債権債務	
等の為替変動リスクを減殺する	
目的で行う通貨スワップ取引及	
び為替スワップ取引等をヘッジ	
手段とし、ヘッジ対象である外	
貨建金銭債権債務等に見合うへ	
ッジ手段の外貨ポジション相当	
額が存在することを確認するこ	
とによりヘッジの有効性を評価	
しております。	
また、外貨建有価証券(債券以	
外)の為替変動リスクをヘッジ	
するため、事前にヘッジ対象と	
なる外貨建有価証券の銘柄を特	
定し、当該外貨建有価証券につ	
いて外貨ベースで取得原価以上	
の直先負債が生じていること等	
を条件に包括ヘッジとして繰延	
ヘッジ及び時価ヘッジを適用し	
ております。	

		前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(ハ)連結会社間取引等	(ハ)連結会社間取引等
		デリバティブ取引のうち連結会	同左
		社間及び特定取引勘定とそれ以	. , _
		外の勘定との間又は内部部門間	
		の内部取引については、ヘッジ	
		手段として指定している金利ス	
		ワップ取引及び通貨スワップ取	
		引等に対して、業種別監査委員	
		会報告第24号及び同第25号に基	
		づき、恣意性を排除し厳格なへ	
		ッジ運営が可能と認められる対	
		外カバー取引の基準に準拠した	
		運営を行っているため、当該金	
		利スワップ取引及び通貨スワッ	
		プ取引等から生じる収益及び費	
		用は消去せずに損益認識又は繰	
		延処理を行っております。	
		2)	
		なお、一部の資産・負債につい	
		ては、繰延ヘッジ、時価ヘッジ	
		あるいは金利スワップの特例処理な行っております。	
		理を行っております。	(14) 沙弗科尔の人制加加
		(14)消費税等の会計処理	(14)消費税等の会計処理 同左
		当社及び国内連結子会社の消費税 及び地方消費税の会計処理は、税	円左
		及い起力信負税の云 計	
		(15)連結納税制度の適用	(15)連結納税制度の適用
		当連結会計年度より当社は株式会	当社は株式会社りそなホールディ
		社りそなホールディングスを連結	ングスを連結納税親会社とする連
		納税親会社とする連結納税主体の	結納税主体の連結納税子会社とし
		連結納税子会社として、連結納税	て、連結納税制度を適用しており
		制度を適用しております。	ます。
5	連結子会社の資産及び負	連結子会社の資産及び負債の評価につ	同左
	債の評価に関する事項	いては、全面時価評価法を採用してお	
		ります。	
6	連結調整勘定の償却に関	連結調整勘定の償却については、原則	
	する事項	5年間の均等償却を行っております	
		が、重要性の乏しいものは発生年度に	
	-)) 7 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -	おいて一括償却しております。	PRINTED AND A CONTRACTOR OF THE PRINTED AND ADDRESS OF THE PRINTED ADDRESS OF THE PRINTED AND ADDRESS OF THE PRINTED AND ADDRESS OF THE PRINTED ADDRESS OF THE
7	のれん及び負ののれんの		原則5年間の定額法により償却を行っ
	償却に関する事項		ておりますが、重要性の乏しいものは
			発生年度において一括償却しておりま ナ
8	利益処分項目等の取扱い	連結剰余金計算書は、連結会計期間に	す。
0	利益処分項目等の収扱い に関する事項	理 和	
	に因りつず気	おいて確定した利益処力に基づいて作 成しております。	
9	連結キャッシュ・フロー	連結キャッシュ・フロー計算書におけ	同左
9	計算書における資金の範	る資金の範囲は、連結貸借対照表上の	PI/LL
	田	「現金預け金」のうち現金及び日本銀	
	<u> </u>	行への預け金であります。	
L		11 */15(1) 並 くはノノ か 7 0	

V 24/1 A -1/1-4	103471 6 71 6 4
前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照 表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連 結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当す る金額は1,514,759百万円であります。 なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資 産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規 則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法 施行規則により作成しております。
	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
	(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼動資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が1,823百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
	(連結貸借対照表関係) (1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動
	産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に表示しております。 (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」に含めて表示しております。
	(連結損益計算書関係) (1) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。 (2) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として表示しております。
	 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

追加情報

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)

- **※** 1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 23,913百万円及び出資金3百万円が含まれており
- ※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約によ り貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有 価証券は0百万円で、売却又は(再)担保という方 法で自由に処分できる権利を有しておりますが、 当期末において当該処分をせずにすべて所有して おります。
- ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,106百万円、延 | ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延 滞債権額は220,553百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅 延が相当期間継続していることその他の事由によ り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがない ものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭 和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事 由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であ って、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,405百 万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延して いる貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は254,559百 万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は490,624百 万円であります。

> なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

当連結会計年度 (平成19年3月31日)

- 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 **※** 1 32,667百万円及び出資金4,003百万円が含まれて おります。
- ※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約によ り貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有 価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保とい う方法で自由に処分できる権利を有しております が、当期末において当該処分をせずにすべて所有 しております。
 - 滞債権額は265,001百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅 延が相当期間継続していることその他の事由によ り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがない ものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭 和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であ って、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百 万円であります。

由が生じている貸出金であります。

- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延して いる貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しな いものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は186,361百 万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,183百 万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

前連結会計年度(平成18年3月31日)

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、254,017百万円であります
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 240,475百万円 有価証券 2,105,451百万円 貸出金 205,663百万円 その他資産 127百万円

担保資産に対応する債務

預金 119,190百万円 コールマネー及び売渡手形 416,800百万円 売現先勘定 240,480百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保 あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け 金353百万円、有価証券720,347百万円、その他資産 4,565百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は20,455百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,246百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,667,047百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,555,551百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるものではありませ ん。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事由があるときは、 当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資 の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じ て契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。

当連結会計年度 (平成19年3月31日)

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、239,078百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 63,929百万円 有価証券 2,195,006百万円 貸出金 221,233百万円 その他資産 3,897百万円

担保資産に対応する債務

預金 101,370百万円 売現先勘定 13,983百万円 借用金 742,200百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保 あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け 金356百万円、有価証券746,588百万円、その他資産 3,293百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 14,756百万円、敷金保証金は17,067百万円でありま す。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,634,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,323,938百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるものではありませ ん。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事由があるときは、 当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資 の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じ て契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。

	前連結会計年度			当連結会計年度	
※ 10	(平成18年3月31日) ヘッジ手段に係る損益又は評価			(平成19年3月31日)	
% 10	延へッジ損失として「その他資				
	しております。なお、上記相殺				
	失の総額は48,062百万円、繰延				
	は18,824百万円であります。				
※ 11	株式会社あさひ銀行及び株式会	:社本良銀行上り継	※ 11	株式会社あさひ銀行及び株式会社	-
/•\11	承した事業用の土地については		/•\\11	承した事業用の土地については、	
	関する法律(平成10年3月31日2			関する法律(平成10年3月31日公2	
	に基づき、再評価を行い、評価			に基づき、再評価を行い、評価差	
	当該評価差額に係る税金相当額			当該評価差額に係る税金相当額を	
	繰延税金負債」として負債の部			繰延税金負債」として負債の部に	
	控除した金額を「土地再評価差			控除した金額を「土地再評価差額	
	の部に計上しております。	_		産の部に計上しております。	_
	再評価を行った年月日			再評価を行った年月日	
	平成10年3月31日			平成10年3月31日	
	同法律第3条第3項に定める再	評価の方法		同法律第3条第3項に定める再評	価の方法
	土地の再評価に関する法律施行	亍令(平成10年3月		土地の再評価に関する法律施行会	冷(平成10年3月
	31日公布政令第119号)第2条第	31号に定める地価		31日公布政令第119号)第2条第1	号に定める地価
	公示法により公示された価格(平成10年1月1日		公示法により公示された価格(平	成10年1月1日
	基準日)に基づいて、地点の修	正、画地修正等、		基準日)に基づいて、地点の修正	、画地修正等、
	合理的な調整を行って算出して	おります。		合理的な調整を行って算出してお	ります。
	同法律第10条に定める再評価を			同法律第10条に定める再評価を行	「った事業用土地
	の当連結会計年度末における時	価の合計額と当該		の当連結会計年度末における時価	iの合計額と当該
	事業用土地の再評価後の帳簿価	i額の合計額との差		事業用土地の再評価後の帳簿価額	iの合計額との差
	額	17,699百万円		額	4,261百万円
※ 12	動産不動産の減価償却累計額	141,825百万円		有形固定資産の減価償却累計額	135,798百万円
※ 13	動産不動産の圧縮記帳額	45,037百万円	※ 13	有形固定資産の圧縮記帳額	44,743百万円
	(当連結会計年度圧縮記帳額	一百万円)		(当連結会計年度圧縮記帳額	一百万円)
※ 14	10,000		※ 14	借用金には、他の債務よりも債務	
	である旨の特約が付された多			である旨の特約が付された劣行	
\•/1F	33,000百万円が含まれておりま		\ 9 /15	26,000百万円が含まれております	
※ 15	社債は全額劣後特約付社債であ	りよす。	※ 15	社債は全額劣後特約付社債であり	ます。
※ 16	当社の発行済株式の総数 普通株式	30,843,933千株			
	音通休式 乙種第一回優先株式	680,000千株			
	丁種第一回優先株式	120千株			
	戊種第一回優先株式	240,000千株			
	/个压尔 四度儿怀人	210,000 1/A			

80,000千株

12,500,000千株

12,808,217千株

12,500,000千株

己種第一回優先株式

第1種第一回優先株式

第2種第一回優先株式

第3種第一回優先株式

前連結会計年度	当連結会計年度
(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)
	※17 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募
	(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保
	証債務の額は465,608百万円であります。
	なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾
	見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年
	大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等
	の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平
	成19年4月17日)により改正され、平成18年4月
	1日以後開始する事業年度から適用されることに
	なったことに伴い、当連結会計年度から相殺して
	おります。
	これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払
	承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少してお
	ります。
18 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本	18 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本
残高は、金銭信託528,222百万円であります。	残高は、金銭信託516,755百万円であります。

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
			* 1	投資額の回収が見込め営業が保証のでは、大な店舗に対して、大な、店舗でであります。 アース では できな	こついて1,824百 について4,113 について4,113 について4,113 はりまは2,046百 はりませた。 ははかれてはは、 ではは、 ははは、 ははは、 ははは、 ではは、 にでは、 に
※ 2	「その他経常収益」には、 株式等売却益 過去勤務債務償却益 を含んでおります。	61, 448百万円 17, 991百万円	※ 2	「その他経常収益」には、 株式等売却益 を含んでおります。	99,308百万円
※ 3	「その他の経常費用」には、 貸出金償却 株式関連デリバティブ取引に係る損失 株式等売却損 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を有する 貸出金償却、債権売却損等のうち ついては、キャッシュ・フロー見利 計上した同債権に係る貸倒引当金額 示しております。	6,672百万円に 責法を適用して	* 3	「その他の経常費用」には、 貸出金償却 株式等売却損 株式等償却 を含んでおります。	23, 542百万円 27, 004百万円 6, 563百万円
			※ 4	「その他の特別利益」には、 店舗チャネル改革引当金取崩額 を含んでおります。	2,625百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

- I 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
 - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

				(+1	7. 1 (本)
	前連結会計	当連結会	 計年度	当連結会計	摘要
	年度末株式数	年度末株式数増加株式数		年度末株式数]向女
発行済株式					
普通株式	30, 843, 933	763		30, 844, 697	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680, 000	_	_	680,000	
丁種第一回優先株式	120	_	60	60	注
戊種第一回優先株式	240, 000	_	_	240, 000	
己種第一回優先株式	80, 000	_	_	80,000	
第1種第一回優先株式	12, 500, 000	_	_	12, 500, 000	
第2種第一回優先株式	12, 808, 217	_	_	12, 808, 217	
第3種第一回優先株式	12, 500, 000	_	_	12, 500, 000	
合 計	69, 652, 271	763	60	69, 652, 975	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	_	60	60	_	注

⁽注) 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種 第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日	普通株式	200, 485	6. 5	平成18年3月31日	平成18年6月27日
定時株主総会	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2, 162	3. 18		
	丁種第一回優先株式	0	5		
	戊種第一回優先株式	1, 725	7. 19		
	己種第一回優先株式	740	9. 25		
	第1種第一回優先株式	1,631	0. 1305		
	第2種第一回優先株式	1,671	0. 1305		
	第3種第一回優先株式	1,631	0. 1305		
平成19年3月26日	普通株式	95, 616	3. 1	平成18年12月31日	平成19年3月27日
取締役会	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2, 162	3. 18		
	丁種第一回優先株式	0	5		
	戊種第一回優先株式	1, 725	7. 19		
	己種第一回優先株式	740	9. 25		
	第1種第一回優先株式	2, 318	0. 1855		
	第2種第一回優先株式	2, 375	0. 1855		
	第3種第一回優先株式	2, 318	0. 1855		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後と なるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年5月	普通株式	351, 629	11. 4	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年5月21日
18日 取締役会	種類株式					
	乙種第一回優先株式	2, 162	3. 18			
	丁種第一回優先株式	0	5			
	戊種第一回優先株式	1, 725	7. 19			
	己種第一回優先株式	740	9. 25			
	第1種第一回優先株式	2, 318	0. 1855			
	第2種第一回優先株式	2, 375	0. 1855			
	第3種第一回優先株式	2, 318	0. 1855			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 至	当連結会計年度 平成18年4月1 平成19年3月31	
(1)	現金及び現金同等物の期末残高と連	結貸借対照表に	(1)	現金及び現金同	等物の期末残高と	主連結貸借対照表に
	掲記されている科目の金額との関係			掲記されている	科目の金額との関	月 係
		(単位:百万円)				(単位:百万円)
	平成18年3月31日現在			平成19年3月31		
	現金預け金勘定	1, 171, 536		現金預け金勘定		1, 100, 979
	日本銀行以外への預け金	△211, 288		日本銀行以外へ	の預け金	△283, 866
	現金及び現金同等物	960, 248		現金及び現金同	等物	817, 113
(2)	株式の売却等により当連結会計年度	から連結の範囲				
	より除外した会社の資産及び負債の	主な内訳は、次				
	のとおりであります。					
		(単位:百万円)				
	資産	9, 645, 092				
	(うち支払承諾見返	9, 145, 732)				
	負債	$\triangle 9,596,165$				
	(うち支払承諾	$\triangle 9, 145, 732)$				
	株式会社奈良銀行との合併に伴い、					
	び負債の主な内訳並びに合併による	収入との関係は				
	次のとおりであります。	()((1)				
	資産	(単位:百万円)				
	資度 (うち貸出金	175, 398 145, 151)				
	負債	$\triangle 169, 433$				
	(うち預金	$\triangle 169, 433$ $\triangle 158, 384)$				
	資本準備金等	$\triangle 136, 364)$ $\triangle 5, 965$				
	現金及び現金同等物	∠5, 905 15, 621				
	分量及OSA型的等物 合併交付金	$\triangle 6,340$				
	差引:合併による収入	9, 281				
	左川・日川による収入	9, 201				

(リース取引関係)

前連結会計年度 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

動産 11,292百万円 その他 一百万円 合計 11,292百万円

減価償却累計額相当額

動産 4.687百万円 その他 一百万円 合計 4,687百万円

年度末残高相当額

動産 6,604百万円 その他 一百万円 6,604百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内 1.890百万円 1年超 5,000百万円 6,891百万円 合計

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当

支払リース料 減価償却費相当額 支払利息相当額

2,844百万円

2,583百万円 277百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法 については、利息法によっております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内 85百万円 1年超 10百万円 合計 96百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんの で、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の 記載は省略しております。

当連結会計年度 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

動産 12,269百万円

減価償却累計額相当額

動産 5,688百万円

年度末残高相当額

動産 6.580百万円

未経過リース料年度末残高相当額

1 年内 2,018百万円 1年超 4,886百万円 合計 6,904百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当

支払リース料 2,075百万円 減価償却費相当額 1,943百万円 支払利息相当額 176百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。
- 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法

については、利息法によっております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内 16百万円 1年超 9百万円 合計 26百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんの で、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の 記載は省略しております。

(有価証券関係)

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項と して記載しております。

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	559, 337	77	

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	300, 667	640, 476	339, 808	343, 265	3, 456
債券	3, 347, 048	3, 297, 853	△49, 195	44	49, 240
国債	2, 658, 921	2, 616, 450	△42, 471	0	42, 471
地方債	191, 857	187, 891	△3, 966	19	3, 986
社債	496, 270	493, 512	△2, 757	24	2, 782
その他	924, 381	971, 766	47, 385	61, 520	14, 134
合計	4, 572, 097	4, 910, 096	337, 998	404, 829	66, 831

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借 対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理することとしております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	11, 100, 703	74, 201	26, 623

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	147, 468
非上場内国債券	522, 251

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日 現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1, 148, 855	1, 825, 705	507, 216	338, 327
国債	900, 650	926, 336	451, 136	338, 327
地方債	10, 214	129, 742	47, 933	_
社債	237, 990	769, 626	8, 146	_
その他	14, 015	100, 240	319, 656	21, 378
合計	1, 162, 871	1, 925, 946	826, 872	359, 705

Ⅱ 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	281, 798	246

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	292, 157	618, 304	326, 147	327, 184	1,037
債券	3, 244, 485	3, 218, 081	△26, 403	92	26, 496
国債	2, 745, 833	2, 723, 084	△22, 749	31	22, 780
地方債	200, 973	198, 481	△2, 491	53	2, 545
社債	297, 678	296, 515	△1, 162	7	1, 169
その他	730, 546	735, 836	5, 290	31, 052	25, 761
合計	4, 267, 188	4, 572, 223	305, 034	358, 329	53, 295

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借 対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,902百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	17, 972, 860	130, 007	49, 281

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	91, 476
非上場内国債券	508, 451

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日 現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2, 067, 502	792, 412	296, 376	570, 241
国債	1, 744, 132	189, 276	219, 434	570, 241
地方債	40, 974	94, 513	62, 993	_
社債	282, 395	508, 622	13, 948	_
その他	2, 754	53, 188	217, 279	28, 168
合計	2, 070, 257	845, 600	513, 655	598, 409

(金銭の信託関係)

- I 前連結会計年度
 - 1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
 - 2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
 - 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在) 該当ありません。

Ⅱ 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10, 385	385

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	338, 848
その他有価証券	338, 848
その他の金銭の信託	_
(△)繰延税金負債	137, 640
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	201, 208
(△)少数株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	109
その他有価証券評価差額金	201, 317

⁽注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額△850百万円を除いております。

Ⅱ 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	305, 034
その他有価証券	305, 034
その他の金銭の信託	_
(△)繰延税金負債	80, 228
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	224, 805
(△)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	$\triangle 22$
その他有価証券評価差額金	224, 782

(デリバティブ取引関係)

- I 前連結会計年度
 - 1 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容
 - ① 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

② 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

③ 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

④ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源 に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様 化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニー ズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えする ために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準 に沿って行っています。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有している こと。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正に コントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。 具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値へッ ジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローへッジ」といった 「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また、資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、 リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに 基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「VaR」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でVaR・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
取引所	売建	561, 187	75, 993	62	62
	買建	447, 686	7, 430	△376	△376
	金利スワップ				
店頭	受取固定・支払変動	4, 976, 086	4, 242, 726	△10, 875	△17, 067
	受取変動・支払固定	4, 979, 008	4, 246, 423	42, 298	48, 686
	受取変動・支払変動	2, 176, 810	2, 051, 500	△4, 498	△4, 498
	キャップ				
	売建	176, 527	126, 138	△1, 363	1, 133
	買建	129, 887	83, 587	1, 712	218
	フロアー				
	売建		_	_	_
	買建	6, 848	6, 599	235	144
	スワップション				
	売建	42	_	0	$\triangle 0$
	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	29, 922	28, 302

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引 は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨スワップ	1, 679, 921	1, 591, 260	6, 805	△5, 569
	為替予約				
	売建	666, 847	26, 960	28, 976	28, 976
店頭	買建	239, 984	352, 588	△4, 115	△4, 115
	通貨オプション				
	売建	1, 547, 733	774, 104	51, 078	6, 737
	買建	1, 725, 361	799, 837	35, 215	△10, 055
	合計	_	_	15, 804	15, 972

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ 取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表 表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについ ては、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	株式指数オプション				
取引所	売建	219, 593	_	2, 191	△550
	買建	48, 600	_	60	△41
	合計	_	_	△2, 131	△591

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物				
取引所	売建	1, 176	_	11	11
	買建	16, 442	_	△58	△58
	合計	_	_	△47	△47

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。
- (5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。

Ⅱ 当連結会計年度

- 1 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容
 - ① 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

② 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

③ 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

④ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源 に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様 化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニー ズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えする ために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っています。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有している こと。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に 還元し、お客様の判断の一助とすること。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正に コントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。 具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値へッ ジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローへッジ」といった 「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、 資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み 出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、 リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに 基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「VaR」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でVaR・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
	金利先物					
取引所	売建	1, 540, 476	_	△1, 250	△1, 250	
	買建	560, 675	_	△33	△33	
	金利スワップ					
	受取固定・支払変動	7, 547, 702	6, 086, 630	31, 068	28, 624	
	受取変動・支払固定	8, 600, 188	5, 549, 695	△4, 080	△1,633	
	受取変動・支払変動	2, 642, 500	2, 350, 500	△2, 530	△2, 530	
	キャップ					
	売建	138, 925	80, 252	731	846	
店頭	買建	85, 011	68, 850	591	△3	
	フロアー					
	売建	6, 000	6,000	174	△10	
	買建	12, 961	12, 885	140	128	
	スワップション					
	売建	_	_	_	_	
	買建	5, 000	_	52	△19	
	合計	_	_	23, 053	24, 117	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引 は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類 契約額等(百万円)		契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
	通貨スワップ	3, 078, 673	2, 930, 307	4, 666	△8, 431	
	為替予約					
	売建	467, 270	62, 485	△5, 923	△5, 923	
店頭	買建	1, 186, 122	555, 675	48, 473	48, 473	
	通貨オプション					
	売建	1, 547, 564	879, 258	59, 120	8, 617	
	買建	1, 630, 292	880, 092	40, 038	△13, 999	
	合計	_	_	28, 134	28, 736	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ 取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表 表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについ ては、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類 契約額等(百万円)		契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
	株式指数先物					
m: 71 -r	売建	6, 868	_	△56	△56	
	買建	6, 793	_	72	72	
取引所	株式指数オプション					
	売建	100, 127	_	656	297	
	買建	93, 150	_	149	△107	
	合計	_	_	△490	207	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物				
取引所	売建	1, 344	_	3	3
	買建	30, 524	_	△81	△81
	合計	_	_	△78	△78

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。
- (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。また、当社において退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

TX.	区分			
2		金額(百万円)	金額(百万円)	
退職給付債務	(A)	△275, 725	△278, 707	
年金資産	(B)	471, 875	539, 118	
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	196, 150	260, 411	
未認識数理計算上の差異	(D)	△78, 777	△138, 229	
連結貸借対照表計上額純額	(E) = (C) + (D)	117, 372	122, 181	
前払年金費用	(F)	117, 372	122, 181	
退職給付引当金	(E) - (F)	△0	$\triangle 0$	

⁽注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1	7, 231	5, 872
利息費用	5, 664	5, 514
期待運用収益	△4, 065	$\triangle 5,462$
過去勤務債務の費用処理額	△18, 004	25
数理計算上の差異の費用処理額	7, 970	$\triangle 3,504$
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	970	1,006
退職給付費用	△233	3, 451
代行返上資産額確定に伴う利益	_	△413
計	△233	3, 037

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理するこ	同左
	ととしている。	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年	同左
	各連結会計年度の発生時の従業員の	
	平均残存勤務期間内の一定の年数に	
	よる定額法により按分した額を、そ	
	れぞれ発生の翌連結会計年度から費	
	用処理することとしている。	

(税効果会計関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1 至 平成18年3月3	l 目	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1	繰延税金資産及び繰延税金負債 の内訳 繰延税金資産	の発生の主な原因別	1	繰延税金資産及び繰延税金負債 の内訳 繰延税金資産	賃の発生の主な原因別	
	税務上の繰越欠損金	1,018,884百万円		税務上の繰越欠損金	922, 309百万円	
	貸倒引当金損金算入 限度超過額 及び貸出金償却否認額	203, 277		貸倒引当金損金算入 限度超過額 及び貸出金償却否認額	190, 049	
	有価証券償却否認額	132, 453		有価証券償却否認額	118, 291	
	退職給付引当金損金算入 限度超過額	23, 098		退職給付引当金損金算入 限度超過額	36, 290	
	その他	78, 140		その他	73, 273	
	繰延税金資産小計	1, 455, 855		繰延税金資産小計	1, 340, 214	
	評価性引当額	△1, 319, 096		評価性引当額	△959, 803	
	繰延税金資産合計	136, 758		繰延税金資産合計	380, 410	
	繰延税金負債			繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△137,640百万円		その他有価証券評価差額金	△80,228百万円	
	退職給付信託設定益	\triangle 19, 741		退職給付信託設定益	△19, 741	
	未収配当金	$\triangle 1,715$		未収配当金	$\triangle 1,938$	
	その他	△2, 104		その他	△2, 673	
	繰延税金負債合計	△161, 201		繰延税金負債合計	△104, 581	
	繰延税金負債の純額	$\triangle 24,443$		繰延税金資産の純額	275, 829	
2	法定実効税率と税効果会計適用 率との間に重要な差異があると		2	連結財務諸表提出会社の法定実 適用後の法人税等の負担率との		
	因となった主な項目別の内訳			るときの、当該差異の原因とな		
	法定実効税率	40.62%		訳		
	(調整)			法定実効税率	40. 62%	
	評価性引当額	△39. 78%		(調整)	·	
	受取配当金益金不算入	△2. 39%		評価性引当額	△112.71%	
	親会社と子会社の実効税率	差 △2.02%		受取配当金益金不算入	△1.71%	
	その他	0. 59%		親会社と子会社の実効税率		
	税効果会計適用後の法人税	等の負 △2.98%		その他	△1.83%	
	担率	∠∠2. 98%		税効果会計適用後の法人税 担率	ዸ等の負 △76.95%	

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

- I 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
 - (1) 親会社及び法人主要株主等 記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等	住所	資本金又 は出資金	事業の内容	議決権等 の所有	関係	内容	・取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	の名称		(百万円) 又は職	又は職業	又は職業 (被所有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取別の内容	(百万円)	科日	(百万円)
役員の 近親者	寺井誠一	ı	_		— (—)	1		資金の貸付		貸出金	102
役員の 近親者	寺井眞理子	_	_	_	— (—)	_	_	資金の貸付	_	貸出金	35

- (注) 1 寺井誠一および寺井眞理子は、当連結会計年度中に関連当事者でなくなっており、上記残高は関連当事者でなくなった時点の残高であります。
 - 2 議決権の所有割合欄の()内は議決権の被所有割合を記載しております。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(4) 兄弟会社等

会社等 属性 の名称		、一事未り四台	議決権等 の所有	関係内容		・取引の内容	取引金額	科目	期末残高		
偶1生	の名称 (百万円) マは職業 (被	(被所有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取5102円谷	(百万円)	社 日	(百万円)			
兄弟 会社	株式会社 埼玉りそ な銀行	さいた ま市 浦和区	70,000	銀行業		_	提携関係	コールマネー	2, 131, 612	コールマネー	1, 813, 510
兄弟 会社	りそな保 証株式会 社	さいた ま市 浦和区	47, 800	信用保証	直接 37.2 (一)	1 (1)	保証委託 関係 預金取引 関係	住宅ローン 等に係る被 保証	4, 571, 538	_	_
兄弟 会社	大和ギャ ランティ 株式会社	大阪市 中央区	8, 180	信用保証		1 (1)	保証委託 関係 預金取引 関係	住宅ローン 等に係る被 保証	1, 061, 591	_	_

- (注) 1 取引金額は、コールマネーについては当連結会計年度の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当連結会計年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。
 - 2 コールマネーの取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
 - 3 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、商品ごとに決定しております。
 - 4 りそな保証株式会社は、平成18年3月に株式の一部を売却したことにより、従来の連結子会社より関連会社となり、大和ギャランティ株式会社も従来の連結子会社より関連会社となりました。これらに伴い、当連結会計年度より関連当事者として上記のように記載をしております。
 - 5 議決権の所有割合欄の()内は議決権の被所有割合を記載しております。
 - 6 「関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

- Ⅱ 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
 - (1) 親会社及び法人主要株主等 記載すべき重要なものはありません。
 - (2) 役員及び個人主要株主等 記載すべき重要なものはありません。

(3) 子会社等

りそな保証株式会社及び大和ギャランティ株式会社は当社の関連会社でもありますが、取引内容 及び金額は「(4)兄弟会社等」に記載しております。

(4) 兄弟会社等

E W	会社等 住		資本金又 住所 は出資金		議決権等 の所有	関係	内容	取引の内容	取引金額	A) II	期末残高
偶性	の名称	住所	(百万円)	又は職業	(被所有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取別の内容	(百万円)	科目	(百万円)
兄弟	株式会社	さいた		ATT COM			10 1// 00 h	コール マネー	1, 697, 099	コール マネー	1, 411, 875
会社	特玉りそ ま市 70,000 銀行 一	— 提携的		コール マネー 利息	5, 507	その他 負債	190				
			保証委託	住宅ローン 等に係る被 保証	5, 021, 992	_	_				
兄弟 会社	りそな保 証株式会 社	さいた ま市 浦和区	14, 000	信用保証	直接 37.2	1	関係 預金取引 関係	保証料	10, 053	その他 負債	854
								代位弁済	16, 196	_	_
	1- Fn 2-1						保証委託	住宅ローン 等に係る被 保証	935, 126	_	_
兄弟 会社	兄弟 大和ギャ ランティ 株式会社 大阪市 中央区 6,000 信用保証	信用保証	_	1	関係 預金取引	保証料	1, 251	その他 負債	93		
The state late			I NA MI	代位弁済	5, 813	_	_				

- (注) 1 取引金額は、コールマネーについては当連結会計年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当連結会計年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。
 - 2 コールマネーの取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
 - 3 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△39. 74	△31. 89
1株当たり当期純利益	円	9. 57	17. 16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	4. 52	10. 24

- (注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は49銭減少しております。
 - 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	_	1, 648, 636
純資産の部の合計額から控除す る金額	百万円	_	2, 632, 566
うち少数株主持分	百万円	_	149, 243
うち優先株式	百万円	_	2, 471, 681
うち優先配当額	百万円	_	11, 641
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	_	△983, 930
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	_	30, 844, 697

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	314, 386	552, 661
普通株主に帰属しない金額	百万円	19, 152	23, 283
うち優先配当額	百万円	19, 152	23, 283
普通株式に係る当期純利益	百万円	295, 233	529, 377
普通株式の期中平均株式数	千株	30, 819, 874	30, 844, 000
潜在株式調整後			
1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	19, 152	23, 283
うち優先配当額	百万円	19, 152	23, 283
普通株式増加数	千株	38, 714, 422	23, 096, 300
うち優先株式	千株	38, 714, 422	23, 096, 300
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社 (注) 1	劣後特約付 社債	平成16年9月24日 ~平成18年8月10日	482, 992 (1, 800, 000 千ユーロ) (1, 300, 000 千米ドル)	(1,299,225 千米ドル)	0. 95625 ~5. 986	なし	平成26年 9 月24日 ~永久
Asahi Finance (Cayman)Ltd. (注)1、2	劣後特約付 社債	平成9年3月27日 ~平成10年3月27日	114,446 (100,000 千米ドル)	20, 000	3.30 ~4.25	なし	平成25年3月31日 ~永久
合計	_	_	597, 438 (1, 800, 000 千ユーロ) (1, 400, 000 千米ドル)	(1,299,225 千米ドル)		_	_

- (注) 1 「前期末残高」、「当期末残高」欄の()内は、外貨建発行によるもの(内書き)であります。
 - 2 Asahi Finance (Cayman) Ltd. の発行した劣後特約付社債をまとめて記載しております。
 - 3 連結決算日後5年内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	41,888	775, 586	0.66	_
借入金	41, 888	775, 586	0.66	平成19年4月~永久

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 - 2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	761, 948	2,002	1, 308	890	363

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発 行はありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部) 現金預け金 現金 預け金		1, 169, 691 414, 327 755, 364	4. 13	1, 097, 339 435, 239 662, 099	4. 00
コールローン 債券貸借取引支払保証金 買入手形		958, 985 11, 047 35, 300	3. 39 0. 04 0. 12	1, 165, 700 75, 978	4. 25 0. 28
買入金銭債権 特定取引資産 商品有価証券 特定金融派生商品 その他の特定取引資産	% 8	17, 857 651, 839 3, 537 92, 502 555, 799	0. 06 2. 30	53, 086 362, 802 45, 985 81, 003 235, 812	0. 19 1. 32
金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 株式 その他の証券	*2,8 *16 *1 *1 *3,4,	5, 657, 135 2, 616, 450 187, 891 1, 015, 763 810, 726 1, 026, 303	19. 97	10, 385 5, 257, 370 2, 723, 084 198, 481 804, 966 732, 563 798, 274	0. 04 19. 17
貸出金	5, 6, 8, 9	17, 993, 501	63. 50	17, 818, 392	64. 97
割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸	* 7	230, 115 1, 339, 864 13, 710, 082 2, 713, 438 75, 717 21, 167	0. 27	218, 272 1, 133, 827 13, 867, 001 2, 599, 291 68, 804 21, 037	0. 25
買入外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸	<pre>% 7 % 8</pre>	23, 317 31, 211 632, 637 53	2. 23	20, 025 27, 716 744, 454	2.72
前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 社債発行差金 その他の資産	※ 10	1, 936 65, 312 9, 246 328 10, 964 141, 918 29, 370 481 373, 024		1, 595 42, 264 14, 756 1, 322 68, 097 191, 006 — 425, 405	
動産不動産 土地建物動産 建設仮払金 保証金権利金	*12, 13 *11	335, 414 314, 150 808 20, 455	1. 18	_ _ _ _	
有形固定資産	※ 12, 13	_	_	307, 353	1. 12
建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形因と資産	※ 11		_	83, 693 210, 639 1, 767 11, 252 8, 224	0.03
ソフトウェア その他の無形固定資産 繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 投資損失引当金 資産の部合計		$ \begin{array}{c} -\\ 1, 166, 874\\ $	$\begin{array}{c} - \\ 4.12 \\ \triangle 1.26 \\ \triangle 0.05 \\ 100.00 \end{array}$	$\begin{array}{c} 5,909 \\ 2,315 \\ 275,445 \\ 565,570 \\ \triangle 370,825 \\ \triangle 13,058 \\ \hline 27,427,023 \end{array}$	1. 00 2. 06 △1. 35 △0. 05 100. 00

		前事業年度		当事業年度	
	注記	(平成18年3月31日)	構成比	(平成19年3月31日)	構成比
区分	番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
(負債の部)					
預金	※ 8	19, 616, 086	69. 22	19, 493, 511	71.08
当座預金		2, 271, 671		1, 854, 518	
普通預金		9, 514, 589		9, 898, 178	
貯蓄預金		256, 764		233, 578	
通知預金		113, 222		103, 472	
定期預金		6, 819, 240		6, 818, 240	
その他の預金		640, 598		585, 523	
譲渡性預金		1, 835, 230	6.48	1, 823, 690	6.65
コールマネー	※ 8	2, 271, 922	8.02	1, 495, 929	5. 45
売現先勘定	※ 8	240, 480	0.85	13, 983	0.05
債券貸借取引受入担保金		_	_	26, 001	0.09
売渡手形	※ 8	281, 800	0.99	_	_
特定取引負債		74, 383	0. 26	117, 821	0.43
売付商品債券		14, 360		68, 097	
商品有価証券派生商品		37		64	
特定取引有価証券派生商品		8		13	
特定金融派生商品		59, 976		49, 645	
借用金	% 8	155, 027	0.55	794, 111	2.90
借入金	※ 14	155, 027		794, 111	
外国為替		23, 623	0.08	13, 839	0.05
外国他店預り		21, 801		12, 326	
売渡外国為替		982		549	
未払外国為替		839		963	
社債	※ 15	620, 420	2. 19	734, 306	2.68
信託勘定借		426, 112	1.50	417, 715	1.52
その他負債		299, 028	1.06	393, 588	1.44
未決済為替借		172		192	
未払法人税等		1, 967		2, 090	
未払費用		62, 426		57, 310	
前受収益		12, 786		10, 727	
先物取引差金勘定		88		_	
借入商品債券		10, 964		68, 097	
金融派生商品		128, 578		129, 411	
その他の負債		82, 043		125, 759	
事業再構築引当金		156	0.00	_	-
店舗チャネル改革引当金		2, 731	0.01	_	-
その他の引当金		_	_	2, 705	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
証券取引責任準備金		0		0	
繰延税金負債		24, 733	0.09	_	-
再評価に係る繰延税金負債	※ 11	45, 549	0. 16	44, 213	0.16
支払承諾		1, 166, 874	4. 12	565, 570	2.06
負債の部合計		27, 084, 161	95. 58	25, 936, 990	94. 57

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	※ 17	279, 928	0. 99	_	_
資本剰余金		352, 208	1. 24	_	_
資本準備金	※ 18	279, 928		_	
その他資本剰余金		72, 280		_	
資本金及び資本準備金 減少差益		72, 280		_	
利益剰余金		355, 670	1. 26	_	_
当期未処分利益		355, 670		_	
土地再評価差額金	※ 11	63, 306	0. 22	_	_
その他有価証券評価差額金		201, 208	0.71	_	_
資本の部合計		1, 252, 323	4. 42	_	_
負債及び資本の部合計		28, 336, 485	100.00		_

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		_	_	279, 928	1.02
資本剰余金		_	_	352, 208	1. 28
資本準備金		_		279, 928	
その他資本剰余金		_		72, 280	
利益剰余金		_	_	587, 129	2. 14
その他利益剰余金		_		587, 129	
繰越利益剰余金		_		587, 129	
株主資本合計		_	_	1, 219, 266	4. 44
その他有価証券評価差額金		_	_	224, 805	0.82
繰延ヘッジ損益		_	_	$\triangle 15,452$	△0.05
土地再評価差額金	※ 11	_	_	61, 412	0. 22
評価・換算差額等合計		_] —	270, 766	0. 99
純資産の部合計		_] _	1, 490, 032	5. 43
負債及び純資産の部合計		_] _	27, 427, 023	100.00
			1		

② 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月] 至 平成18年3月3	L 目 1目)	当事業年度 (自 平成18年4月 至 平成19年3月3	L 日 1日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		712, 658	100.00	796, 431	100.00
資金運用収益		413, 846		456, 388	
貸出金利息		321, 823		332, 521	
有価証券利息配当金		60, 352		72, 658	
コールローン利息		1,871		7, 286	
買現先利息		_		0	
債券貸借取引受入利息		7		122	
買入手形利息		3		30	
預け金利息		7, 187		9, 487	
金利スワップ受入利息		17, 249		23, 059	
その他の受入利息		5, 351		11, 221	
信託報酬		7, 575		8, 227	
役務取引等収益		129, 060		120, 041	
受入為替手数料		28, 233		27, 487	
その他の役務収益		100, 827		92, 554	
特定取引収益		3, 238		21, 053	
商品有価証券収益		754		1, 352	
特定金融派生商品収益		2, 342		18, 700	
その他の特定取引収益		141		999	
その他業務収益		63, 442		61, 098	
外国為替売買益		35, 966		30, 290	
国債等債券売却益		18, 643		30, 698	
金融派生商品収益		8, 831		_	
その他の業務収益		1		109	
その他経常収益		95, 495		129, 621	
株式等売却益		61, 051		99, 308	
金銭の信託運用益		_		385	
その他の経常収益	※ 2	34, 444		29, 927	
経常費用		458, 088	64. 28	511, 493	64. 22
資金調達費用		63, 287		94, 296	
預金利息		19, 192		34, 486	
譲渡性預金利息		641		6, 351	
コールマネー利息		2, 922		6, 331	
売現先利息		26		300	
債券貸借取引支払利息		452		746	
売渡手形利息		6		85	
借用金利息		8, 291		5, 291	
社債利息		29, 313		35, 562	
その他の支払利息		2, 440		5, 141	

		前事業年度 (自 平成17年4月] 至 平成18年3月3		当事業年度 (自 平成18年4月1 至 平成19年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
役務取引等費用		62, 608		43, 398	
支払為替手数料		6, 330		6, 198	
その他の役務費用		56, 278		37, 200	
特定取引費用		202		455	
特定取引有価証券費用		202		455	
その他業務費用		26, 265		36, 060	
国債等債券売却損		26, 089		22, 284	
国債等債券償却		176		66	
金融派生商品費用		_		13, 709	
営業経費		234, 323		227, 361	
その他経常費用		71, 401		109, 919	
貸倒引当金繰入額		10, 292		40, 370	
貸出金償却		24, 135		23, 542	
株式等売却損		6, 375		27, 004	
株式等償却		1, 419		6, 563	
その他の経常費用	※ 3	29, 177		12, 438	
経常利益		254, 570	35. 72	284, 937	35. 78
特別利益		48, 694	6.83	23, 894	3.00
動産不動産処分益		269		_	
固定資産処分益		_		1, 267	
償却債権取立益		48, 424		19, 900	
その他の特別利益	※ 4	_		2,726	
特別損失		3,008	0.42	7, 851	0.99
動産不動産処分損		2, 267		_	
固定資産処分損		_		1,914	
減損損失	※ 1	740		5, 937	
証券取引責任準備金繰入額		0		_	
税引前当期純利益		300, 256	42. 13	300, 980	37. 79
法人税、住民税及び事業税		△10, 927	△1.53	△12, 357	△1.55
法人税等調整額		△6, 144	△0.86	△233, 532	△29. 32
当期純利益		317, 328	44. 52	546, 871	68.66
前期繰越利益		105, 480		—	
土地再評価差額金取崩額		1, 010		_	
中間配当額		68, 148		_	
当期未処分利益		355, 670		_	
		,			

③ 【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 (平成18年 6 月27日) 株主総会承認日
区分	注記 番号	金額(百万円)
(当期未処分利益の処分)		
当期未処分利益		355, 670
利益処分額		210, 048
乙種第一回優先株式配当金		(1株につき3円18銭) 2,162
丁種第一回優先株式配当金		(1株につき5円) 0
戊種第一回優先株式配当金		(1株につき7円19銭) 1,725
己種第一回優先株式配当金		(1株につき9円25銭) 740
第1種第一回優先株式配当金		(1株につき13銭0.5厘) 1,631
第2種第一回優先株式配当金		(1株につき13銭0.5厘) 1,671
第3種第一回優先株式配当金		(1株につき13銭0.5厘) 1,631
普通株式配当金		(1株につき6円50銭) 200,485
次期繰越利益		145, 622
(その他資本剰余金の処分)		
その他資本剰余金		72, 280
その他資本剰余金次期繰越額		72, 280

(株主資本等変動計算書)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

			株主	資本		
			資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	次未准借入	その他	資本剰余金	その他 利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金 資本剰余金 合計	合計	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	279, 928	279, 928	72, 280	352, 208	355, 670	987, 808
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)					△210, 048	△210, 048
剰余金の配当					△107, 258	△107, 258
当期純利益					546, 871	546, 871
土地再評価差額金の取崩					1, 893	1, 893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(百万円)	_	_		_	231, 458	231, 458
平成19年3月31日残高(百万円)	279, 928	279, 928	72, 280	352, 208	587, 129	1, 219, 266

		評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	201, 208	_	63, 306	264, 514	1, 252, 323
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△210, 048
剰余金の配当					△107, 258
当期純利益					546, 871
土地再評価差額金の取崩					1,893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	23, 597	△15, 452	△1,893	6, 251	6, 251
事業年度中の変動額合計(百万円)	23, 597	△15, 452	△1,893	6, 251	237, 709
平成19年3月31日残高(百万円)	224, 805	△15, 452	61, 412	270, 766	1, 490, 032

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

		前事業年度	当事業年度
		(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
		至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
1	特定取引資産・負債の評	金利、通貨の価格、有価証券市場にお	同左
	価基準及び収益・費用の	ける相場その他の指標に係る短期的な	
	計上基準	変動、市場間の格差等を利用して利益	
		を得る等の目的(以下「特定取引目	
		的」)の取引については、取引の約定	
		時点を基準とし、貸借対照表上「特定	
		取引資産」及び「特定取引負債」に計	
		上するとともに、当該取引からの損益	
		を損益計算書上「特定取引収益」及び	
		「特定取引費用」に計上しておりま す。	
		」。 特定取引資産及び特定取引負債の評価	
		は、有価証券及び金銭債権等について	
		は決算日の時価により、スワップ・先	
		物・オプション取引等の派生商品につ	
		初・オブション取引等の派生間品については決算日において決済したものと	
		みなした額により行っております。	
		また、特定取引収益及び特定取引費用	
		の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等につい	
		ては前事業年度末と当事業年度末にお	
		ける評価損益の増減額を、派生商品に ついては前事業年度末と当事業年度末	
		におけるみなし決済からの損益相当額	
		の増減額を加えております。	
2	有価証券の評価基準及び	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的
2	評価方法	の債券については移動平均法によ	の債券については移動平均法によ
	пшли	る償却原価法(定額法)、子会社株	る償却原価法(定額法)、子会社株
		式及び関連会社株式については移	式及び関連会社株式については移
		動平均法による原価法、その他有	動平均法による原価法、その他有
		価証券で時価のあるもののうち株	価証券で時価のあるもののうち株
		式については決算日前1ヵ月の市	式については決算日前1ヵ月の市
		場価格の平均に基づいて算定され	場価格の平均に基づいて算定され
		た額に基づく時価法、また、それ	た額に基づく時価法、また、それ
		以外については決算日の市場価格	以外については決算日の市場価格
		等に基づく時価法(売却原価は移	等に基づく時価法(売却原価は移
		動平均法により算定)、時価のな	動平均法により算定)、時価のな
		いものについては移動平均法によ	いものについては移動平均法によ
		る原価法又は償却原価法により行	る原価法又は償却原価法により行
		っております。	っております。
		なお、その他有価証券の評価差額	なお、その他有価証券の評価差額
		については、全部資本直入法によ	については、全部純資産直入法に
		り処理しております。	より処理しております。
		7/0.40 (4-7.57)	3,7,0,40 (10) 670

	前事業年度 (自 平成17年4月1日	当事業年度 (自 平成18年4月1日
	至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日) (会計方針の変更)
		従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現
		物の金融資産部分と組込デリバテ ィブ部分を一体として時価評価
		し、評価差額を当事業年度の損益
		に計上しておりましたが、「その 他の複合金融商品(払込資本を増
		加させる可能性のある部分を含ま
		ない複合金融商品)に関する会計 処理」(企業会計基準適用指針第
		12号平成18年3月30日)が公表さ
		れたことに伴い、当事業年度から 同適用指針を適用し、前事業年度
		市適用指針を適用し、前事業年度 末の貸借対照表価額を取得原価と
		して償却原価法を適用し時価評価 による評価差額(税効果額控除後)
		を純資産の部に計上しておりま
		す。これにより、従来の方法と比 べその他有価証券評価差額金は
		496百万円減少し、繰延税金資産
		は339百万円増加しており、税引 前当期純利益は836百万円増加し
		刑当期拠利益は830日万円増加し ております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独 運用の金銭の信託において信託財	(2) 同左
	産として運用されている有価証券	
	の評価は、時価法により行ってお ります。	
3 デリバティブ取引の評価	デリバティブ取引(特定取引目的の取	同左
基準及び評価方法	引を除く)の評価は、時価法により行っております。	
4 固定資産の減価償却の方	(1) 動産不動産	(1) 有形固定資産
法	動産不動産の減価償却は、建物に ついては定額法、動産については	有形固定資産の減価償却は、建物 については定額法、動産について
	定率法をそれぞれ採用しておりま	は定率法をそれぞれ採用しており
	す。 なお、主な耐用年数は次のとおり	ます。 なお、主な耐用年数は次のとおり
	であります。	であります。
	建物:2年~50年 動産:2年~20年	建物:2年~50年 動産:2年~20年
	(2) ソフトウェア	(2) 無形固定資産
	自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間	無形固定資産の減価償却は、定額 法により償却しております。な
	(5年)に基づく定額法により償却	お、自社利用のソフトウェアにつ
	しております。	いては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償
		却しております。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 5 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 7 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償 貸倒引当金は、予め定めている償	١ ١
至 平成18年3月31日)至 平成19年3月31日)5 繰延資産の処理方法社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っております。社債発行費は、支出時に全額費用で処理しております。6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。同左7 引当金の計上基準(1)貸倒引当金	<u>ا ا</u>
5 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っております。	レル
て処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
社債発行差金については資産として計 上し、社債の償還期間もしくは償還が 可能となる日までの期間にわたり均等 償却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、取得時の為替相 場による円換算額を付す子会社株式及 び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	C U
上し、社債の償還期間もしくは償還が 可能となる日までの期間にわたり均等 償却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、取得時の為替相 場による円換算額を付す子会社株式及 び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
可能となる日までの期間にわたり均等 償却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準 場による円換算額を付す子会社株式及 び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
(賞却を行っております。 6 外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相 同左 場による円換算額を付す子会社株式及 び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
6 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	
邦通貨への換算基準 場による円換算額を付す子会社株式及 び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
び関連会社株式を除き、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
日の為替相場による円換算額を付して おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
おります。 7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
7 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
貸倒引当金は、予め定めている償 貸倒引当金は、予め定めてい	
	る償
却・引当基準に則り、次のとおり 却・引当基準に則り、次のと	おり
計上しております。 計上しております。	
破産、特別清算等、法的に経営破破産、特別清算等、法的に経	営破
綻の事実が発生している債務者にの事実が発生している債	务者
(以下、「破綻先」という。)に係 (以下、「破綻先」という。)	こ係
る債権及びそれと同等の状況にある債権及びそれと同等の状況	こあ
る債務者(以下、「実質破綻先」 る債務者(以下、「実質破綻	先」
という。)に係る債権について という。)に係る債権につ	いて
は、下記直接減額後の帳簿価額かは、下記直接減額後の帳簿価	額か
ら、担保の処分可能見込額及び保ら、担保の処分可能見込額及	び保
証による回収可能見込額を控除 証による回収可能見込額を	空除
し、その残額を計上しておりまし、その残額を計上してお	
す。	りま

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

また、現在は経営破綻の状況にな いが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」という。)及 び今後の管理に注意を要する債務 者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もるこ とができる債権については、当該 キャッシュ・フローを当初の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳 簿価額との差額を貸倒引当金とす る方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッ シュ・フロー見積法を適用しない 債務者に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者

上記以外の債権については、過去 の一定期間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

の支払能力を総合的に判断し必要

と認められる額を計上しておりま

す。

また、特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因し て生ずる損失見込額を特定海外債 権引当勘定として計上しておりま す。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独 立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っておりま す。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,374百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する 損失に備えるため、有価証券の発 行会社の財政状態等を勘案して必 要と認められる額を計上しており ます。

当事業年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

また、現在は経営破綻の状況にな いが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」という。)及 び今後の管理に注意を要する債務 者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の同収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もるこ とができる債権については、当該 キャッシュ・フローを当初の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳 簿価額との差額を貸倒引当金とす る方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッ シュ・フロー見積法を適用しない 債務者に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者 の支払能力を総合的に判断し必要 と認められる額を計上しておりま す。

上記以外の債権については、過去 の一定期間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

また、特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因し て生ずる損失見込額を特定海外債 権引当勘定として計上しておりま す。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独 立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っておりま す。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。

(2) 投資損失引当金

同左

前事業年度

(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき、必要額を計 上しております。また、過去勤務 債務及び数理計算上の差異の処理 方法は、以下のとおりでありま す

過去勤務債務

発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存 勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌事業年度か ら損益処理

(会計方針の変更)

従来、実際運用収益が期待運用収 益を超過したこと等による数理計 算上の差異の発生又は給付水準を 引き下げたことによる過去勤務債 務の発生により、年金資産が企業 年金制度に係る退職給付債務を超 えることとなった場合における当 該超過額(以下「未認識年金資 産」という。)は「退職給付に係 る会計基準注解」(注1)1により 資産及び利益として認識しており ませんでしたが、平成17年3月16 日付で「退職給付に係る会計基 準」(企業会計審議会平成10年6 月16日)の一部が改正され、未認 識年金資産を資産及び利益として 認識することが認められました。 これに伴い、「『退職給付に係る 会計基準』の一部改正に関する適 用指針」(企業会計基準適用指針 第7号平成17年3月16日)を適用 し、当事業年度から未認識年金資 産を過去勤務債務又は数理計算上 の差異とに合理的に区分して費用 の減額処理等の対象としておりま す。これにより前払年金費用が 20,993百万円増加し、税引前当期 純利益が同額増加しております。

当事業年度

- (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
- (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき、必要額を計 上しております。また、過去勤務 債務及び数理計算上の差異の処理 方法は、以下のとおりでありま す。

過去勤務債務

発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存 勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌事業年度か ら損益処理

	Car Francis III	
	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		T 19010 T 0 /101 H /
	(4) 事業再構築引业会は、焦丸五生期	
	事業再構築引当金は、集中再生期	
	間における資産・収益構造改革の	
	ためのシステム更改に伴う除却及	
	び店舗統廃合に伴い、今後発生が	
	見込まれる損失について合理的に	
	見積もることができる金額を計上	
	しております。	
	(5) 店舗チャネル改革引当金	
	店舗チャネル改革引当金は、収益	
	基盤の維持・強化とローコスト運	
	営を両立する新しい店舗チャネル	
	を再構築するための店舗の移転・	
	統廃合・形態変更等に伴い、今後	
	発生が見込まれる損失について合	
	理的に見積もることができる金額	
	を計上しております。	
		(6) その他の引当金
		その他の引当金は、将来発生が見
		込まれる費用または損失について
		合理的に見積もることができる金
		額を計上しております。
		主な内訳は次のとおりでありま
		主ないいはいのとおりてあります。
		9。 預金払戻損失引当金
		負債計上を中止した預金につい
		て、将来の払戻請求に応じて発生
		する損失を見積もり、計上してお
	(g) =7 \(\frac{1}{2}\) = \(\frac{1}{2}\) \(\fr	ります。
	(7) 証券取引責任準備金	(7) 証券取引責任準備金
	証券先物取引等に関して生じた事	同左
	故による損失の補てんに充てるた	
	め、証券取引法第65条の2第7項	
	において準用する同法第51条及び	
	金融機関の証券業務に関する内閣	
	府令第32条に定めるところにより	
	算出した額を計上しております。	
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する	同左
	と認められるもの以外のファイナン	
	ス・リース取引については、通常の賃	
	貸借取引に準じた会計処理によってお	
	ります。	
		·

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1
	至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月3
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
	金融資産・負債から生じる金利リ	金融資産・負債から生
	スクに対するヘッジ会計の方法	スクに対するヘッジ会
	は、「銀行業における金融商品会	は、「銀行業における
	計基準適用に関する会計上及び監	計基準適用に関する会
	査上の取扱い」(日本公認会計士	査上の取扱い」(日本:
	協会業種別監査委員会報告第24	協会業種別監査委員会
	号。以下、「業種別監査委員会報	号。以下、「業種別監
	告第24号」という。)に規定する	告第24号」という。)(
	繰延ヘッジによっております。へ	繰延ヘッジによってお
	ッジ有効性評価の方法について	ッジ有効性評価の方法
	は、相場変動を相殺するヘッジに	は、相場変動を相殺す
	ついて、ヘッジ対象となる預金・	ついて、ヘッジ対象と
	貸出金等とヘッジ手段である金利	貸出金等とヘッジ手段
	スワップ取引等を一定の(残存)期	スワップ取引等を一定
	間毎にグルーピングのうえ特定し	間毎にグルーピングの
	評価しております。また、キャッ	評価しております。ま
	シュ・フローを固定するヘッジに	シュ・フローを固定す
	ついては、ヘッジ対象とヘッジ手	ついては、ヘッジ対象
	段の金利変動要素の相関関係の検	段の金利変動要素の相
	証により有効性の評価をしており	証により有効性の評価
	ます。	ます。
	また、当事業年度末の貸借対照表	また、当事業年度末の
	に計上している繰延ヘッジ損益の	に計上している繰延へ
	うち、「銀行業における金融商品	うち、「銀行業におけ
	会計基準適用に関する当面の会計	会計基準適用に関する
	上及び監査上の取扱い」(日本公	上及び監査上の取扱い
	認会計士協会業種別監査委員会報	認会計士協会業種別監
	告第15号)を適用して実施してお	告第15号)を適用して
	りました多数の貸出金・預金等か	りました多数の貸出金
	ら生じる金利リスクをデリバティ	ら生じる金利リスクを
	ブ取引を用いて総体で管理する従	ブ取引を用いて総体で
	来の「マクロヘッジ」に基づく繰	来の「マクロヘッジ」
	延ヘッジ損益は、「マクロヘッ	延ヘッジ損益は、「
	ジ」で指定したそれぞれのヘッジ	ジ」で指定したそれぞ
	手段の残存期間・想定元本金額に	手段の残存期間・想定
	応じ平成15年度から最長10年間に	応じ平成15年度から最
	わたって、資金調達費用又は資金	わたって、資金調達費
	運用収益として期間配分しており	運用収益として期間配
	ます。	ます。
	よい ル本光ケウナルルフェ	ふふ ル本光ケポーツ

1 目 31日)

上じる金利リ 会計の方法 5金融商品会 会計上及び監 公認会計士 会報告第24 监查委員会報 に規定する おります。へ 法について けるヘッジに : なる預金・ 设である金利 どの(残存)期 のうえ特定し また、キャッ **けるヘッジに** 良とヘッジ手 1関関係の検 田をしており

の貸借対照表 ヘッジ損益の ける金融商品 る当面の会計 ハ」(日本公 监查委員会報 実施してお を・預金等か シデリバティ で管理する従 に基づく繰 マクロヘッ ぞれのヘッジ 官元本金額に 曼長10年間に 費用又は資金 記分しており

なお、当事業年度末における「マ クロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ 損失は4,958百万円(税効果額控除 前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万 円(同前)であります。

なお、当事業年度末における「マ

クロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ

損失は10,177百万円、繰延ヘッジ

利益は15,939百万円であります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
	至 平成18年3月31日) (ロ)為替変動リスク・ヘッジ	至 平成19年3月31日) (ロ)為替変動リスク・ヘッジ
	(ロ)為晉変期リスク・ヘッン 外貨建金融資産・負債から生じる	(ロ)為晉変動リスク・ヘッシ 同左
	為替変動リスクに対するヘッジ会	[H]ZL
	計の方法は、「銀行業における外	
	貨建取引等の会計処理に関する会	
	計上及び監査上の取扱い」(日本	
	公認会計士協会業種別監査委員会	
	報告第25号。以下、「業種別監査	
	委員会報告第25号」という。)に	
	規定する繰延ヘッジによっており	
	ます。ヘッジ有効性評価の方法に ついては、外貨建金銭債権債務等	
	の為替変動リスクを減殺する目的	
	で行う通貨スワップ取引及び為替	
	スワップ取引等をヘッジ手段と	
	し、ヘッジ対象である外貨建金銭	
	債権債務等に見合うヘッジ手段の	
	外貨ポジション相当額が存在する	
	ことを確認することによりヘッジ	
	の有効性を評価しております。	
	また、外貨建子会社株式及び外貨	
	建その他有価証券(債券以外)の為 替変動リスクをヘッジするため、	
	事前にヘッジ対象となる外貨建有	
	価証券の銘柄を特定し、当該外貨	
	建有価証券について外貨ベースで	
	取得原価以上の直先負債が存在し	
	ていること等を条件に包括ヘッジ	
	として繰延ヘッジ及び時価ヘッジ	
	を適用しております。	
	(ハ)内部取引等	(ハ)内部取引等
	デリバティブ取引のうち特定取引	同左
	勘定とそれ以外の勘定との間又は 内部部門間の内部取引について	
	は、ヘッジ手段として指定してい	
	る金利スワップ取引及び通貨スワ	
	ップ取引等に対して、業種別監査	
	委員会報告第24号及び同第25号に	
	基づき、恣意性を排除し厳格なへ	
	ッジ運営が可能と認められる対外	
	カバー取引の基準に準拠した運営	
	を行っているため、当該金利スワ	
	ップ取引及び通貨スワップ取引等 から生じる収益及び費用は消去せ	
	ずに損益認識又は繰延処理を行っ	
	ております。	
	なお、一部の資産・負債について	
	は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あ	
	るいは金利スワップの特例処理を	
10 冰串丝粉 5人二亿吨	行っております。	D-4
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	同左
 11 連結納税制度の適用	当事業年度より株式会社りそなホール	株式会社りそなホールディングスを連
11 全州州7九川7天 ソ旭円	ディングスを連結納税親会社とする連	結納税親会社とする連結納税主体の連
	結納税主体の連結納税子会社として連	結納税子会社として、連結納税制度を
	結納税制度を適用しております。	適用しております。
•	•	•

会計方針の変更	
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照 表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事 業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金 額は1,505,484百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部に ついては、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に 伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則によ り作成しております。
	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
	(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼動資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税引前当期純利益」が1,823百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間会計期間は従来の方法によっております。 なお、合に比べ、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税引前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。

前事業年度	当事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式
	が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」
	(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平
	成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されるこ
	とになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり
	表示を変更しております。
	(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期未処分利
	益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」
	として表示しております。
	(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」
	として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計
	上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税
	効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ
	損益」として相殺表示しております。
	(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資
	産」又は「その他資産」に区分して表示しておりま
	t .
	① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形
	固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形
	固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、
	「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示
	しております。
	② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利
	金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定
	資産」として、保証金は、「その他資産」中の
	「その他の資産」として表示しております。
	(4) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示
	していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソ
	フトウェア」として表示しております。 (5) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」
	(5) 「動座不動座処ガ盆」及び「動座不動座処ガ損」 は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資
	は、賃借対照表の「助座不助座」が「有形面に賃産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、
	産」、「悪形固足質座」寺に区ガされたことに伴い、 「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として
	「回た質性処分益」及び「回た質性処分損」等として表示しております。
	≪小しくねりまり。

追加情報

前事業年度	当事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

金控除前の金額であります。

前事業年度 当事業年度 (平成18年3月31日) (平成19年3月31日) ※1 子会社の株式及び出資総額 3,954百万円 **※** 1 関係会社の株式及び出資総額 33,401百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規 定する子会社であります。 ※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約によ ※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約によ り貸し付けている有価証券はありません。 り貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有 価証券は0百万円で、売却又は(再)担保という方 価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保とい 法で自由に処分できる権利を有しておりますが、 う方法で自由に処分できる権利を有しております 当事業年度末において当該処分をせずにすべて所 が、当事業年度末において当該処分をせずにすべ 有しております。 て所有しております。 ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,106百万円、延 | ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延 滞債権額は218,994百万円であります。 滞債権額は263,082百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅 延が相当期間継続していることその他の事由によ 延が相当期間継続していることその他の事由によ り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがない り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがない ものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸 ものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭 上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭 和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイから 和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事 ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事 由が生じている貸出金であります。 由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であ また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であ って、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援 って、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸 を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。 出金以外の貸出金であります。 ※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,405百 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百 **※** 4 万円であります。 万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延してい 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない ものであります。 ものであります。 ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は253,908百 ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185,812百 万円であります。 万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に 破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。 該当しないものであります。 ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は488,415百 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は467,715百 万円であります。 万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当

金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成18年3月31日)

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為 替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保と いう方法で自由に処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は253,432百万円でありま
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 240,475百万円 有価証券 2,105,451百万円 貸出金 205,663百万円 その他資産 127百万円

担保資産に対応する債務

預金119,190百万円コールマネー135,000百万円売現先勘定240,480百万円売渡手形281,800百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保 あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 720,347百万円及びその他資産4,361百万円を差し入れております。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,665,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,543,151百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに 影響を与えるものではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、当社が実行申し込 みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価 証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に 予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措 置等を講じております。

※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は48,195百万円、繰延ヘッジ利益の総額は18,824百万円であります。

当事業年度 (平成19年3月31日)

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為 替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保と いう方法で自由に処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は238,298百万円でありま す。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 63,929百万円 有価証券 2,195,006百万円 貸出金 221,233百万円 その他資産 3,897百万円

担保資産に対応する債務

預金101,370百万円売現先勘定13,983百万円借用金742,200百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保 あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 746,588百万円及びその他資産3,095百万円を差し入 れております。

また、その他の資産のうち敷金保証金は17,061百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,623,224百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,310,042百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに 影響を与えるものではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、当社が実行申し込 みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価 証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に 予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措 置等を講じております。

前事業年度 (平成18年3月31日)

当事業年度 (平成19年3月31日)

※11 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継 承した事業用の土地については、土地の再評価に 関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に 計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額 金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価 公示法により公示された価格(平成10年1月1日 基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、 合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当事業年度末における時価の合計額と当該事業 用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

17,699百万円

※12 動産不動産の減価償却累計額

141,135百万円 ※13 動産不動産の圧縮記帳額 45,037百万円

(当事業年度圧縮記帳額

一百万円)

- ※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 147,446百万円が含まれております。
- ※15 社債は全額劣後特約付社債であります。

※11 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継 承した事業用の土地については、土地の再評価に 関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に 計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価 公示法により公示された価格(平成10年1月1日 基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、 合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当事業年度末における時価の合計額と当該事業 用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,261百万円

※12 有形固定資産の減価償却累計額 135,303百万円

※13 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円 一百万円)

(当事業年度圧縮記帳額

※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 46,000百万円が含まれております。

※15 社債は全額劣後特約付社債であります。

※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募 (証券取引法第2条第3項)による社債に対する当 社の保証債務の額は465,608百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾 見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年 大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等 の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正され、平成18年4 月1日以後開始する事業年度から適用されること になったことに伴い、当事業年度から相殺してお ります。

> これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払 承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少してお ります。

※17 会社が発行する株式の総数

普通株式	405,000,000千株
乙種優先株式	680,000千株
丁種優先株式	120千株
戊種優先株式	240,000千株
己種優先株式	80,000千株
第1種優先株式	12,500,000千株
第2種優先株式	12,808,217千株
第3種優先株式	12,500,000千株

発行済株式の総数	
普通株式	30,843,933千株
乙種第一回優先株式	680,000千株
丁種第一回優先株式	120千株
戊種第一回優先株式	240,000千株
己種第一回優先株式	80,000千株
第1種第一回優先株式	12,500,000千株
第2種第一回優先株式	12,808,217千株
第3種第一回優先株式	12,500,000千株

	前事業年度		当事業年度
	(平成18年3月31日)		(平成19年3月31日)
※ 18	資本準備金による欠損てん補		
	欠損てん補に充当された金額 154,316百万	9	
	欠損てん補を行った年月 平成15年6]	
	利益準備金による欠損てん補		
	欠損てん補に充当された金額 57,087百万	9	
	欠損てん補を行った年月 平成15年6	₹	
19	旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価	<u> </u>	
	付したことにより増加した純資産額は、		
	222,525百万円であります。		
20	配当制限	20	配当制限
	当社の定款の定めるところにより、優先株主に	寸	当社の定款の定めるところにより、優先株主に対
	しては、次に定める各種優先株式の優先配当金	2	しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を
	超えて配当することはありません。		超えて配当することはありません。
	甲種第一回優先株式 1株につき 75円		乙種第一回優先株式 1株につき 6円36銭
	乙種第一回優先株式 1株につき 45円		丁種第一回優先株式 1株につき 10円
	丁種第一回優先株式 1株につき 150円		戊種第一回優先株式 1株につき 14円38銭
	戊種第一回優先株式 1株につき 90円		己種第一回優先株式 1株につき 18円50銭
	己種第一回優先株式 1株につき 90円		第1種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘
	第1種第一回優先株式 1株につき 26銭1厘		第2種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘
	第2種第一回優先株式 1株につき 26銭1厘		第3種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘
	第3種第一回優先株式 1株につき 26銭1厘		
21	元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭	<u>\$</u> 21	元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信
	託528,222百万円であります。		託516,755百万円であります。

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		* 1	投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼動資産のうち一部の営業用店舗について1,824百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,113百万円の「減損損失」を計上しております。上記「減損損失」の合計のうち、建物は2,046百万円、土地は1,432百万円、その他の有形固定資産は2,457百万円であります。グルーピングの単位は、稼動資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。
※ 2	「その他の経常収益」には、 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。		
※ 3	「その他の経常費用」には、 株式関連デリバティブ取引に係 9,052百万円 る損失 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る 貸出金償却、債権売却損等のうち6,672百万円に ついては、キャッシュ・フロー見積法を適用して 計上した同債権に係る貸倒引当金戻入益と相殺表 示しております。	* 4	「その他の特別利益」には、店舗チャネル改革引
		7 1	当金取崩額2,625百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	_	60	60	_	(注)

⁽注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産

動産11,292百万円その他一百万円合計11,292百万円

減価償却累計額相当額

その他一百万円合計4,687百万円期末残高相当額6,604百万円砂他一百万円

・未経過リース料期末残高相当額1,890百万円1年超5,000百万円合計6,891百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料 減価償却費相当額 2,547百万円

4.687百万円

6,604百万円

減価償却費相当額支払利息相当額2,314百万円支払利息相当額

- ・減価償却費相当額の算定方法
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内85百万円1年超10百万円合計96百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産 12,269百万円

減価償却累計額相当額

動産 5,688百万円

期末残高相当額

動産 6,580百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内2,018百万円1年超4,886百万円合計6,904百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料2,075百万円減価償却費相当額1,943百万円支払利息相当額176百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
- 額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について

2 オペレーティング・リース取引

は、利息法によっております。

・未経過リース料

1 年内16百万円1 年超9百万円合計26百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんの で、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の 記載は省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日現在)及び当事業年度(平成19年3月31日現在)において、子会社 及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日			
				至 平成19年3月3		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の	の発生の主な原因別	1			
	の内訳			の内訳		
	繰延税金資産			繰延税金資産		
	税務上の繰越欠損金	1,018,884百万円		税務上の繰越欠損金	922, 309百万円	
	貸倒引当金損金算入 限度超過額 及び貸出金償却否認額	203, 277		貸倒引当金損金算入 限度超過額 及び貸出金償却否認額	190, 049	
	有価証券償却否認額	132, 453		有価証券償却否認額	118, 291	
	退職給付引当金損金算入 限度超過額	23, 098		退職給付引当金損金算入 限度超過額	36, 290	
	その他	77, 849		その他	72, 888	
	繰延税金資産小計	1, 455, 564		繰延税金資産小計	1, 339, 829	
	評価性引当額	△1, 319, 096		評価性引当額	△959, 803	
	繰延税金資産合計	136, 467		繰延税金資産合計	380, 026	
	繰延税金負債			繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△137,640百万円		その他有価証券評価差額金	△80,228百万円	
	退職給付信託設定益	\triangle 19, 741		退職給付信託設定益	\triangle 19, 741	
	子会社株式譲渡益繰延	$\triangle 2$, 104		子会社株式譲渡益繰延	△2, 104	
	未収配当金	△1,715		未収配当金	△1, 938	
	繰延税金負債合計	△161, 201		その他	△568	
	繰延税金負債の純額	$\triangle 24,733$		繰延税金負債合計	△104, 581	
				繰延税金資産の純額	275, 445	
2	法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負担	2	法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負担	
	率との間に重要な差異があると	きの、当該差異の原		率との間に重要な差異があると	きの、当該差異の原	
	因となった主な項目別の内訳			因となった主な項目別の内訳		
	法定実効税率	40.62%		法定実効税率	40.62%	
	(調整)			(調整)		
	評価性引当額	$\triangle 43.66\%$		評価性引当額	△119. 38%	
	受取配当金益金不算入	$\triangle 2.62\%$		受取配当金益金不算入	△1. 79%	
	源泉税および住民税均等割	等 0.41%		源泉税および住民税均等割	等 0.29%	
	その他	△0. 43%		その他	△1.44%	
	税効果会計適用後の法人税 担率	急等の負 △5.68%		税効果会計適用後の法人利 担率	兇等の負 △81.70%	

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△39. 84	△32. 20
1株当たり当期純利益	円	9. 67	16. 97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	4. 56	10. 13

- (注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たり純資産額は50銭減少しております。
 - 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	_	1, 490, 032
純資産の部の合計額から控除す る金額	百万円	_	2, 483, 323
うち優先株式	百万円	_	2, 471, 681
うち優先配当額	百万円		11, 641
普通株式に係る期末の純資産額	百万円		△993, 290
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	_	30, 844, 697

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	317, 328	546, 871
普通株主に帰属しない金額	百万円	19, 152	23, 283
うち優先配当額	百万円	19, 152	23, 283
普通株式に係る当期純利益	百万円	298, 175	523, 587
普通株式の期中平均株式数	千株	30, 819, 874	30, 844, 000
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	19, 152	23, 283
うち優先配当額	百万円	19, 152	23, 283
普通株式増加数	千株	38, 714, 422	23, 096, 300
うち優先株式	千株	38, 714, 422	23, 096, 300
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高(百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	185, 034	3, 147	2, 788 (2, 046)	185, 393	101, 699	4, 836	83, 693
土地	215, 693	_	5, 053 (1, 432)	210, 639	_	_	210, 639
建設仮勘定	808	1, 508	548	1, 767	_	_	1, 767
その他の有形 固定資産	54, 557	6, 969	10, 362 (2, 457)	51, 163	39, 911	1, 939	11, 252
有形固定資産計	456, 093	11, 625	18, 753 (5, 937)	448, 964	141, 611	6, 775	307, 353
無形固定資産							
ソフトウェア	_	_	_	9, 484	3, 575	1, 787	5, 909
その他の無形 固定資産	_	_	_	3, 146	831	31	2, 315
無形固定資産計	_	_	_	12, 630	4, 406	1, 819	8, 224

- (注) 1 当期減少額欄における()内は、減損損失の計上額(内書き)であります。
 - 2 前年度まで区分掲記していた「土地」のうち「所有土地」(前期末残高645百万円)、「建物」のうち 「所有建物」(前期末残高1,308百万円)及び「動産」(前期末残高52,603百万円)は、貸借対照表の表示 方法の変更により、有形固定資産の「その他の有形固定資産」に含めて計上しております。
 - 3 無形固定資産の金額は、資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	356, 498 (△38)	370, 825	26, 043	330, 455	370, 825
一般貸倒引当金	218, 924	220, 394	1, 926	216, 997	220, 394
個別貸倒引当金	137, 391 (△38)	150, 253	24, 116	113, 275	150, 253
うち非居住者向け 債権分	121 (△38)	52	_	121	52
特定海外債権 引当勘定	183	178		183	178
投資損失引当金	13, 058				13, 058
事業再構築引当金	156		54	101	_
店舗チャネル 改革引当金	2, 731		105	2, 625	_
その他の引当金	_	2, 705			2, 705
証券取引責任準備金	0	_	_	_	0
計	372, 445 (△38)	373, 530	26, 203	333, 181	386, 590

(注) 1 ()内は為替換算差額であります。

2 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金洗替による取崩額個別貸倒引当金洗替による取崩額うち非居住者向け債権分洗替による取崩額特定海外債権引当勘定洗替による取崩額

事業再構築引当金、店舗チャネル改革引当金…店舗の移転・統廃合・形態変更等の計上事由の見直し 及び解消等による取崩

〇 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1, 967	2, 090	1, 950	16	2, 090
未払法人税等	510	690	495	14	690
未払事業税	1, 457	1, 400	1, 455	1	1, 400

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成19年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次の通りであります。

① 資産の部

預け金 ……… 日本銀行への預け金380,702百万円、他の銀行への預け金280,323百万円その 他であります。

その他の証券 … 外国証券248,530百万円、投資信託508,808百万円その他であります。

前払費用 ……… 支払手数料1,469百万円その他であります。

未収収益 ……… 貸出金利息19,735百万円、有価証券利息配当金11,615百万円、受入手数料 5,768百万円その他であります。

その他の資産 … 前払年金費用122,181百万円、金融安定化拠出基金への拠出金81,070百万円、 社団法人新金融安定化基金への拠出金57,527百万円、仮払金64,642百万円(債 券利息立替金等)その他であります。

② 負債の部

その他の預金 … 別段預金263,422百万円、外貨預金302,337百万円その他であります。

信託勘定借 …… 信託勘定における銀行勘定貸と見合う勘定で信託勘定の余裕金等を一時的に 受け入れたものであります。

未払費用 …… 預金利息26,618百万円、支払手数料2,444百万円、社債利息22,783百万円その 他であります。

前受収益 …… 貸出金利息8,662百万円その他であります。

その他の負債 … デリバティブ取引担保金59,906百万円、仮受金28,036百万円、預金利子税等 預かり金22,968百万円その他であります。

(3) 【信託財産残高表】

資産

科目	前事業年 (平成18年3月		当事業年度 (平成19年3月31日)		
THE	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
貸出金	174, 418	11. 67	151, 362	9. 41	
有価証券	0	0.00	0	0.00	
信託受益権	1, 520	0.10	744	0.05	
受託有価証券	2	0.00	327	0.02	
金銭債権	405, 248	27. 10	400, 072	24. 88	
動産不動産	442, 651	29. 60	_	_	
有形固定資産	_	_	591, 401	36. 77	
土地の賃借権	4, 467	0.30	_	_	
無形固定資産	_	_	3, 321	0. 21	
その他債権	14, 504	0. 97	14, 051	0.87	
銀行勘定貸	426, 112	28. 50	417, 715	25. 97	
現金預け金	26, 373	1. 76	29, 222	1.82	
合計	1, 495, 298	100.00	1, 608, 218	100.00	

負債

科目	前事業年 (平成18年3月		当事業年度 (平成19年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
金銭信託	578, 456	38. 69	555, 739	34. 56	
財産形成給付信託	1, 979	0. 13	1,656	0. 10	
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00	
有価証券の信託	2	0.00	327	0.02	
金銭債権の信託	430, 037	28. 76	416, 893	25. 92	
土地及びその定着物の信託	160, 694	10.75	159, 371	9. 91	
土地の賃借権の信託	4, 685	0. 31	_	_	
土地及びその定着物の賃借権の信託	_	_	4, 697	0. 29	
包括信託	319, 443	21. 36	469, 533	29. 20	
合計	1, 495, 298	100.00	1, 608, 218	100.00	

- (注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 2 共同信託他社管理財産 前事業年度末 76,258百万円 当事業年度末 73,431百万円
 - 3 元本補てん契約のある信託の貸出金前事業年度末174,018百万円のうち破綻先債権額は15百万円、延滞債権額は2,918百万円、3ヵ月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は20,991百万円であります。また、これらの債権額の合計は24,030百万円であります。
 - 4 元本補てん契約のある信託の貸出金当事業年度末151,062百万円のうち破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円であります。また、これらの債権額の合計は24,967百万円であります。

(4) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	一(注)
株券の種類	株券の発行はしておりません
剰余金の配当の基準日	12月31日 3月31日
1 単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜2丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜2丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	株式会社だいこう証券ビジネス 各支社
名義書換手数料	_
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	ありません

⁽注) 定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するために基準日は設けておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条第1項第1号及び第2号の有価証券の発行者ではないため、該当事項はあ りません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

(第4期)

事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日

平成18年6月29日 近畿財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成17年11月28日付社債の募集に係る発行 登録書の訂正発行登録書であります。

平成18年6月29日 近畿財務局長に提出。

(3) 半期報告書

第5期中 自 平成18年4月1日

至 平成18年9月30日

平成18年12月26日 近畿財務局長に提出。

(4) 訂正発行登録書

平成17年11月28日付社債の募集に係る発行 登録書の訂正発行登録書であります。

平成18年12月26日 近畿財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書 上記(1)に係る訂正報告書であります。

平成19年4月18日 近畿財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

平成17年11月28日付社債の募集に係る発行 登録書の訂正発行登録書であります。

平成19年4月18日 近畿財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第3号(親会社の異動又は特定子会社 の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成19年4月25日 近畿財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

平成17年11月28日付社債の募集に係る発行 登録書の訂正発行登録書であります。

平成19年4月25日 近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年6月27日

夫

(印)

(印)

茂

建太郎

木

 \blacksquare

株式会社りそな銀行 取締役会 御中

新日本監査法人

業務執行社員

指定社員

指定社員

業務執行社員

指定社員 業務執行社員	公認会計士	湯	浅	敦	(EJ)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	豊	
監査法人トーマ	マツ				
指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	

公認会計士 深

鈴

公認会計士

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、我々監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得る ことを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並 びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含 んでいる。我々監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項 (7) 退職給付引 当金の計上基準に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』 の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管しております。

平成19年6月26日

株式会社りそな銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	F
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ð
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太郎	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管しております。

平成18年6月27日

株式会社りそな銀行 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	ED
指定社員 業務執行社員	公認会計士	湯	浅		敦	E D
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村		豊	ED

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	ED
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太郎	

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、我々監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに 経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。 我々監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社りそな銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度 の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針 7. 引当金の計上基準 (3) 退職給付引当金に記載されているとおり、会社は当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管しております。

平成19年6月26日

株式会社りそな銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	(EII)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太郎	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管しております。